目次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の背景と趣旨……1
２　計画の法的根拠と位置づけ……2
３　計画の期間……3
４　策定体制……3
５　進行管理……4
６　第１期大田市子ども・子育て支援事業計画の評価……4

第２章　大田市の子ども・子育てを取り巻く現状……6
１　統計による大田市の状況……6
１）人口・世帯数等の状況……6
２）人口動態の状況……9
３）婚姻と出生率の状況……10
４）人口の将来推計……13
５）就業の状況……14
２　アンケート調査からみる現状と課題……15
１）アンケート調査の実施状況……15
２）アンケート調査からみられる現状と課題……15

第３章　計画の基本理念……18
１　計画の基本理念……18
２　施策体系……19

第４章　子ども・子育て支援施策の展開……20
１　子育て支援の推進……20
１）地域における子育て支援サービスの充実……20
２）保育サービスの充実……24
３）仕事と子育ての両立の推進……27
４）子育て支援ネットワークづくり……29
５）経済的支援……31
６）情報発信の強化……34
２　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……35
１）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備……35
２）家庭や地域で子どもの成長を支える体制づくり……38
３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進……41
３　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進……42
１）児童虐待防止対策の充実……42
２）ひとり親家庭の自立支援の推進……44
３）障がい児施策の充実……46

４　子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備 49
１）子どもの安全の確保 49
２）子育てしやすい生活環境の整備 51

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制 53
１　提供区域の設定 55
２　教育・保育施設等の目標事業量と提供体制 55
３　地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制 60
１）利用者支援事業 60
２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 61
３）妊婦一般健康診査 62
４）こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 63
５）養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業 64
６）子育て短期支援事業 65
７）ファミリー・サポート・センター事業 65
８）①一時預かり事業（幼稚園等在園者対象） 66
８）②一時預かり事業（在園児対応型以外） 67
９）延長保育事業 68
10）病児・病後児保育事業 69
11）放課後児童クラブと放課後子ども総合プランの推進 70
12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 72
13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 72

第６章　保育所等のあり方 73
１　公立保育所の再編成 73
２　公立保育所の施設整備 73
３　民間活力の活用 73
４　認定こども園への移行 74

資料編 75
１　用語集 75
２　アンケート結果概要 78
就学前児童保護者アンケート結果 78
小学生保護者アンケート結果 96
３　大田市子ども・子育て支援推進会議条例 109
４　大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿 110
５　計画策定の経過 111

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国では、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を平成２４年８月に新たに成立させ、平成２７年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

近年の国の動きをみると、国全体においては待機児童の解消は待ったなしの課題であるため、平成２９年６月に「子育て安心プラン」を公表し、平成３０年度から令和３年度末までに女性の就業率８０％にも対応できる約３２万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成３０年９月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

このような状況の中で、本市においては、市の現状と課題等を踏まえながら、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で応援するまちづくりを目指して、大田市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成１６～２０年度、後期計画：平成２１～２６年度）、大田市子ども・子育て支援事業計画（平成２７～平成３１年度／令和元年度）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

第２期大田市子ども・子育て支援事業計画は、令和元年度をもって「大田市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するために策定するものです。

2　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」として定めるものです。

さらに、本市の最上位計画である「大田市総合計画」や、関連計画である「大田市地域福祉計画」、「おおだ健やかプラン」等と整合・連携を図るものとします。

■他計画との関連イメージ図

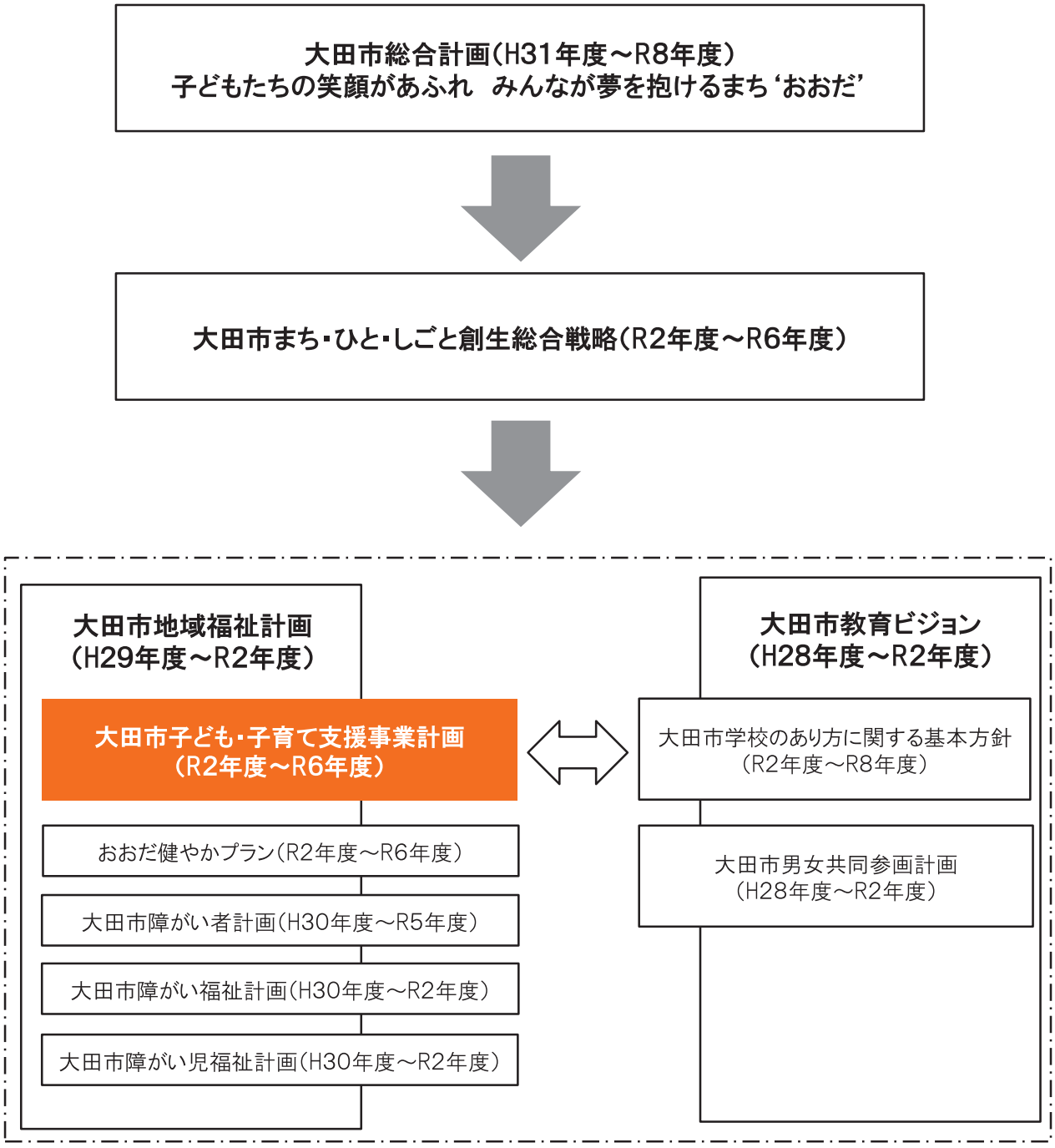

3　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画最終年度である令和６年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

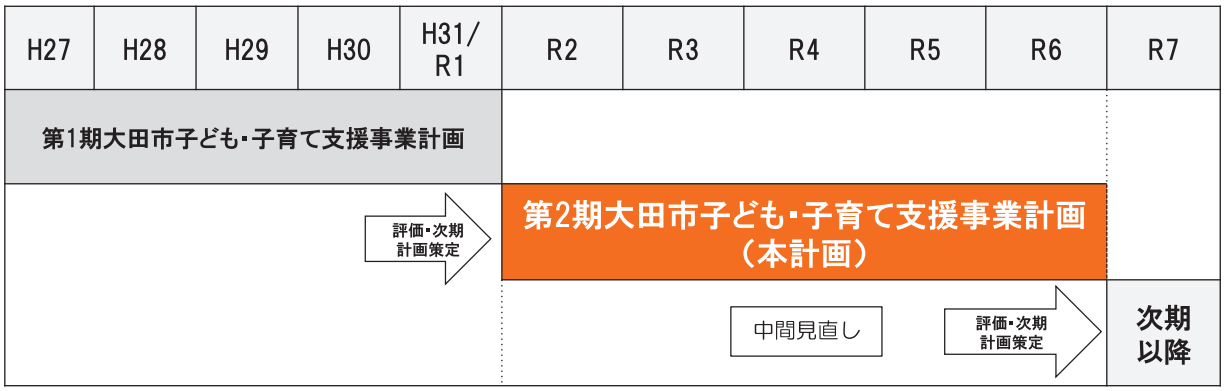

4　策定体制

１）大田市子ども・子育て支援推進会議

本計画の策定にあたっては、大田市子ども・子育て支援推進会議により検討を行いました。委員には、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や幼稚園・保育所等事業所の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子育て支援施策の検討に際して貴重なご意見をいただきました。

２）大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、市の施策への意見等を把握するために、「大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を実施しました。

３）施設等アンケートの実施

子育て支援の実態を把握するために、子育て支援施設等に対してアンケートを送り回答していただきました。（送付先：子育て支援センター、子育てサロン・サークル、保育所（園）、放課後児童クラブ、放課後子ども教室）

4）意見交換会の実施

市民アンケートに合わせて、直接就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の意見を聞くために意見交換会を開催しました。意見交換会は２回開催し、１７名の方にご参加いただき貴重なご意見をいただきました。

５）パブリックコメントの実施

策定した本計画（案）について、令和２年１月にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまの意見を募集し貴重なご意見をいただきました。

5　進行管理

本計画の進捗状況については、ＰＤＣＡサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づいて、各事業の取組状況・利用実績を把握し、毎年度「大田市子ども・子育て支援推進会議」が点検・評価を行います。

また、評価の結果「目標事業量」や「確保方策」が需要に対して不足が生じている場合やニーズが増加した場合は、「大田市子ども・子育て支援推進会議」において改めて調査審議を行い、必要な見直しについて検討します。

なお、計画の進捗状況については、毎年度、ホームページにおいて公開します。

6　第1期大田市子ども･子育て支援事業計画の評価

本計画の策定にあたり、第１期計画において進めてきた取り組みの評価を行うために、市民アンケート（就学前保護者及び小学生保護者アンケート）及び施設等アンケートにおいて、第１期計画においての施策の方向ごとの充実度について調査を行い、評価点を算出しました。

評価の結果としては、評価が「充実している」に傾いている施策より、「充実していない」に傾いている施策が多く、より一層の子ども・子育て支援施策の充実が求められている結果となっています。

また、市民アンケートと施設等アンケートを比較すると、市民アンケートでは、評価が「充実していない」に傾いているが、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いている施策がある結果となっています。そのため、取組内容の再点検を行い、市民のニーズに合わせたサービスを提供していく必要があります。

■　市民アンケート及び施設等アンケートの評価

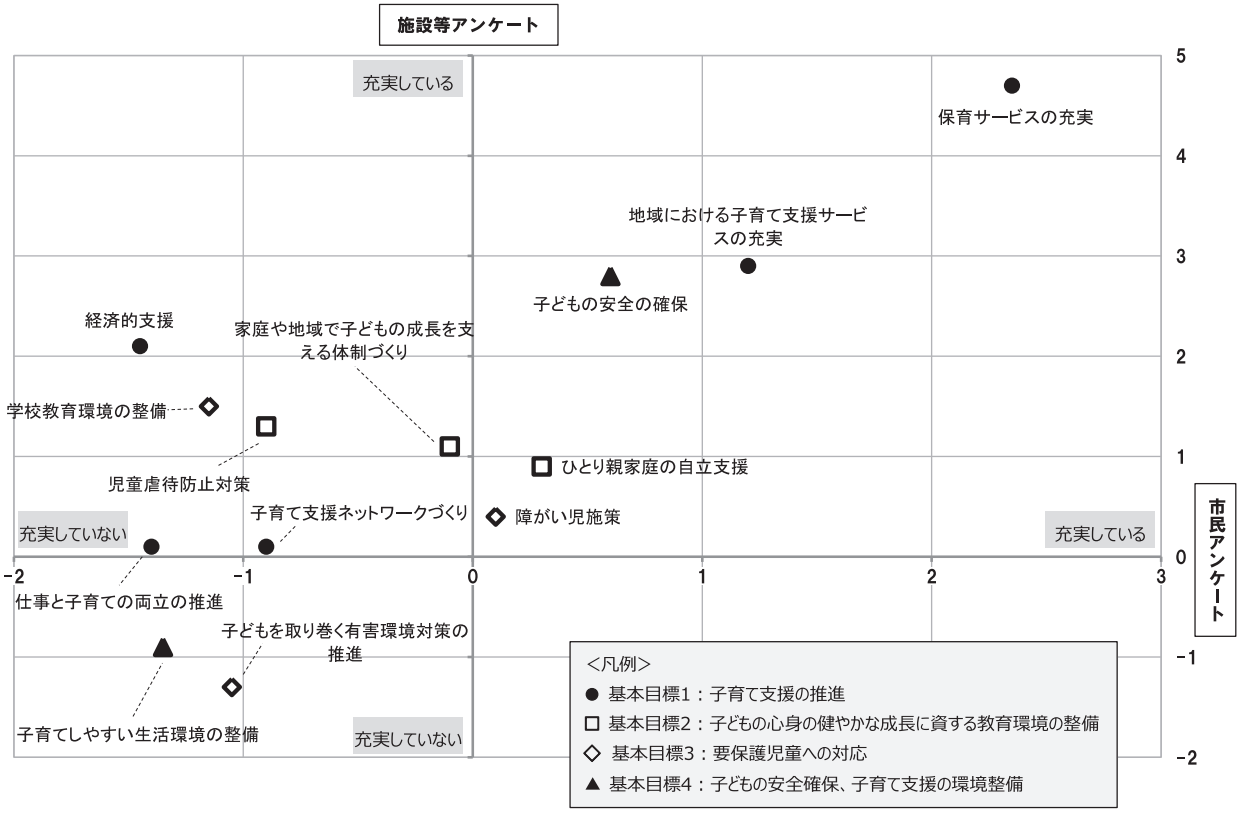

※市民アンケートは、就学前保護者及び小学生保護者アンケートの平均値となっています。

■　施策の方向ごとの評価点

基本目標	施策の方向	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
（１）子育て支援の推進	１）地域における子育て支援サービスの充実	1.7	0.7	2.9
	２）保育サービスの充実	2.5	2.2	4.7
	３）仕事と子育ての両立の推進	▲ 1.3	▲ 1.5	0.1
	４）子育て支援ネットワークづくり	▲ 0.6	▲ 1.2	0.1
	５）経済的支援	▲ 1.6	▲ 1.3	2.1
（２）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	１）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	▲ 1.1	▲ 1.2	1.5
	２）家庭や地域で子どもの成長を支える体制づくり	▲ 0.1	▲ 0.1	1.1
	３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3
（３）要保護児童への対応	１）児童虐待防止対策	▲ 1.1	▲ 0.7	1.3
	２）ひとり親家庭の自立支援	0.3	0.3	0.9
	３）障がい児施策	0.1	0.1	0.4
（４）子どもの安全確保、子育て支援の環境整備	１）子どもの安全の確保	0.5	0.7	2.8
	２）子育てしやすい生活環境の整備	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 0.9

【評価点の算出方法】

加重平均により算出。アンケートにおいて、施策が「充実していると思いますか」という設問に対して、「そう思う：１０点」「ややそう思う：５点」「どちらともいえない：０点」「あまりそう思わない：▲５点」「そう思わない：▲１０点」とし、各評価点に回答者数を掛けた値に全体の回答数（無回答を除く）で割り算出しました。

第2章　大田市の子ども･子育てを取り巻く現状

1　統計による大田市の状況

1）人口・世帯数等の状況

■　総人口と世帯数

本市の人口は、平成３１年では34,709人、世帯数は15,678世帯となっており、平成２７年と比較すると人口は2,439人、世帯数は407世帯の減少となっています。また、平均世帯人員についても減少傾向であり、平成31年では２.２１人となっています。

■総人口と世帯数

（人･世帯）

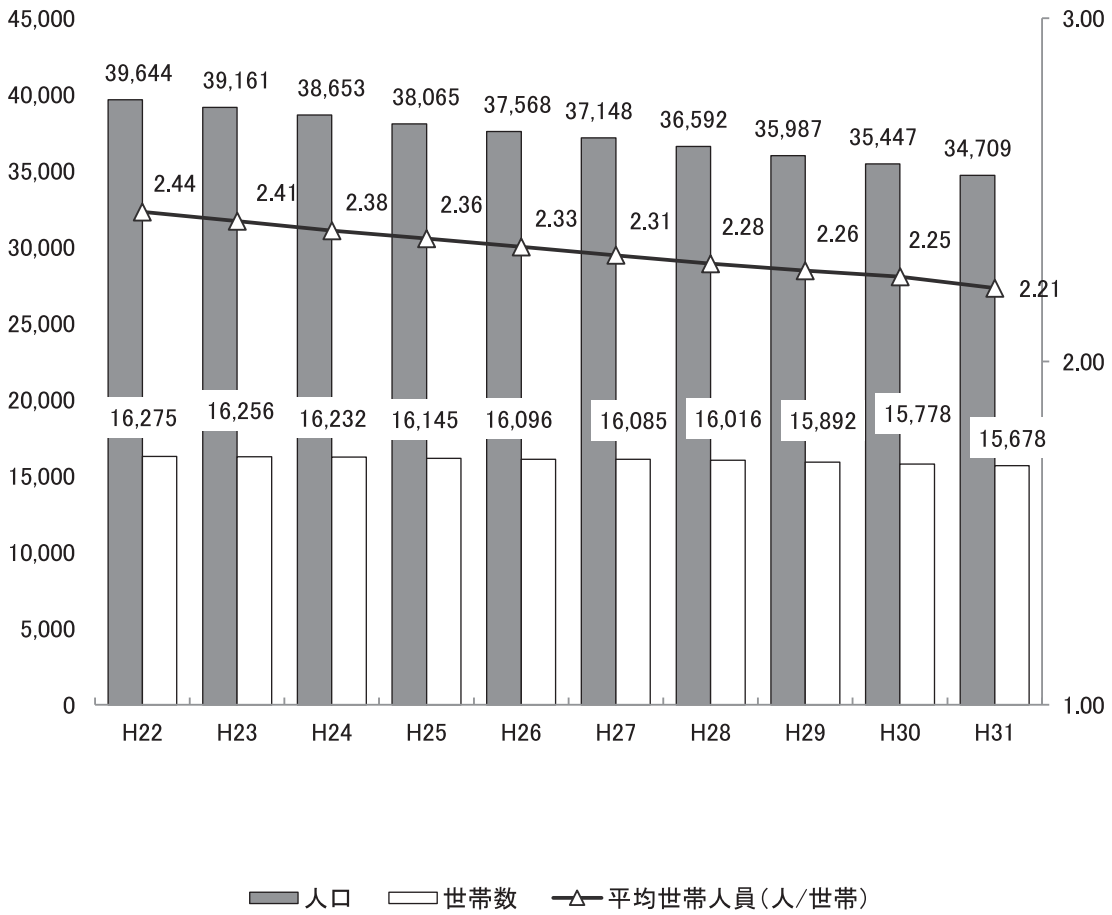

資料：住民基本台帳（各年３月末）

■　年齢3区分別人口比

本市の年齢３区分別人口比をみると、年少人口（１５歳未満）、生産年齢人口（１５～６４歳）は減少傾向にあります。その一方、老年人口（６５歳以上）の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口比の推移

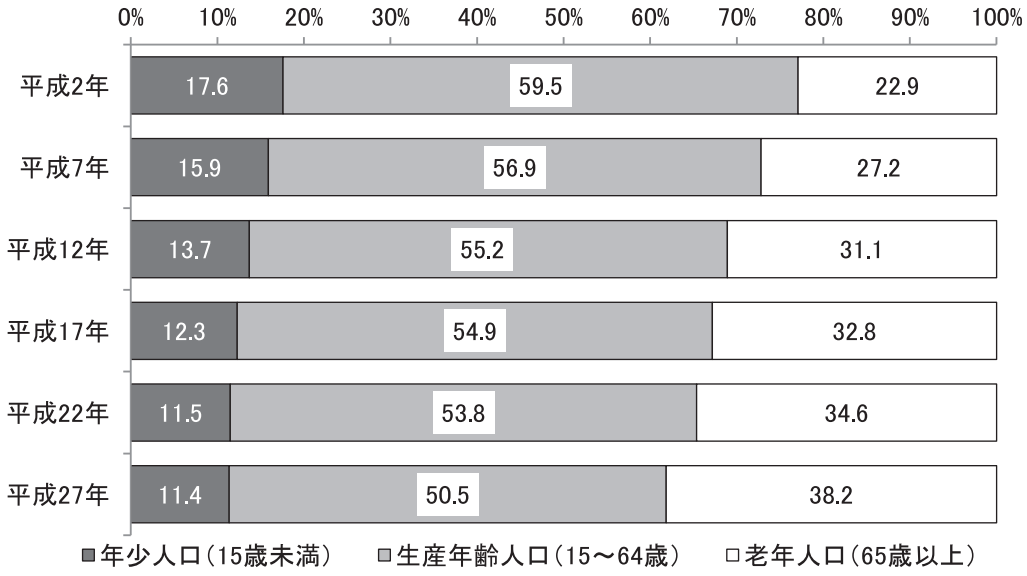

資料：国勢調査

■　子どものいる世帯の状況

本市の１８歳未満の子どもがいる世帯、６歳未満の子どもがいる世帯数をみると、ともに平成2年以降減少傾向で推移しており、平成２年と平成２７年を比較すると１８歳未満の子どもがいる世帯が2,606世帯、６歳未満の子どもがいる世帯が950世帯の減少となっています。

■子どものいる世帯数の推移

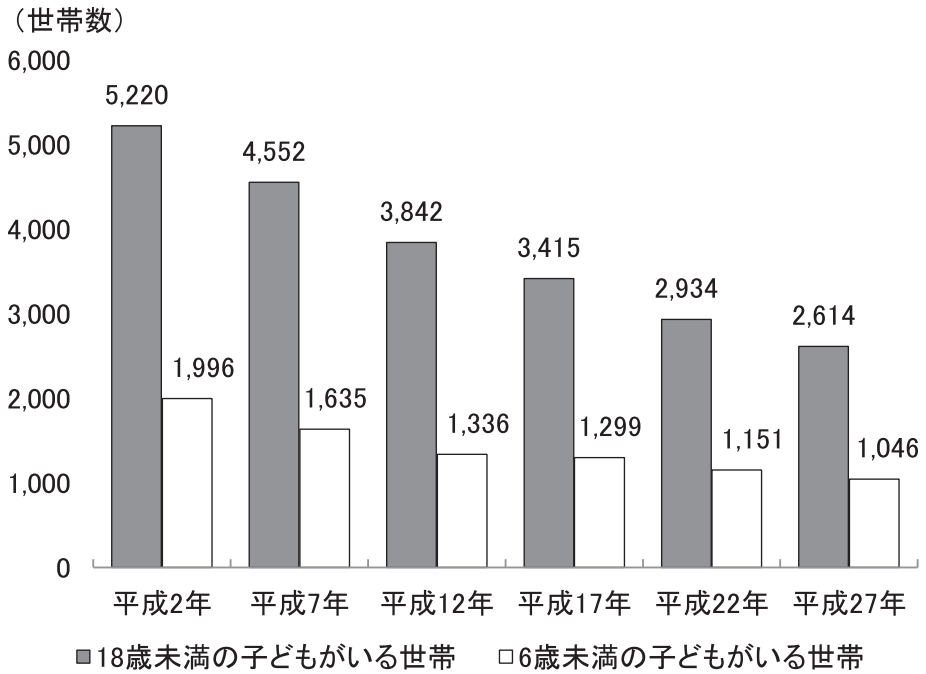

資料：国勢調査

■　家族構成の状況

本市の家族構成比をみると、単独世帯と母子世帯が増加傾向で推移しています。単独世帯では平成2年の19.3%から平成２７年の27.4%と8.1ポイントの増加となっています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成２７年で１４５世帯となっており、平成２２年に比べ減少しています。父子世帯は減少傾向にあり、平成２７年で１７世帯となっています。

■家族構成比の推移

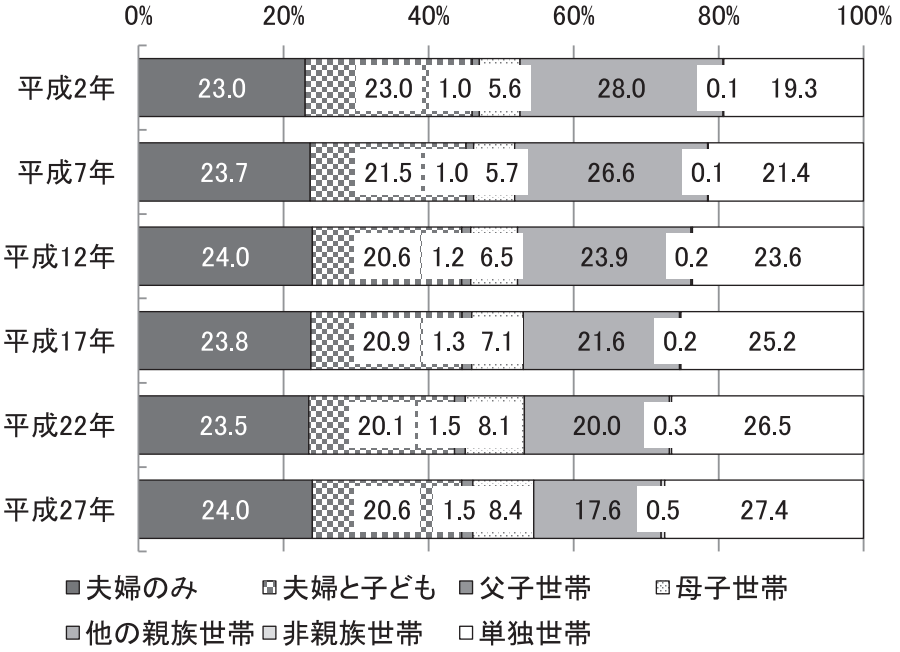

資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移

単位（世帯）	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	100	109	133	148	160	145
父子世帯	28	29	30	30	19	17

資料：国勢調査

２）人口動態の状況

■　自然動態と社会動態

出生数、死亡数からみる自然動態は、平成２５年から平成２９年まで死亡数が出生数を大きく上回っています。

転入・転出からみる社会動態は、平成２５年から平成２９年まで転出が転入を上回っています。

■自然動態の推移

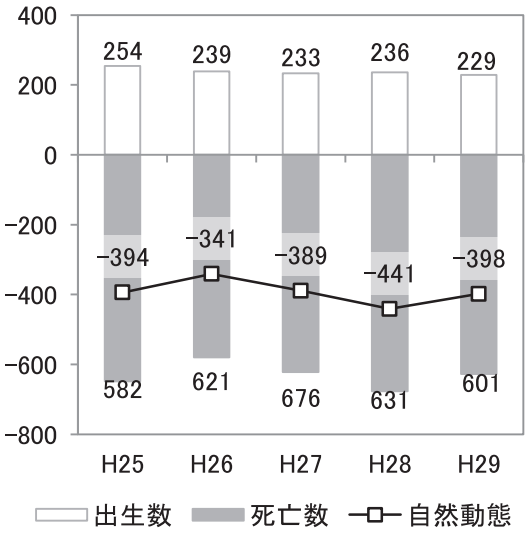

■社会動態の推移

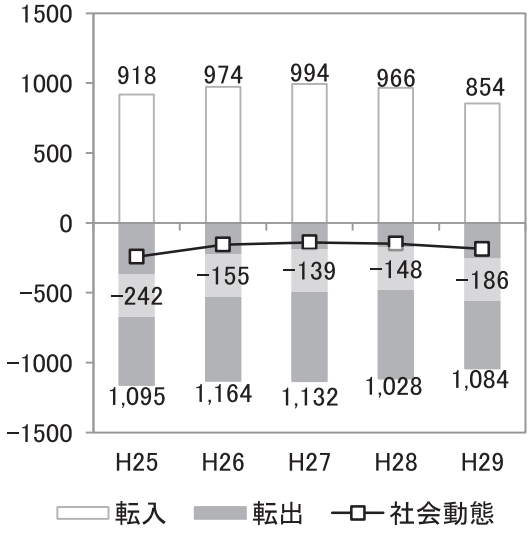

資料：島根県保健統計書

■　年齢別社会動態

年齢別に平成２２年から平成２７年の転出、転入の状況をみると、１５～２４歳で転出が転入を大きく上回っており、２５～２９歳では転入が転出を上回っています。

■年齢別社会動態（平成22年から平成27年の転入・転出）

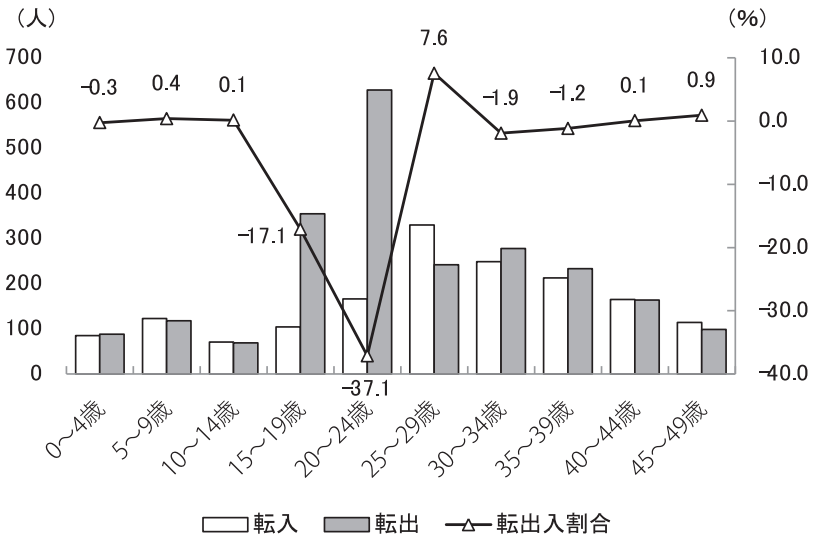

資料：国勢調査（平成 27 年）

３）婚姻と出生率の状況

■　婚姻数・離婚数

婚姻数は減少傾向にあり、平成２７年に大きく減少しています。離婚数は、年によって増減がありますが、概ね横ばいで推移しています。

婚姻率は全国、島根県よりも低く推移しています。離婚率は全国よりも低くなっており、平成２４年、２６年、２９年は島根県よりも低くなっていますが、平成２５年、２７年、２８年は島根県よりも高くなっています。

■婚姻数と離婚数

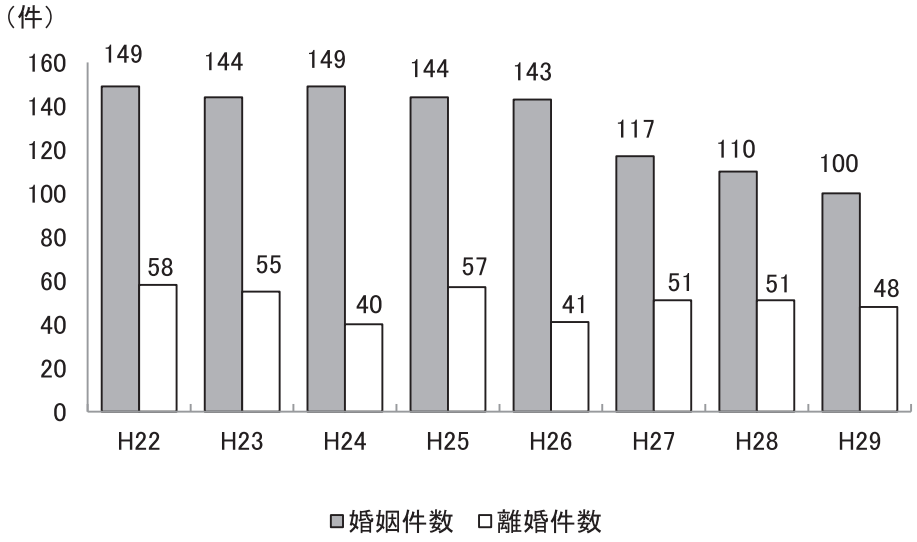

資料：島根県保健統計書

■婚姻率の推移

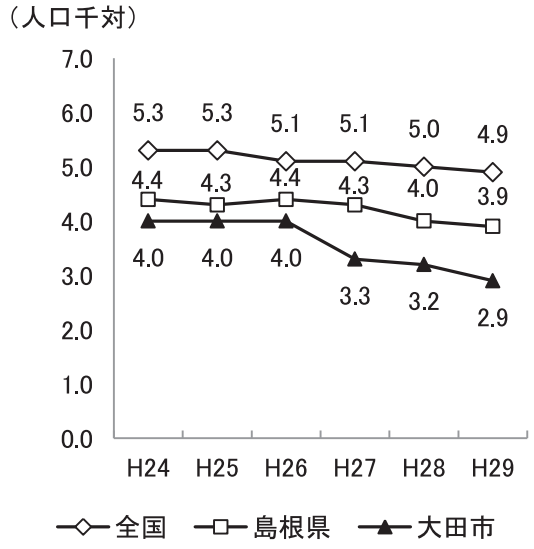

■離婚率の推移

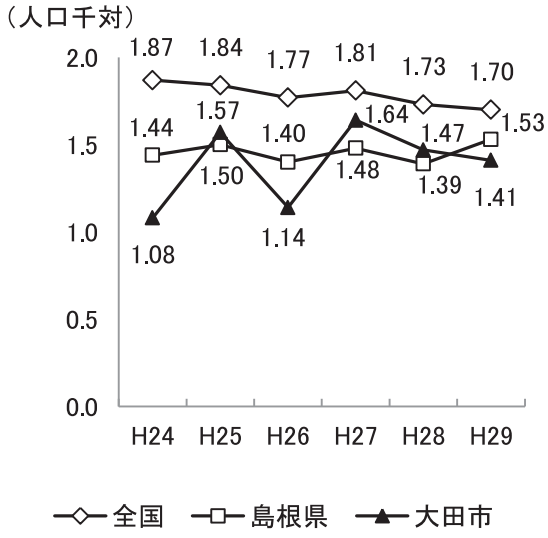

資料：島根県保健統計書

■　男女別未婚率

男性の未婚率は３０～３４歳、３５～３９歳では平成２年から平成２７年まで増加傾向で推移しています。２５～２９歳においても年によって増減がありますが、増加傾向となっています。２０～２４歳においてはほぼ横ばいで推移しています。

女性の未婚率は２５～２９歳、３０～３４歳において平成２年から平成２７年まで増加傾向となっており、３５～３９歳においては、平成２７年は減少しているものの経年でみると増加傾向にあり、晩婚化が進行していることがわかります。

■年齢別未婚率の推移（男性）

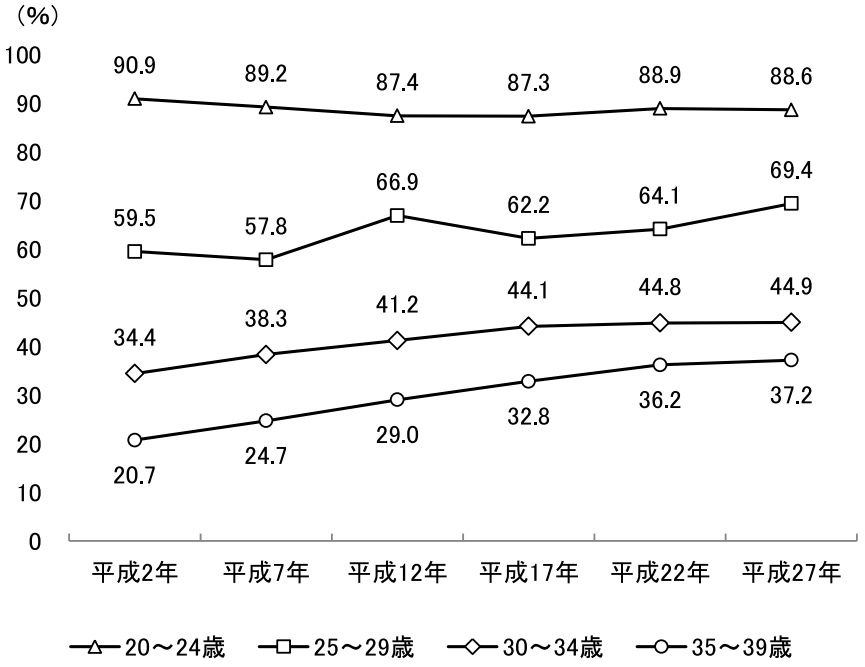

資料：国勢調査

■年齢別未婚率の推移（女性）

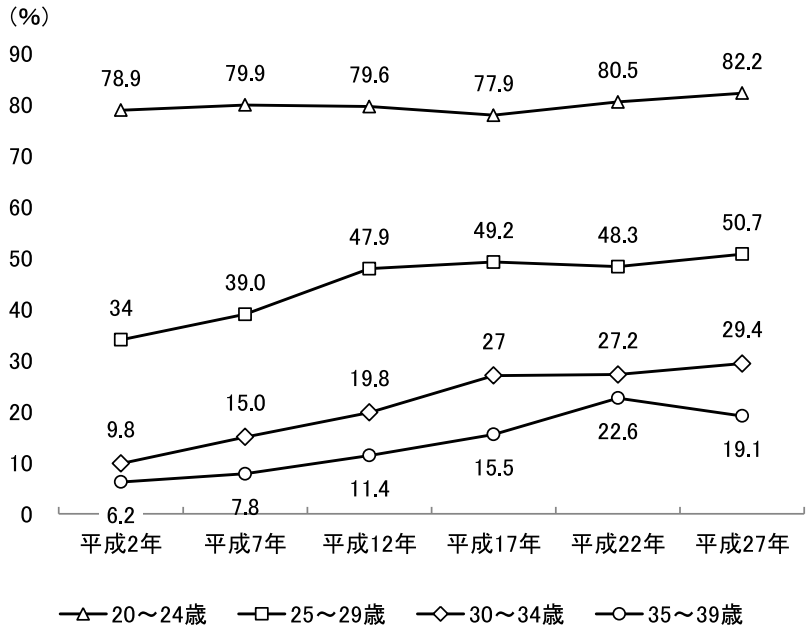

資料：国勢調査

■　出生数と合計特殊出生率※1

出生数は平成２６年から平成２９年までほぼ横ばいで推移し、平成３０年に大きく減少しています。

合計特殊出生率は全国や島根県と比較して高い値で推移していましたが、平成30年は島根県をやや下回っています。

※１：合計特殊出生率とは、１人の女性が生涯に産むとされる子どもの人数のこと。人口維持には２．０７人が必要。

■出生数と合計特殊出生率

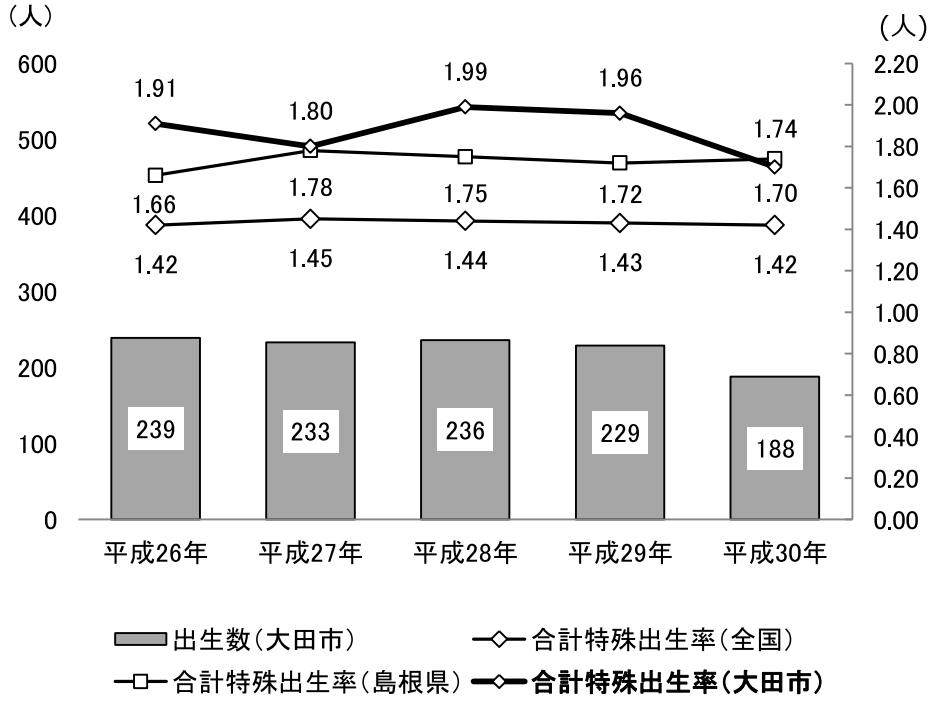

資料：人口動態統計

４）人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、総人口の将来推計は減少傾向で推移し、２０４５年には１９,７５２人になると見込まれています。また、年少人口は２０４５年には１,７８６人になると推計され、２０１０年と比べて半数以上減少すると見込まれています。

■総人口の将来推計

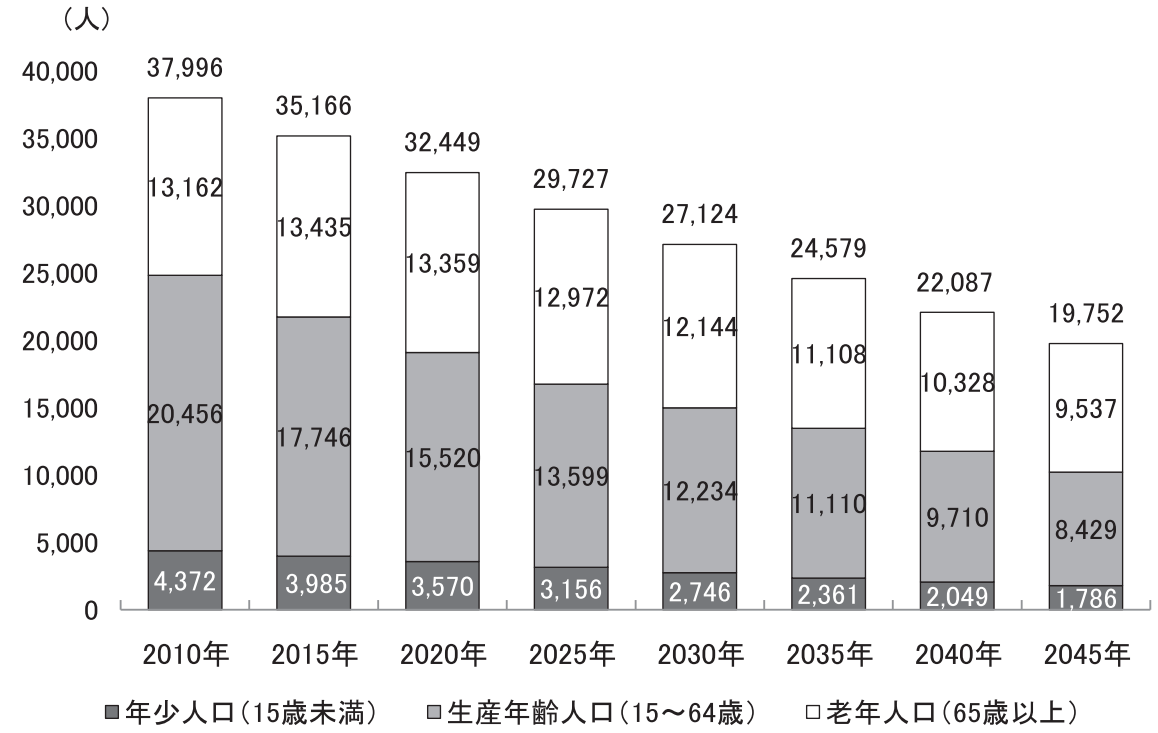

資料：国立社会保障・人口問題研究所(2018)

■年少人口の将来推計の内訳

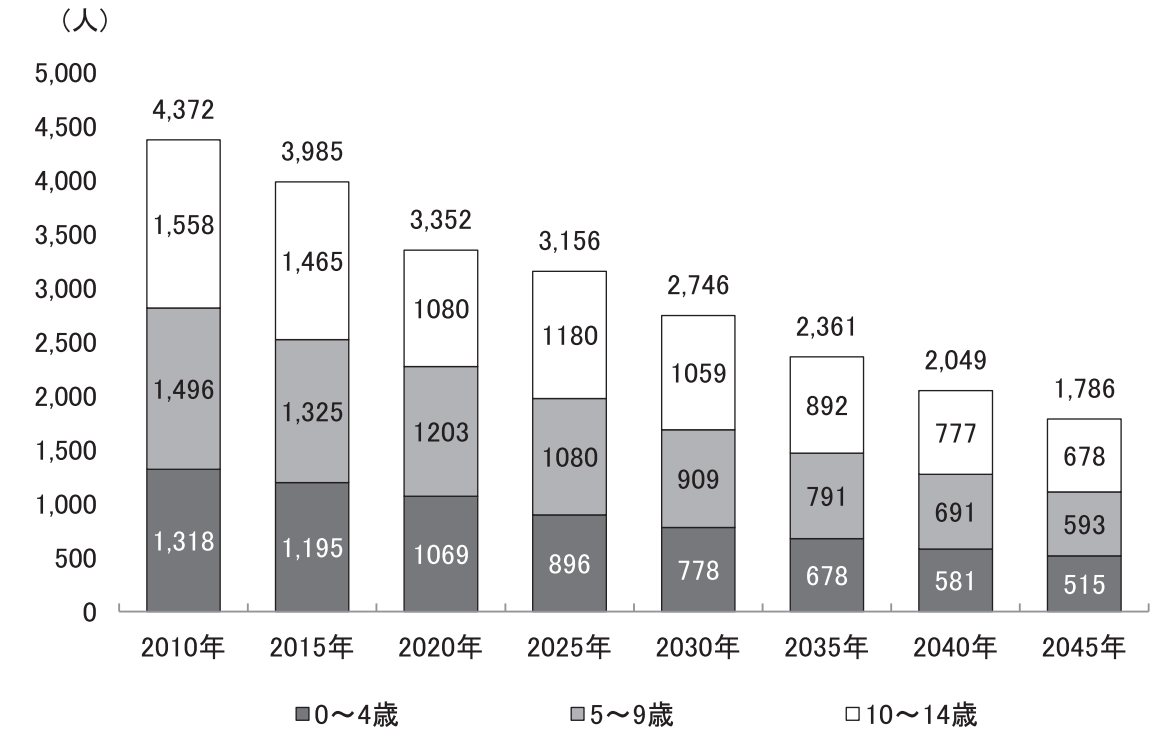

資料：国立社会保障・人口問題研究所(2018)

５）就業の状況

■　女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、平成２２年に比べ全ての年代の女性の就業率が高くなっています。また、平成２７年の２０～５９歳までの就業率は全国や島根県と比べても高くなっています。

■女性の年齢別就業率

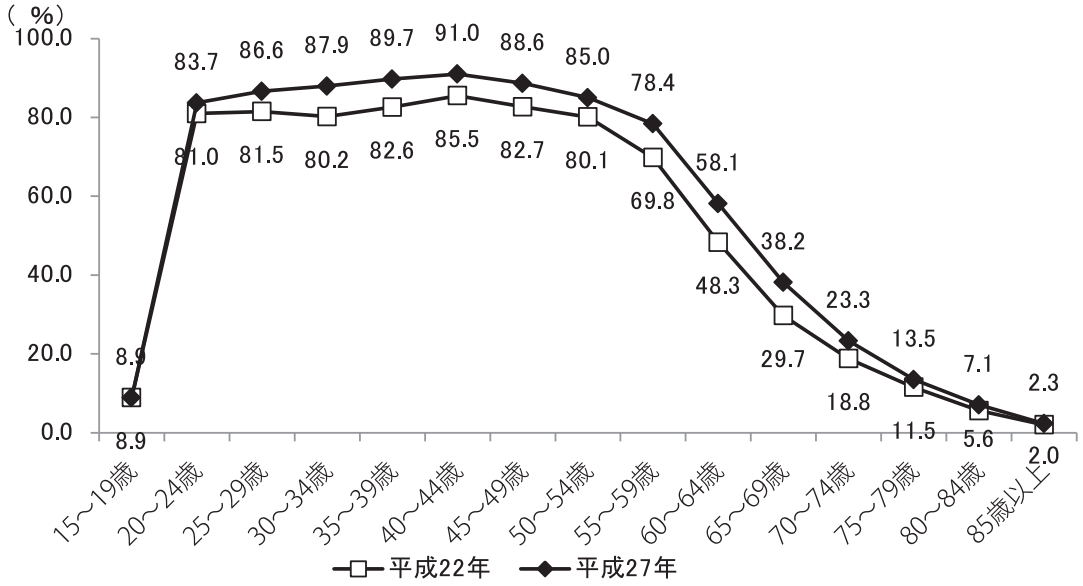

資料：国勢調査

単位（%）	大田市		島根県	全国
基準年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	8.9	8.9	11.3	14.7
20～24 歳	81.0	83.7	77.4	69.5
25～29 歳	81.5	86.6	86.4	81.4
30～34 歳	80.2	87.9	82.8	73.5
35～39 歳	82.6	89.7	84.9	72.7
40～44 歳	85.5	91.0	86.8	76.0
45～49 歳	82.7	88.6	86.9	77.9
50～54 歳	80.1	85.0	84.4	76.2
55～59 歳	69.8	78.4	78.3	69.4
60～64 歳	48.3	58.1	59.5	52.1
65～69 歳	29.7	38.2	40.7	33.8
70～74 歳	18.8	23.3	24.9	19.9
75～79 歳	11.5	13.5	15.1	11.6
80～84 歳	5.6	7.1	7.9	6.2
85 歳以上	2.0	2.3	2.9	2.5

資料：国勢調査

2 アンケート調査からみる現状と課題

1）アンケート調査の実施状況

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査地域	大田市全域	大田市全域
調査対象	大田市在住で小学校就学前の子どもをもつ保護者	大田市在住で小学校に通う子どもをもつ保護者
調査期間	平成 31 年 1 月下旬～2 月 12 日	平成 31 年 1 月下旬～2 月 12 日
調査方法	保育園等施設利用者は、施設を通じて配布・回収。 それ以外の保護者へは郵送で配布・回収。	小学校を通じて配布・回収。
調査票配布数	1,121 件	1,176 件
調査票回収数／回収率	837 件／74.7%	943 件／80.2%
有効回答数／有効回答率	837 件／74.7%	939 件／79.8%

2）アンケート調査からみられる現状と課題

■　最近の子どもを取り巻く環境について、不安や問題だと思うこと

就学前は、「交通事故や犯罪などが増え危険になった」が57.3%で最も高く、次いで「テレビなどで情報があふれすぎている」が53.3%、「SNSによる情報流出やトラブル」が52.6%と続いています。

小学生においては、「テレビなどで情報があふれすぎている」が55.7%で最も高く、次いで「交通事故や犯罪などが増え危険になった」が51.8%、「戸外で遊ぶことが少なくなった」が50.3%と続いています。

子どもの身の危険や悪影響を及ぼす可能性のある事への関心が高くなっており、これらはメディアで取り上げられることが多いことが考えられますが、対策が求められているとも言える結果となっています。

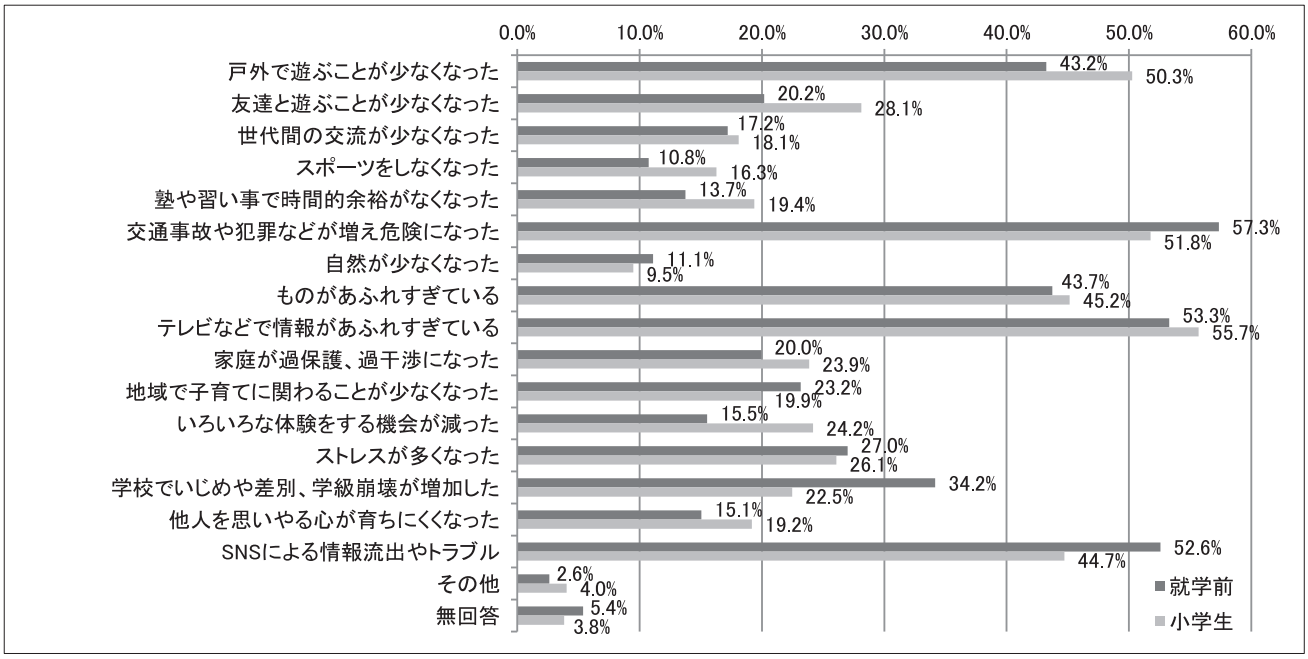

■　子育てをする上で、不安に思っていること・悩んでいること

就学前は、「病気や発育・発達に関すること」が35.2%で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」及び「子どもを叱りすぎているような気がすること」が26.9%と続いています。

小学生においては、「子育てにともなう出費がかさむこと」が29.9%で最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が29.7%、「子どもの教育に関すること」が29.5%と続いています。

「子どもを叱りすぎているような気がする」、「病気や発育・発達」、「教育」など、子どもの成長に関わること、子どもとの関わり方への不安が大きくなっているため、相談体制や適切な情報発信が必要とされていると考えられます。

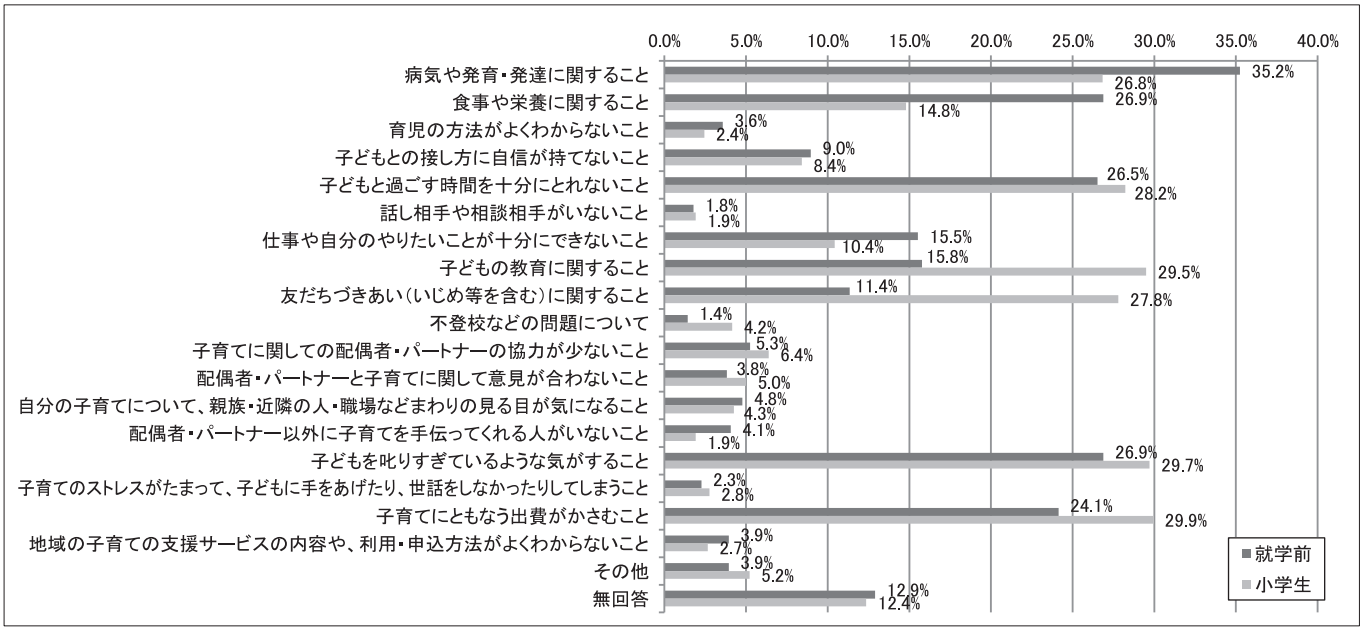

■　日ごろゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持てているか

就学前で「持てていると思う」と答えたのは、平日で 38.8%、休日では 82.4%となっています。

一方で、小学生で「持てていると思う」と答えたのは、平日で 33.8%、休日では 75.1%となっており、就学前と比較し低くなっています。

特に平日において、子育てへの時間的なゆとりが持てていない保護者が多くなっていると考えられます。

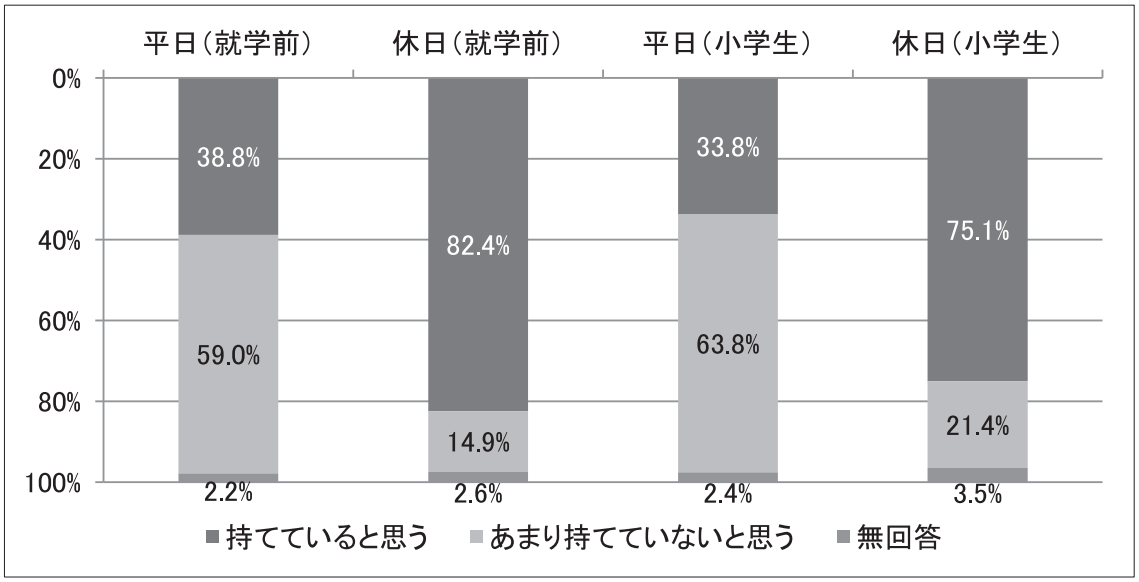

■　子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるもの

就学前は、「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」が32.6%と最も多く、続いて「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が25.6%となっています

小学生は、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が29.4%と最も多く、続いて「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」が22.2%となっています。

「登下校の見守り」、「あいさつなどの声かけ」など子どもの安全にかかわる事を特に地域に求めている保護者が多くなっていることから、登下校の見守り活動や地域で顔が見える関係づくりを、地域主体で出来るような支援を引き続き行う必要があります。

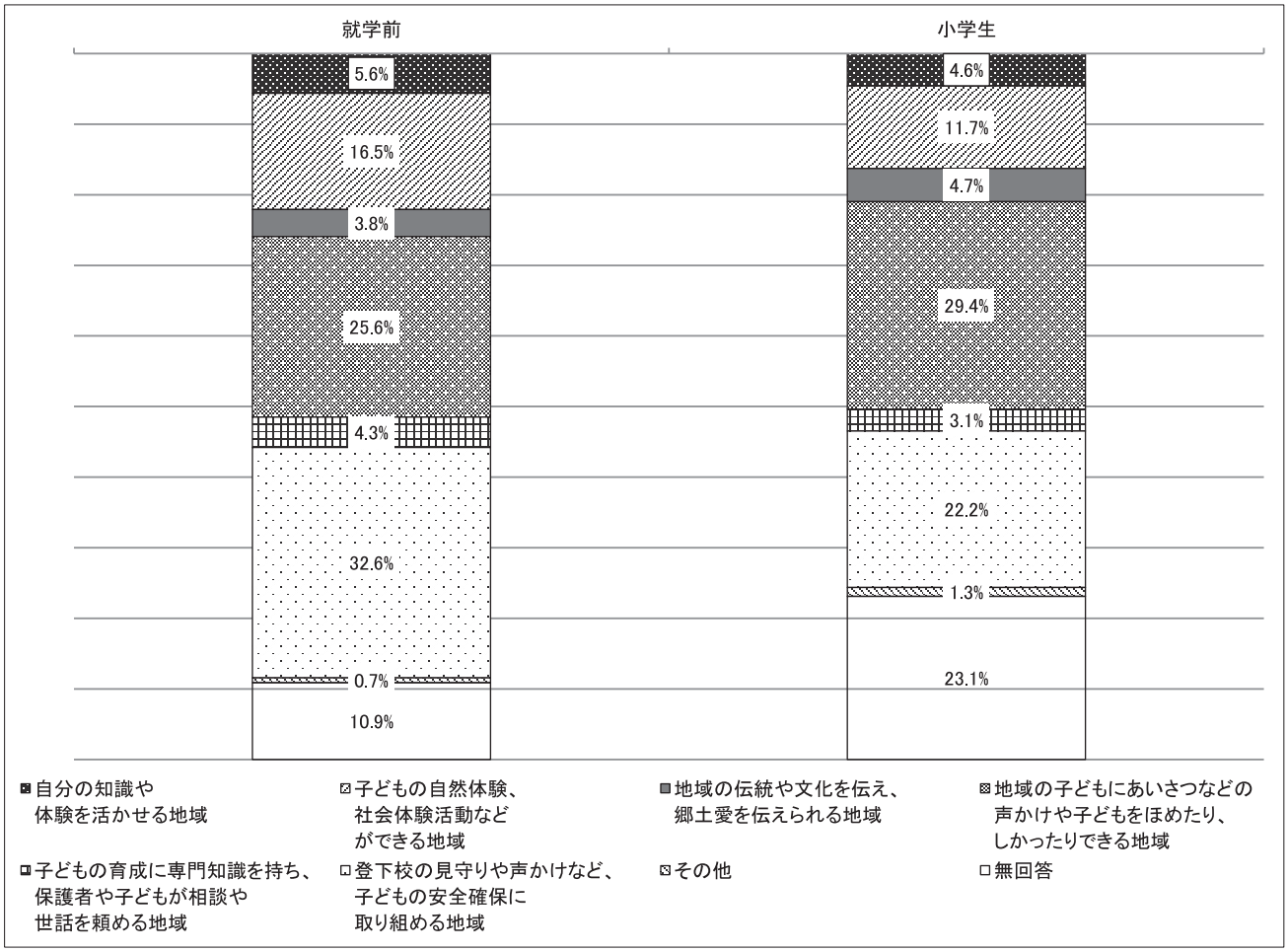

第3章　計画の基本理念

1　計画の基本理念

基本理念

おおだで生まれ　育った“誇り”を　みんなが抱けるまちへ

～地域の力を活かし、子育て家庭をささえます～

子どもをもつ保護者の状況は年々変化しています。核家族化や地域のつながりの希薄さ、また、共働きの増加や経済状況の変化などもあり、孤立感や子育ての負担による不安を感じている保護者も少なくありません。

こうした状況の中で、子ども一人ひとりが個人として尊重され、歴史ある文化と豊かな自然環境がある、この大田市で育まれ成長できたことを誇りとし、社会へはばたいていって欲しいと願っています。

子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割をもちながら、連携・協力し、社会全体で子ども・子育てを支援する取り組みを継続していくために、本計画の基本理念は、第１期計画を継承し、「おおだで生まれ 育った“誇り”をみんなが抱けるまちへ～地域の力を活かし、子育て家庭をささえます～」と定めます。

2　施策体系

基本理念を実現するために、４つの基本目標により施策の展開を行うとともに、重点施策を設定し、国の定める重点施策と併せて、計画の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策の方向
おおだで生まれ　育った〝誇り〟を　みんなが抱けるまちへ ～地域の力を活かし、子育て家庭をささえます～	1　子育て支援の推進	1）地域における子育て支援サービスの充実 ●
		2）保育サービスの充実
		3）仕事と子育ての両立の推進 ●
		4）子育て支援ネットワークづくり
		5）経済的支援
		6）情報発信の強化 ●
	2　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
		2）家庭や地域で子どもの成長を支える体制づくり ●
		3）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	3　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	1）児童虐待防止対策の充実 ●
		2）ひとり親家庭の自立支援の推進
		3）障がい児施策の充実 ●
	4　子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備	1）子どもの安全の確保
		2）子育てしやすい生活環境の整備

●重点的に取り組む施策

国の重点施策
①　教育・保育の充実
②　地域子ども・子育て支援事業の充実

第4章　子ども･子育て支援施策の展開

1　子育て支援の推進

1）地域における子育て支援サービスの充実

■第１期計画においての施策の方向性
・子育て支援センターや子育てサロン、サークルなど、子育て中の親子が地域の方々と気軽に交流できる場を整備します。
・支援サービスの充実を図るため、地域で子ども・子育て支援を担う人材の確保を強化します。

■　アンケートにおいての評価

いずれのアンケートにおいても「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
1.7	0.7	2.9

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

核家族化や地域のつながりの希薄化という状況は依然としてみられ、子育て支援センターや子育てサロン・サークルなどの親子が気軽に集まることができる場も必要とされています。

また、保育所への低年齢での入所の増加などにより、ニーズが減少し役割が変化しつつあるサービスもあります。しかし、ニーズは多様化しているため、地域と協力しながら子育て支援を充実させる必要があります。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子育て支援センター、子育てサロン・サークルを利用したいという人は約３割と一定の利用意向があり、情報交換や相談のできる場となっている。
・地域によって、サービスが利用しづらい、気軽に行けるところが無いという声がある。

【施設等アンケートからの声】
・保育所などへの入所前の在宅親子に対する支援が必要。
・１才前後で保育園へ預けられる方が多くなり、サークルの参加者が少なくなっている。
・保護者自身が行うサークルは少なくなっている。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・ファミリー・サポート・センターは、困ったときに対応出来るサービスとして継続してほしい。
・大田市は地域の方も暖かく、地域の方の顔が分かる環境がある。これを活かしてほしい。
・子どもを連れて雨天時や土日でも気軽に利用できる清潔感のある施設があると良い。なおかつそこが相談、交流、情報発信の拠点となる施設であればなお良い。
・在住外国人が増えており、その子どもたちへの支援が必要となる。
・子育て支援センターのような場所に、気軽に行けるようになると良い。

■第２期計画においての施策の方向性
・相互の交流・連絡及び活動の周知を図ることで、親子が気軽に集まることの出来る場が継続出来るようなサポートを行います。
・地域の人材が活躍出来るようにスキルアップへの支援と活動の周知を図ります。
・今後増加が予想される外国人に対しての支援体制も検討していきます。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども家庭相談室】	育児の援助を行いたい人（まかせて会員）と育児の援助を受けたい人（お願い会員）からなる会員組織としておおだファミリーサポートセンターを設置し会員が育児の相互援助活動を行い、安心とゆとりを持って子育てが出来るように子どもを持つ家庭を地域で支援する。	育児の援助を行いたい人（まかせて会員）と育児の援助を受けたい人（お願い会員）で育児に関する相互援助活動を行っており、今後も養育に役立つスキルアップの研修等を行い、より安全で安心して預けられる体制の構築を目指していく。
一時預かり事業 【子育て支援課】	育児疲れの解消や急病または冠婚葬祭などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合に、日中に市内の認可保育所において一時預かりを実施する。	一時的に家庭での保育が困難となる場合に、今後も保護者の希望に沿った受け入れの実施ができるように体制を整えていくこととする。
地域子育て支援センター事業 【子ども家庭相談室】	育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内３か所で実施する。	在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導、リサイクル事業など養育に必要な支援を行う。 また、居場所機能については関係者、利用者の意見を踏まえ検討を行う。
子育てサロン、サークルへの支援 【大田市社会福祉協議会】	子育て中の親子を中心とした地域住民が取り組む「気軽に集い、子育ての相談や情報交換等を通した仲間づくりやふれあい」を目的とした子育てサロン・サークルへの活動における様々な相談や情報提供、プログラム支援等のサポートを行う。	各団体の活動における様々な相談や情報提供、プログラム支援等の間接的サポートを継続して行う。
子育て拠点づくり事業 【子ども家庭相談室】	公民館、まちづくりセンター、保育所等と連携し、多様な世代が集まり地域ぐるみでの子育ての支援を行う。	地域を拠点に、子育て中の保護者が多様な地域活動を通じて、子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支えあいの活動であるため、これらの活動の広報周知を主として支援を進める。
しまね子育て応援パスポート事業 【子ども家庭相談室】	妊婦及び子育て家庭（18 歳以下の児童のいる家庭）に交付されたパスポートを架け橋に、協賛店が独自の子育て支援サービスを提供することで、地域社会で子育てを応援する。	全ての妊婦及び子育て家庭が利用できるよう窓口等での登録促進を図る。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
民生委員、児童委員制度（大田市生活相談委員制度） 【大田市社会福祉協議会、地域福祉課】	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携して、地域における児童・妊産婦の福祉などに関する相談事業を行う。	制度の周知等、地域における児童・妊産婦の福祉に関する相談事業を充実させるよう努める。
島根県子ども医療電話相談 （＃８０００） 【医療政策課】	子どもの急な病気やけがで困ったときに、短縮電話番号（＃８０００）をプッシュすると、相談窓口に繋がり、小児科医師・看護師に相談ができる。 ▽利用時間　平日：19 時～翌朝９時 土日祝日：９時～翌朝９時 （年末年始を含む） ▽通話料は、利用者の負担となる。	「おおだ健康ダイヤル 24」の終了に伴い、15 歳未満の子どもを対象とした「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」の利用促進に向け、引き続き、普及啓発等を行う。
こんにちは赤ちゃん訪問事業 【健康増進課】	訪問担当者（大田市母子保健推進員に委嘱して実施）が、生後 2～4 か月までの乳児がいる家庭を対象に全戸訪問をし、子育てについての相談や情報提供を行う。	母子保健推進員は、乳児がいる家庭と保健師のパイプ役として活動を行う。 また、訪問の質の向上を図るための母子保健推進員を対象とした研修も継続して実施する。
こんにちは赤ちゃん絵本事業 【子ども家庭相談室】	乳児健診（４か月）時に子育て支援センター職員から絵本を手渡し、読み聞かせの推進を行うほか、育児の相談の受け付けや子育て情報の提供を行う。	乳児健診の待ち時間を活かし、読み聞かせの効果と正しい方法について周知する。 また対象の家庭には、絵本をプレゼントし、地域での読み聞かせイベントの紹介などを行うことによって、読み聞かせの定着と絵本を通じた親子の絆や子どもの豊かな情緒育成を目指す。
就学前教育推進事業 【教育部学校教育課】	乳幼児期の教育について「子どもの学びと育ちのめやす」の普及啓発を行うとともに、教育的効果の高い読書活動を推進する。	子育てに対する不安感の軽減のため「子どもの学びと育ちのめやす」の普及啓発に努めると同時に、子どもたちの発達を支える重要な力の一つであることばの力を育むため読書活動推進員を配置し、教育的効果の高い読書活動を継続的に推進する。
多文化共生事業 【総務部総務課】	外国人の子どもや保護者へ必要な情報の多言語化や、相談体制の充実を図る。 外国人と日本人が国籍や文化の違いを認め合い、共に生活していくための取り組みを進める。	通訳や翻訳を介した各種手続きや子育て相談等への支援を行う。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
産後ケア事業 【健康増進課】	産後に精神的不調のある母親を早期に把握し、心理的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援を行う。産後２週間健診を行い、産後うつ等を早期発見し、産後ケアで母体の回復、授乳支援、育児支援を行う。	医療機関とも連携を図り、母体の回復や精神的不調への支援を行う。産婦健康診査については実施機関の拡大を行う。 また、産後ケアではスタッフのスキルアップを図る。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
通常保育事業（保育所） 【子育て支援課】	保護者が仕事や病気のために、日中家庭で十分に保育をすることができない乳幼児を保護者に代わって保育を行う。	今後も保護者の希望に応じた受け入れ先の確保に努めるとともに、保育士の資質や保育技術の向上のための研修参加など、保育士の専門性の向上を図る。
延長保育事業 【子育て支援課】	保育所が通常開所している時間（7：30～18：30）の前後に、30 分～１時間程度延長して保育を行う。	保護者の勤務体系の多様化等により利用者ニーズが高まる中、保育士等の受入体制を整え、実施箇所数の拡大を図る。
休日保育事業 【子育て支援課】	保護者の就労等により日曜・祝日の日中に保育ができない児童を対象に、保育所において保育を行う。	児童が通常入所する保育所と休日保育を実施する園との連携を図り、必要に応じた実施個所数の拡大を図る。
病後児保育事業 【子育て支援課】	病気回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。 保育所で体調不良になった児童に対し、看護師の対応の元、保護者が迎えに来るまでの間の保育も行う。	現在市内１園で実施している病後児保育（病気回復期にある児童の保育）だけでなく、保護者の就労等によりやむを得ず病気の急性期にある児童を預ける病児保育（急性期にある児童の保育）の実施に向け検討を進める。
保育ボランティア事業 【子育て支援課】	これまで、高齢者に限定していた保育ボランティア事業であったが、令和元年度より幅広い世代の住民に保育の現場でボランティア活動を行ってもらうことで、保育環境の改善や児童の様々な体験を共有し世代間交流を促進する。	幅広い世代の方に、広報等を通じて保育ボランティアへの参加を促していく。 地域の方に保育現場に入ってもらいボランティア活動を通して世代間交流を図る。なお、不測の事態に備えボランティア保険に加入する。
地域型保育事業 【子育て支援課】	地域型保育事業（家庭的保育事業、事業所内保育事業）について、多様な主体の参加を促進・支援し、地域における子育て支援機能の充実を図る。	保護者の多様なニーズへの対応及び市街地を中心とした待機児童の解消に寄与するため保育サービスを実施する。 また保育士等の資質や保育技術の向上のための研修参加など、保育士等の専門性の向上を図る。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
保育士確保対策事業 【子育て支援課】	保育士不足による待機児童の発生防止又は解消を図るため、市内保育施設等へ常勤保育士として新規就労するものに交付金を交付し、保育の量の確保を図るとともに質の向上へと繋げる。	保育士不足解消のため、保育士さんいらっしゃい奨励金（UI ターン者を対象）や、潜在保育士再就職支援交付金（大田市在住の保育士資格を有しながら保育士として勤務していない者を対象）による就職支援を行う等、保育人材確保対策の充実を図る。
通常保育事業 （幼稚園） 【教育部総務課】	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する。	適切な環境を整え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、個々に応じた質の高い幼児教育・保育を提供し、心身の発達を助長する。
幼稚園における一時預かり事業 【教育部総務課】	公立幼稚園において降園後の預かり保育を実施する。	地域の実態や保護者のニーズに対応し、継続して実施するため、受入体制を整える。

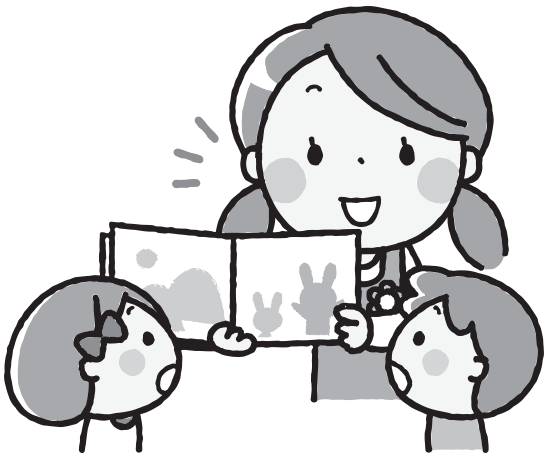

３）仕事と子育ての両立の推進

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「充実していない」に傾いています。一方で、施設等アンケートでは、「どちらともいえない」に近くなっています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.3	▲ 1.5	0.1

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

女性の就業率は増加しており、共働き家庭も増加しています。そのため、保育サービス等の充実を図ると共に、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりが求められており、事業所への働きかけや市民への啓発などによる対応が必要とされています。

【アンケート・意

■第２期計画においての施策の方向性
・事業所に向けては、関係機関との連携を図り、事業所のニーズを把握しながら啓発を進めます。市民に対しても男女が協力して家庭を築き、仕事、子育て・家事を両立できるよう啓発を図ります。
・事業所に対してもメリットのある制度を検討します。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
男女共同参画推進事業 【人権推進課】	家庭における性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための啓発活動や情報発信を、しまね女性センターやサンレディー大田など関係機関の連携のもと実施する。	引き続き、性別役割分担意識の払拭やワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動及び情報発信について、各関係機関と連携して実施する。
子育て応援事業者表彰制度 【子ども家庭相談室】	仕事と子育ての両立支援に取り組む事業者を表彰する。	子育て支援に取り組む事業者を応援し、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業者を表彰する。
通常保育事業（保育所） 【子育て支援課】	再掲（P.25 参照）	再掲（P.25 参照）
延長保育事業 【子育て支援課】	再掲（P.25 参照）	再掲（P.25 参照）
休日保育事業 【子育て支援課】	再掲（P.25 参照）	再掲（P.25 参照）
病後児保育事業 【子育て支援課】	再掲（P.25 参照）	再掲（P.25 参照）
地域型保育事業 【子育て支援課】	再掲（P.25 参照）	再掲（P.25 参照）
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【子ども家庭相談室】	再掲（P.39 参照）	再掲（P.39 参照）

４）子育て支援ネットワークづくり

■第１期計画においての施策の方向性
・地域全体で子育て家庭を支え、効果的な子育て支援を行うために、小地域の子育て支援ネットワークづくりを推進します。
・さまざまな団体の子育て支援に関する活動について、利用者に向けた情報発信を強化します。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「充実していない」に傾いています。一方で、施設等アンケートでは、「どちらともいえない」に近くなっています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 0.6	▲ 1.2	0.1

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

地域のつながりの希薄化により、子育てにおいても地域が関わることが少なくなっています。地域において子どもと高齢者が世代間交流を行うなど、多くの人が子どもと関わることの出来る取り組みが求められています。

地域間のネットワークづくりのために、各地域での取り組みの情報交換・共有の機会を設ける事も必要です。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子どもを取り巻く環境の不安や問題として、地域で子育てに関わることが少なくなったと回答した就学前児童保護者は23.2%、小学生保護者は19.9%と一定の割合が地域のつながりの希薄化を感じている。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・各地区において高齢者の方が集う「通いの場」という事業がある。これらを活用するなどして子どもたちが高齢者と関わることができる仕組みや仕掛けを検討する必要がある。
・各地域で子育て支援を担うことができる体制があると良い。
・地域の中で、どのように人を巻き込んでいくのかがポイントだと思う。
・高齢者と子どもたちの活動がつながるとお互いに相乗効果が生まれるかもしれない。

■第２期計画においての施策の方向性
・各地域、団体の活動の情報共有を図り、団体間交流・世代間交流など地域に合った活動が出来るように支援を行います。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
小地域ネットワーク活動 【大田市社会福祉協議会】	地区社会福祉協議会ごとにある小地域のネットワークや行政機関、社会福祉団体等の相互の連携と情報交換を行い、だれもが安心して生活できる地域づくりの推進をする。	保育園児や小学生など地元の子どもたちが、地区で取り組まれている様々な活動への関わりをより持てるよう、地域組織等への働きかけやサポートを行っていく。
大田市子育て支援団体連絡会 【大田市社会福祉協議会】	地域のさまざまな人たちのふれあいの中で、親子が楽しみながら仲間をつくり、子育てを支え合うネットワークを形成し、活動しているサロン・サークルによる意見交換会を実施する。	それぞれに取り組まれている子育てサロン・サークル間のつながりや情報交換を行い、活動の活性化につながるようサポートする。 子育て支援の取り組みにあたり、各サロン・サークルの活動状況や地区の子育ての現状やニーズを把握する。
子育て応援事業 【子ども家庭相談室】	大田市内の団体が大田市の子育て支援のための事業を柔軟かつ効果的に実施するため、事業に要する費用について助成を行う。	食育、親子ふれあい遊び、体験活動など子育てに役立つ民間団体の活動の一部を助成して、子育て意識の啓発を図る。
思春期・赤ちゃん交流学習事業 【健康増進課】	乳児とのふれあいを通じて、命の尊さ、家庭の絆の大切さを理解すると共に、社会的スキルの向上を図る。 思春期に乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての予備体験をすることにより、将来の育児不安や虐待防止につなげる。	学校・地域住民・行政が協働し、地域の実情に合わせて取り組み、子育て支援ネットワークの視点で事業展開を行う。

５）経済的支援

■第１期計画においての施策の方向性
・子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、助成制度等を引き続き実施します。
・制度の周知拡大により、利用促進を図ります。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「充実していない」に傾いています。一方で、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.6	▲ 1.3	2.1

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

子育てに関わる経済的負担への支援は引き続き求められています。中学校卒業までの医療費無償化など現状の支援を継続して行うとともに、支援内容の周知を図り、サービスを活用してもらえるようにすることが必要とされています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子育てする上での不安や悩みとして、子育てにともなう出費がかさむと回答したのは、就学前児童保護者は24.1%、小学生保護者は29.9%となっており、経済的支援を望む声がある。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・児童手当、保育無償化などはありがたい。
・児童クラブは保護者の利用ニーズが高いので、保護者負担金額についても今後検討する必要がある。

■第２期計画においての施策の方向性
・現状行っている経済的支援を継続すると共に、教育・保育の無償化など新たな支援を行い経済的負担の軽減を図ります。併せて、支援内容のＰＲも行っていきます。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
保育所保育料の負担の軽減 【子育て支援課】	国の基準以下での保育料の設定、保育料階層区分の細分化のほか、兄弟、姉妹同時に保育所に入所している場合、２人目は半額、３人目以降は無料とする制度と、第３子以降の３歳未満の児童は全額助成する制度がある。 また、平成 28 年度より、低所得ひとり親世帯等の出生第１子は半額、第２子は無料とする制度、低所得世帯の出生第２子は半額、第３子は無料とする制度を導入する。	令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により３歳以上児については無償化となった。 無償化後保護者負担となった副食費については、大田市独自制度として多子世帯への支援拡充として、全ての第３子以降の児童の副食費を免除することで子育て支援の更なる拡充に努める。 なお、３歳未満の保育料については、これまで通り軽減制度を継続する。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
児童手当 【子ども家庭相談室】	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給する。	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給し、子育て世代へ経済的支援を行う。
子ども医療費助成制度 【市民課】	就学前児童及び中学校卒業までの子どもの入通院と、義務教育終了後 20 歳未満までの方の慢性呼吸器疾病等 16 疾患群にかかる入院費の無料化等助成を行う。	対象となる子どもの減少に伴い助成額も減少傾向にあるが、市の財政負担は依然として大きなものとなっている。 子育てに係るアンケートでは、医療費の無料化による経済的負担の軽減に対し効果があり、事業継続を求める声がある。 安心して子どもを健やかに育てることができる環境づくりの推進にあたり、本事業の有効性が認められるものであることから、引き続き実施していく。 一方で、限られた財源を有効に活用できるよう、健康づくり及び適正受診の啓発を継続して行っていく。
予防接種の無料化 【健康増進課】	乳幼児が受ける定期予防接種（BCG、四種混合、麻しん風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B 型肝炎、日本脳炎）、児童・生徒が受ける定期予防接種（二種混合、日本脳炎、子宮頸がん）を市が全額負担。	乳幼児及び児童・生徒が受ける定期予防接種は、市が全額負担し、市民の負担軽減を図る。
生活福祉資金 【大田市社会福祉協議会】	収入が少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して経済的な安定や社会参加、在宅福祉を推進する目的で、緊急・小口資金、教育支援資金の貸与を行う。	幼保、学校、行政等、日常的に子育て世帯と関わりのある機関と協働し、適切な情報提供及び相談へのつなぎなどにより、早期相談・対応ができるよう連携強化に努める。
福祉医療費助成制度 【市民課】	重度障がいのある方、ひとり親家庭の方が暮らしやすい環境をつくるため、医療費の助成を行う。 自己負担額を医療費１割とし、また、所得等に応じて自己負担上限額を設け助成する。	現在、県制度に沿って、重度障がいのある方及びひとり親家庭の方について医療費の助成を行っている。 ひとり親家庭に係る子どもの医療費については、個人負担分を子ども医療費助成事業で無料化している。 疾病が重症化、長期化しやすい重度障がい者や、経済的支援の必要なひとり親家庭の医療費助成について、引き続き、現行制度を実施していく。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
児童生徒就学援助制度事業 【教育部総務課】	経済的理由により、小・中学校へ児童・生徒を就学させることが困難な家庭に対し、学校でかかる費用の一部を援助する。	教育の機会確保及び義務教育の円滑な実施のため、経済的理由により就学困難な家庭に、引き続き学校でかかる費用の一部を援助していく。
妊婦一般健康診査 【健康増進課】	妊娠中の異常の早期発見、早期治療のため、医療機関に委託をして妊婦の健康診査を行い、14 回まで無料で健康診査を行えるようにするため、妊婦一般健康診査の公費負担を行う。	全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持し、健診を通じた妊婦の健康維持・増進、育児不安の軽減を図る。
乳児一般健康診査 【健康増進課】	１か月、9～11 か月健診を医療機関に委託して行う。	疾病等の異常を早期発見することで早期治療へつなげるとともに、育児相談を行う。
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 【健康増進課】	在宅の小児慢性特定疾病児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	日常生活用具の給付が適正に利用できるように啓発を行う。

６）情報発信の強化

※第2期計画より追加した施策の方向となります。

■　現状の課題と声

社会全体の情報量が増えている中、子育て支援においてもサービスが多様化し情報が多くなっています。そのような中で、様々な媒体を通して分かりやすく情報発信を行うことが求められています。

また、地域においての子育て支援に関する情報をまとめて発信できるような仕組みづくりも必要です。

【アンケート・意見交換会からの声】
- 認知度が50%より低い事業がある。
- 事業の利用方法が分からなかったという声がある。

【施設等アンケートからの声】
- 中学生までの医療費無料などの良いことが知られていない状況も多くもったいない。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
- 有益な情報は、タイムリーな情報発信を行うと良いのではないか。
- 大田市は良いことをしているのだからもっとＰＲすればよいのではと感じる。しっかりと伝えることが大事だと思う。
- 行政は良い事をしているが、住民に届きにくい部分もあるので、わかりやすく情報を伝えることが大事だと思う。
- 情報発信を通して、子育て当事者の意識を変えることも大事だと思う。
- 多くの子育て世帯はスマートフォンから情報を得ることが多いので、スマートフォン対応の情報発信を強化する必要がある。
- FREE Wi-Fiなどを整備して、行政サービスを利用する際にその場で子育てアプリがダウンロードできるような環境があると良い。

■第２期計画においての施策の方向性
- 従来から活用している紙面・ホームページに加えて、アプリや情報誌など様々なツールを活用して積極的な情報発信を行います。
- 地域の子育て情報の吸い上げを行い、情報の共有も図っていきます。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
子育てアプリ「おおだっこ」 【子育て支援課】	スマートフォンやパソコン等から閲覧が可能なアプリケーションソフトを利用して子育て関連情報をタイムリーに提供することで、必要な情報を見たい時に見ることができる環境を整える。	子育てアプリの周知を図りさらに登録者数を増やすとともに、登録した人に活用していただくための子育て関連情報をタイムリーに発信していく。

2　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

■第１期計画においての施策の方向性
・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、さまざまな教育資源を活用した「生きる力」の育成を目指します。
・スクールソーシャルワーカーの配置などを通じて、子どもの居場所づくりや相談体制づくりを地域全体で推進します。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「充実していない」に傾いています。一方で、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.1	▲ 1.2	1.5

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

価値観が多様化し、変化する社会の中で、子どもたちが主体的に社会で生きていくための支援が求められています。そのために、支援体制の充実や地域と連携した取り組みが必要とされています。

また、子ども達の学びを深めるために本に触れる機会を増やしていく事も必要です。

【アンケート・意見交換会からの声】
・学校への要望、気軽に相談できる窓口があると良いと思うという声がある。
・他人を思いやる気持ちが少なくなったと感じていると、就学前児童保護者の15.1%、小学生保護者の19.2%が回答している。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・保育園や小学校の先生方と保護者が意見交換できる場があると良いと思う。

■第２期計画においての施策の方向性
・支援員の配置や、地域との連携を図ると共に、関係機関での連携・連絡体制を密にして、一人ひとりの子どもに対して、きめ細やかな支援を行っていきます。
・学校図書館司書の配置や各館の連携を図り、子どもの学びへの支援を推進します。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
児童生徒支援事業 【教育部学校教育課】	不登校児童・生徒に学習支援、自然体験、社会体験等を通して心のケアや居場所づくり、仲間づくりを行う。	不登校児童・生徒の社会性の発達、学力の保障のため、学習支援、自然体験、社会体験等の場を設ける。 また、スクールソーシャルワーカー（SSW）を引き続き配置し、関係機関との連携・調整による専門性の高い支援体制を充実、拡大する。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
教育相談事業 【教育部学校教育課】	学校や日常生活において、いじめ、不登校で悩んでいる児童・生徒やその保護者の相談活動、子どもたちにとって安心できる集団づくりの支援等を行う。 問題解決に関わるなど、関係機関と連携し教育に関するさまざまな問題に応じる。	不登校、いじめ等を予防するため、また、悩んでいる子どもや保護者のケアのため、派遣指導主事等により、悩んでいる児童・生徒やその保護者の相談を受ける体制を充実させ、学校、専門機関との連携体制を強化する。 また、児童・生徒を取り巻く様々な環境要因等についての研修や学級集団づくりの研修、アンケート等を実施し、学校がいじめや不登校を予防する力を高める支援を充実させる。
「読み調べ学ぶ力漲る学校図書館」事業 【教育部総務課】	各校への学校司書の配置、読書活動推進員の配置等により、市立図書館と学校図書館との連携、読書活動と調べ学習を推進する。	子どもたちが読書に親しむ機会の拡大、質の高い読書の充実のため、学校司書を継続して各校に配置する。 読書活動推進員を市立図書館に配置し、司書と教員の連携を図るなど、学校図書館経営をより充実させる。 また、学校司書の研修の場を充実させ、各校の調べ学習の質を高めていく。
学校支援地域本部事業 【教育部社会教育課】	地域ぐるみで学校を応援する体制を整備し、教員が子どもと向き合う時間の増加や、住民の知識・経験と学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の向上、地域の連帯感の醸成を図るほか、コミュニティスクールとの連携を図る。	登下校時の見守りや授業支援など地域を陰ながら支える活動であり、今後も十分な PR に努めるとともに、コミュニティスクールの導入にあわせ、社会教育を担う公民館職員を中心として、地域住民がより主体的に関わることができるよう、十分な連携をはかる。
青少年育成市民会議助成 【子ども家庭相談室】	市民総ぐるみで次代の郷土を担う青少年の育成を図ることを目的に、青少年育成市民会議を開催し、児童虐待防止や青少年健全育成についての啓発活動等を行う。また、総会を定期的に開催し、活動報告等を行うことで団体相互の理解を深める。	次代を担う青少年の健全育成を目的として、地域における課題の共有と検討や、青少年健全育成に資する活動の支援、挨拶運動等の推進、青少年健全育成に資する広報活動、講演会等の開催など、関係団体と協力して推進する。
子ども・若者支援体制等整備事業 【子ども家庭相談室】	０歳から 39 歳までの若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携して、効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな成長や社会参加を促す。	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう支援体制を整備する。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
人権啓発推進事業 【人権推進課】	地域・学校等において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの人権が尊重される環境づくりを推進する。 また、人権作品の募集・応募を通して、子どもの人権意識の高揚に努める。 公正採用選考推進セミナー等を通じて、ハラスメント等の防止に係る啓発を行うとともに、相談に対しては、島根労働局、法務局等との連携による解決に努める。	従来の事業に加え、LGBTs やインターネット上の人権問題など新たな課題について、地域・学校における啓発を行う。 生活困窮者自立支援施策と連携し、貧困家庭の児童に対する学習支援等、子どもの貧困対策に取り組むため、おおだふれあい会館（大田市隣保館）の機能強化に努める。

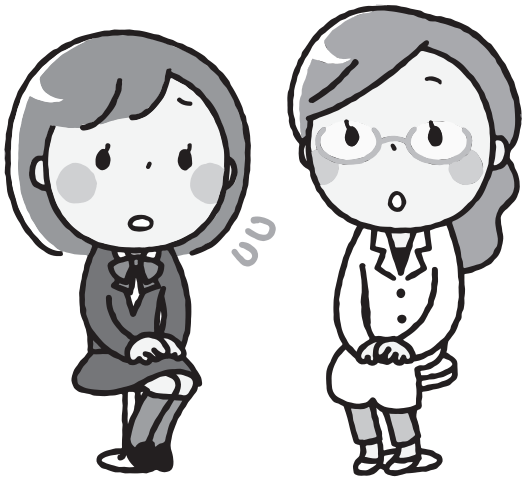

２）家庭や地域で子どもの成長を支える体制づくり

■第１期計画においての施策の方向性
・子どもたちがさまざまな体験を通じて生きる力を育めるよう、地域活動の充実と参加の促進を図ります。
・放課後児童クラブへの地域の参画を促進し、内容の充実に努めます。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者は「どちらともいえない」に近くなっています。一方で、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 0.1	▲ 0.1	1.1

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

放課後児童クラブのニーズは年々高くなってきており、安心・安全で質の高い放課後の居場所づくりが求められています。このため、地域と連携し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室などを整備していく必要があります。

また、子ども達の健やかな成長のために、地域の資源を活かした体験を行うことも必要とされています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・小学生保護者の事業の満足度は、放課後児童クラブが57%、放課後子ども教室が21.1%、スポーツ少年団が47.6%となっている。
・家に子どもを一人で留守番させるのは不安があり、できれば安心して放課後を過ごせる場所が各地域にあるなど、居場所を作ってほしい。

【施設等アンケートからの声】
（放課後児童クラブ）
・職員の確保、保護者の要望への細かな対応、運営費などの課題がある。
・ニーズが多様化してきている。
・利用ニーズが高まっているため、各小学校区に整備の必要性を感じる。
（放課後子ども教室）
・放課後子ども教室のボランティアの高齢化、ボランティア不足が問題。
・保護者が積極的に子ども教室に参加し、親子での経験を多く作れるようにしていきたい。
・子どもが安全に過ごせるような配慮をしたいが、予算がなく、整備ができない。
・専門的なスタッフがいないため、子どもたちをまとめるのが難しい。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・十分に放課後児童クラブの制度が理解されてないので、周知しないといけないと思う。
・放課後児童クラブの長期休暇のみの利用についても検討していけたら良い。
・各児童クラブの利用料についても検討が必要。
・子どもの成長に合わせた体系的な子育てや教育の魅力化を進めていくと良い。

■第２期計画においての施策の方向性
・市内全域での子ども居場所づくりのために地域への支援を図ると共に、地域に合わせた支援を行っていきます。
・大田市ならではの資源を生かした体験・活動を継続して行っていきます。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
子ども読書活動ボランティアの養成 【教育部社会教育課】	子どもの読書活動の推進を図るため、読書活動を行っているボランティアに対して、ストーリーテリング、ブックトーク、本の読み聞かせ等の理論と技術を習得する講座や児童図書に関する知識を深める講座を開催する。	図書館だけでは子どもの読書活動推進を十分にできないため、各保育園や幼稚園、小学校等での読み聞かせを充実させるためにボランティアの育成を行っている。引き続き、ボランティアのスキルアップ支援を行う。
ふるさと教育推進事業 【教育部学校教育課】	地域（ふるさと）の教育資源である「ひと・もの・こと」を活かした、ふるさと教育を推進する。学校と家庭と地域が一体となって児童・生徒の生きる力を養い、心豊かでたくましい子どもを育成する地域の体制づくりを図る。	子どもたちのふるさとへの愛着を育むと同時に子どもたち自身の自己肯定感や生きる力を連続で学んでいくため、小中９年間を通した発展性・系統性のあるふるさと教育を推進する。 地域コーディネーターを連携の推進役とし、学校と家庭と地域が一体となって子どもたちを育成する地域の体制を見直し、より確かな機能的な体制に高める。
山村留学事業 【山村留学センター】	大田市の豊かな自然の中で、体験活動などを通して「生きる力」を培い「自らの個性に芽生え、自信を持って嬉々として行動する子ども」の育成を行う。	長期留学及び夏・冬・春の短期留学において、大田市の豊かな自然と生活を体験できるように、季節と場所に応じた内容の体験活動プログラムを実施する。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【子ども家庭相談室】	昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して適切な生活の場を提供し、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成を図る。	昼間、保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成活動を行う。 待機児童の解消のため、新たな放課後児童クラブの設置等を検討する。また、未設置地域については、児童数の推移、地元の意向等を勘案し、設置に向けて促進を行う。 支援員、補助員の確保に苦慮している児童クラブがあることから、人手不足の解消に向け関係機関と連携して人材確保に努める。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
放課後子ども教室推進事業 【教育部社会教育課】	子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みを実施する。	学校、地域住民、放課後児童クラブ等と連携し、すべての児童を対象とした安全・安心な居場所の確保と、地域住民の活動の場としての充実を図る。
総合型スポーツクラブの設置 【教育部社会教育課】	平成19年度に発足したクラブが地域において活動しており、多世代参加による教室の開催等、魅力あるクラブ運営を目指すとともに、温泉津地区、仁摩地区におけるスポーツ環境の整備として総合型地域スポーツクラブの設置を支援し、だれでも気軽にできるスポーツの推進を図る。	今後、学校の部活が社会教育部門へ移行する可能性があり、その受け皿として総合型スポーツクラブの果たす役割は大きくなる。それに向け、大田市体育協会、総合体育館、スポーツ推進委員協議会等と連携し、幼児から高齢者まで、参加しやすいクラブを目指し、軽スポーツやスポーツへの導入となる教室、本格的なスポーツ選手までを支援できるクラブを目指す。
スポーツ少年団の育成 【教育部社会教育課】	身体を動かすことの楽しさや体力の向上を図る場として、地域や関係団体との連携を図りながら、活動を推進できるよう支援し、スポーツ少年団への加入の促進や、指導者の指導力向上に向けた取り組みを実施する。	勝敗だけに固執せず、各種目の中で子どもの体力や発達段階に応じた指導ができるよう支援する。また、団員情報や大会情報等の情報収集を行い、情報発信等スポーツ少年団活動の普及を図る。
小中学生の囲碁教室 【教育部社会教育課】	大田市出身で棋聖と称えられる、本因坊道策名人を顕彰しながら日本の伝統文化を学ぶ。作法や礼儀を身につけながら、集中力や思考力、また判断力などを養うなどの効果が期待されることから、市内全域の普及を目指す。	引き続き、市内全小中学校での取り組みを目指す。併せて、年度末に開催される「本因坊道策記念囲碁大会」を学習の成果の発表の場とし、多くの参加者を募る。
家庭教育支援（子育てについて考えるワークショップ） 【教育部社会教育課】	保育園や学校等で子育てについて保護者同士の対話を通して学び合うワークショップを実施し、親としての役割や子どもとのかかわり方への気付きを促し、家庭教育支援の一助とする。	ワークショップの開催についての周知に努めるとともに、保育園や学校、保護者の困り感やニーズに即したプログラムを実施する。

３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■第１期計画においての施策の方向性
・子どもに対する悪影響が懸念される有害情報について、店舗等への状況把握・監視体制を強化し、子どもの健全育成に向けた適切な対応を働きかけます。
・携帯電話やスマートフォン、インターネットの適切な利用、喫煙や飲酒防止に向けた啓発を推進します。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者、施設等アンケート共に「充実していない」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

インターネット等の普及により、子ども達も様々な情報に触れる機会が多くなり、有害情報に触れる可能性も高くなっています。そのため、子ども達が適切な知識を得る事が出来るような働きかけを行う必要があります。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子どもを取り巻く環境の不安や問題として、テレビなどで情報があふれすぎていると、就学前児童保護者は53.3%、小学生児童保護者は55.7%と多くの保護者が回答している。

■第２期計画においての施策の方向性
・実態把握を継続して行うと共に、実施団体の情報交換・事業実施を支援することで、子どもの健全な育成への働きかけを行っていきます。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
青少年健全育成のための状況把握 【子ども家庭相談室】	大田市青少年育成市民会議に併せ、市内の非行の状況について情報収集及び研修会を行う。 また、市内の書店、コンビニエンスストアを対象に、有害図書、タバコ、アルコール等の販売実態の情報収集を行い、関係機関と連携を図りながら子どもの健全育成について働きかける。	青少年育成市民会議などを通じ、青少年の健全育成を阻む課題（犯罪、非行、いじめ、児童虐待等）の現状と対策について検討するとともに、関係機関と連携を図りながら子どもの健全育成について働きかけを行う。

3　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

１）児童虐待防止対策の充実

■第１期計画においての施策の方向性
・保護者の育児不安の解消や虐待の定義、子どもへの悪影響等を広く周知するなど、虐待の未然防止に努めます。
・要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアなど切れ目のない支援を行います。

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「充実していない」に傾いています。一方で、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.1	▲ 0.7	1.3

■　現状の課題と声

全国的に児童虐待の事例がメディアで取り上げられ、子どもに対しての接し方について不安を抱えている保護者も多くいます。そのような中で、相談がしやすく、早期発見が出来るような体制づくりが求められています。また、関係機関が連携した体制づくりも必要とされています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子育ての中で、子どもにひどい言葉を言った経験があると回答したのは、就学前児童保護者が27.2%、小学生保護者が45.9%となっている。また、否定的な態度を取った経験があると回答したのは、就学前児童保護者が29%、小学生保護者が34.5%となっている。
・児童相談所に相談するのが一番いいことだとは思うが、直接相談はしにくいので、もっと気軽に相談できる場所が大田市内にあるといいと思う。

【施設等アンケートからの声】
・児童虐待のケースも全国的に増えているなか、スタッフの責任も増している。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・児童虐待に関しては、お互いが連携をとって一緒に物事にあたっていく地域であってほしい。
・虐待はないのが一番良いが、早期発見が出来るような体制づくりを行ってほしい。

■第２期計画においての施策の方向性
・相談体制を強化し、関係機関の密接な連絡体制を引き続き維持することで、虐待の予防・早期発見に努めます。
・支援が必要な家庭に対しては、支援体制の充実・提供を図っていきます。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
母子健康包括支援センター「おおだっこ」 【健康増進課】	妊産婦・乳幼児等を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援および相談を行う。	個々に沿った支援プランを作成し、継続的に支援を展開する。妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口を担う。
大田市要保護児童対策地域協議会 【子ども家庭相談室】	要保護児童の早期発見、支援・保護のために関係者、関係機関が情報を共有し適切な連携の下で対応する。協議会は、「代表者会議」「庁内会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」で構成され、支援の協議、啓発等の事業を行う。	児童虐待（疑い含む）の早期発見、対応のために関係機関との情報交換、協議、対応に努める。 関係者への研修実施、市民向け講演会、広報による周知等により予防に努める。 また、養育支援や妊娠期からの支援などの幅広い対応を強化するため、関係機関や子育て支援施策との連携について検討する。
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業） 【子ども家庭相談室】	養育支援が必要と思われる家庭に対して、保健師等の専門職が早期に訪問し、継続的に育児に対する指導や助言を行う。	在宅における養育支援が必要な家庭に対して、適切なアセスメントのもと、家庭の自立支援を尊重したプランを策定し、質の良いサービス提供に努める。
子ども家庭総合支援拠点の設置 【子ども家庭相談室】	児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、妊産婦等の相談支援及び関係機関との連携調整等を行う。	要保護児童などへの支援強化に向け、医療・福祉・教育などの関係機関による横断的な連携を図るため、令和４年４月までに常勤２名以上の専門職員を配置し「子ども家庭総合支援拠点」を設置する。

２）ひとり親家庭の自立支援の推進

■第１期計画においての施策の方向性
・ひとり親家庭に対する、子育て・生活支援や就業支援、経済的な支援など包括的な自立支援に努めます。
・父子家庭への支援施策の周知に努めます。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者、施設アンケート共に「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
0.3	0.3	0.9

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

ひとり親家庭は近年やや減少していますが、支援のニーズは多様化しています。相談体制や関係機関との連携が必要とされると共に、必要な経済的支援も引き続き求められています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・母子家庭が、安心して過ごすためのサポートや、相談しやすい体制があると良い。
・父子家庭に対してのサポートも充実してほしい。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・経済的支援に加えて、日常生活においての親子の関わりに対するフォローを、実態を把握しながら進めていくことが必要だと思う。

■第２期計画においての施策の方向性
・経済的な支援を継続して行うと共に、様々な相談に対応し、関係機関との連携により適切な支援へとつなげていきます。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
母子・父子自立支援員 【子ども家庭相談室】	ひとり親家庭のさまざまな相談（就労相談、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を配置する。	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の様々な相談（就労相談、経済的な相談など）に対応して、ひとり親家庭の支援を行う。
児童扶養手当 【子ども家庭相談室】	１８歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭等に対し、経済的支援として手当を支給する。	１８歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭等の生活の安定のため、経済的支援を行う。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 【子ども家庭相談室】	母子・父子家庭の就業による自立を促進するため、資格取得等にかかる受講経費を支給する。	母子・父子家庭の父母の資格取得・能力開発を支援し、就業による自立を促進する。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 【子ども家庭相談室】	母子・父子家庭の父母に対し、看護師、介護福祉士等の高等職業訓練を修業する場合の生活費として高等職業訓練促進給付金を、入学時の負担軽減のために修了支援給付金を支給する。	母子・父子家庭の高等職業訓練受講時の生活費の負担軽減を行い、就業による経済的な自立を促進する。

３）障がい児施策の充実

■第１期計画においての施策の方向性
・障がい児や保護者へのきめ細かな対応がとれるよう、適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービスなど、福祉・保健・教育の各分野において、総合的な支援の充実を図ります。
・発達障がいについて、早期に必要に応じた支援につなげられるよう関係機関の連携を強化します。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者共に「どちらともいえない」に近くなっています。一方で、施設等アンケートでは、「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
0.1	0.1	0.4

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

発達障がいに対する認知度が社会的に広がっている中、早期からの継続した支援が必要とされています。また、障がいのある子ども達一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うことも求められています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子ども達のいいところをしっかりと見つけ出せるよう、教育機関と家庭がしっかりと連携していけるような大田市になってほしいという声がある。
・障がい児でも市内で教育を受けられたり、日中一時預かりをしてもらえると助かる。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・障がい児支援は必要性のある保護者に対し、乳幼児期に受けられるサービスや小学校へのつなぎの部分を充実させる必要がある。
・当事者への支援だけでなく、周りの方や一緒に学ぶ子ども達に対して障がいについての理解を広めていく事も大切だと思う。
・養護学校に通うのが小学生になってからなので、乳幼児期からの支援が出来るように検討してほしい。
・幼児期の特別支援を充実させたことにより、埋もれていたニーズが出てくると考えられるので、各保育園・幼稚園の連携、学校との連携をしっかりやるという部分を充実させると良い。

■第２期計画においての施策の方向性
・就学前から子どもの発達に対しての支援を行い、関係機関での連携も図ることで切れ目のない支援を行っていきます。
・障がい児へのサービスのニーズ分析を行い、必要なサービス及び負担軽減を行います。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
幼児期通級による指導事業 【教育部学校教育課】	市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園に在籍、又は在宅の、発達に個別の課題等のある就学前児童が、生活上の困難の改善・克服することをめざして、個別の指導・支援を早期から実施する。	小学校入学時への保護者の不安軽減や課題等がある子どものよりよい発達の支援のため、就学前児童の個々の状態に応じた個別の指導・支援体制をより充実させていく。 通級指導の充実のため、担当者の研修の場を拡大する。また、保育所（園）・認定こども園・幼稚園との連携体制を構築する。
めだか教室 【子ども家庭相談室】	心身障がいや発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、地域において毎月１回専門分野のスタッフと一緒に、さまざまな活動や個別の支援、交流会や相談会等を行う中で、発達を促し社会性の向上を図る。	心身障がいや発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、専門スタッフとさまざまな活動を通じて、幼児の活動の向上に努める。 また、保護者同士の交流、個別相談や情報交換を通じて保護者の不安の軽減に努める。
障がい児通所支援事業 【地域福祉課】	療育の必要がある障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練、保育所等へ訪問して専門的な支援等を行う。	ニーズ把握、実施体制の検討などを行うことで、身近な地域でサービスを受けることのできる提供体制の確保に努める。
障がい児者日中一時支援事業 【地域福祉課】	社会福祉法人等の地域社会資源を有効に活用して、日中の障がい児者の一時預かりを実施し、活動の場の提供と日常的な訓練等の支援を行うとともに障がい児者及びその家族の負担を軽減し、福祉の増進を図る。	「活動の場の提供」「日常的な訓練等の支援」「家族の負担軽減」に資するよう、様々な事情や状況を考慮した事業実施に努める。
障がい児保育事業 【子育て支援課】	認可保育所において、保育の必要がある心身に障がいを有する児童に必要な保育事業を行うことにより、障がい児の健やかな発達を促進し児童福祉の増進を図る。	認可保育所において、心身に障がいのある就学前の児童を対象に保育を行う。必要に応じ障がい児の個別指導を行う。 また、障がい児を受け入れる私立保育所等に職員配置の経費を一部助成し、障がい児の保育の促進を図る。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
発達クリニック 【健康増進課】	心身の正常な発達に諸問題を有し、発達障がい等を招くおそれのある乳幼児を早期発見し、適切な支援を行う。 また、乳幼児期の子どもの運動や言葉の発達などについて、専門医による健康診査と相談を行う。特別支援連携協議会や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行う。	乳幼児を育てていくうえで感じられる様々な心配事について、専門医による健康診査と相談を行う。 特別支援連携協議会や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行う。
大田市相談支援チーム会議 【教育部学校教育課】	市内の幼稚園、保育所、小・中学校からの要請に応じて、発達障がいを含む全ての障がいのある子どもへの対応について相談支援を行う。 また、定例の「相談支援チーム会議」の開催や学校の要請に基づく学校訪問、チーム委員の協力による「市内の全保育所・幼稚園・中学校特別支援学級訪問」を実施する。	子どもたちのよりよい発達と集団への適応を継続して支援するため、市内の幼稚園、保育所の巡回訪問を継続して実施する。 また、幼稚園、保育所、小・中学校や保護者からの要請に応じて、発達障がいを含む全ての障がいのある子どもへの対応について相談の支援の充実と拡大をめざす。

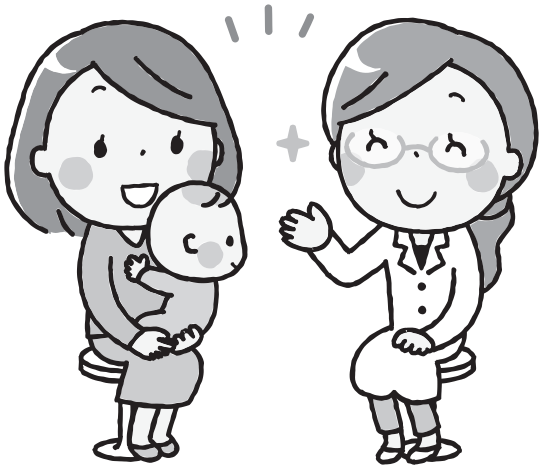

4　子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備

１）子どもの安全の確保

■第１期計画においての施策の方向性
・安全運転への啓発や登下校の見守りなど、子どもを交通事故から守るための取り組みを推進します。
・子どもを犯罪被害から守るため、地域ぐるみで防犯意識を高め、子どもを見守る環境づくりを進めます。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者、施設アンケート全てで「充実している」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
0.5	0.7	2.8

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

子どもを取り巻く環境として交通事故や犯罪などを不安に感じている保護者は多く、地域で子どもを見守る事のできる体制が必要とされています。また、子ども達にとって危険になりうる場所の点検と、子ども達への啓発を行うことも求められています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子どもを取り巻く環境の不安や問題として、交通事故や犯罪などが増え危険になったと、就学前児童保護者は57.3%、小学生児童保護者は51.8%と多くの保護者が回答している。
・地域の方にしっかりと見守っていただけることをありがたく思っている。いつまでも地域の方とのかかわりがあることを願っている。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・子どもの安全のためにも、地域の中で顔が分かる関係づくりが必要だと思う。
・特に新一年生の下校時のサポートの必要性がある。
・歩道や横断歩道などの状況を点検する必要がある。

■第２期計画においての施策の方向性
・地域・関係機関との連携を図り、子どもの見守りと危険個所の点検を進めます。
・交通安全・防犯・防災の教室を開催し、子どもに対しても啓発を図っていきます。

■　**実施事業**

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
交通安全教室の開催 【交通対策協議会（危機管理課）】	交通対策協議会において、交通安全教室を実施する。より多くの地区での開催を推進する。	交通対策協議会の主体的な取り組みとして、交通安全教室を開催し、今後はより多くの地区での開催を推進する。
登下校時の交通安全対策 【交通対策協議会（危機管理課）】	小学校新１年生に夜行反射タスキを配布する。また、大田市交通指導員による登下校（園）時における園児・児童の誘導保護を行う。	小学校新１年生に夜行反射タスキを配布し、登下校時に着用し安全性を高める。 また、大田市交通指導員による登下校（園）時における園児・児童の誘導保護を行い安全対策に努める。
緊急時の防犯対策 【防犯協力会（危機管理課）】	大田市防犯協力会（事務局：大田警察署）において、年度ごとに地域の実情にあった事業、防犯対策を推進する。	大田市防犯協力会（事務局：大田警察署）において、年度ごとに地域の実情にあった事業、防犯対策を推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに努める。
子ども安全体制の推進 【教育部総務課】	地域の見守り活動の充実やスクールガードリーダーによる学校巡回訪問を市内全小・中学校に対して実施する。また、通学路の安全点検を行い、危険個所について関係機関に働きかけを行う。	地域の見守り活動の充実や安全マップの作成等による、地域住民、保護者、子どもを含めた安全意識の高揚を図るとともに、スクールガードリーダーによる学校巡回訪問を市内全小・中学校に対して実施していく。また、児童生徒の通学時の安全確保のため、通学路の安全点検を行い、危険個所について関係機関に働きかけを行っていく。
防犯灯の整備推進 【危機管理課】	自治会が新設・更新する防犯灯に対する補助の実施や市の新設により、防犯灯の設置を推進する。	自治会が新設・更新する防犯灯に対する補助の実施により、防犯灯の設置を推進する。 また、市の管理している防犯灯については、防犯灯設置要綱の設置基準に沿って適所に設置する。

２）子育てしやすい生活環境の整備

■第１期計画においての施策の方向性
・妊産婦や子どもを連れた方が安心して外出できるよう、周囲の配慮や理解を促進していきます。
・市営住宅の建替えや修繕時において、子育て世代が安心して居住できる良質な住宅の整備に努めます。

■　アンケートにおいての評価

就学前児童保護者、小学生保護者、施設等アンケート全てで「充実していない」に傾いています。

就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 0.9

※評価値についての説明は、Ｐ４、５を参照してください。

■　現状の課題と声

子ども達が戸外で遊ぶことが少なくなったと感じる保護者は多く、公園や遊具の整備が必要とされています。

また、子ども達が通る街路等において危険個所を少なくしていくことも必要とされています。

【アンケート・意見交換会からの声】
・子どもを取り巻く環境の不安や問題として、戸外で遊ぶことが少なくなったと、就学前児童保護者は43.2%、小学生児童保護者は50.3%と多くの保護者が回答している。

【施設等アンケートからの声】
・親子で一緒に楽しめる、市内で遊びに行ける場を作ってほしい。

【子ども・子育て支援推進会議からの声】
・市内でも子どもたちが歩くスペースの整備が進んでいないところもある。
・公園や遊具等はあると思うが、もう少し遊びの場があると大田市内で遊べるので良い。
・市として、子どもたちが安心して生活できる環境整備について検討してほしい。

■第２期計画においての施策の方向性
・必要性に応じた計画的なインフラの修繕・整備を行っていきます。

■　実施事業

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
街路等の整備 【都市計画課】	栄町高禅寺線の整備を推進し、大田市駅周辺東側事業による街路整備を行う。	都市計画マスタープランに基づく計画的な市街地内道路網の整備を推進し、生活道路においては快適な住環境形成を図るため、人に優しい道路整備を目指す。

事業名 【担当課】	事業の内容	取組の方向性
道路等施設の維持 【土木課】	道路等の異常及び破損等の早期発見のため定期的な道路パトロールを実施し、道路河川などの点検・補修を行っていく。	今後も定期的な道路パトロールを実施し、道路利用者や地域住民等からの情報提供に適時対応し、道路河川の事故を未然に防ぐ。
市街地における公園整備の推進 【都市計画課】	公園施設の点検を実施し、計画的な改修・更新・修繕を行う。	公園施設長寿命化計画に基づく適切な施設管理を推進する中で利用者ニーズへの配慮に努める。
子育て世代向け住宅の整備・維持管理 【都市計画課】	子育て世代が安心して生活を送れるよう公営住宅の提供及び維持管理を行う。	仁摩・温泉津地区においては既存の特定公共賃貸住宅等を活用し、子育て世代向け住宅の維持管理を行う。また、大田地区については民間賃貸住宅の建設が進んでいる現状をふまえ、子育て世代の受け皿として民間活力に期待し、民間賃貸住宅建設を促進する。

第5章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

本章では、幼稚園、保育所及び認定こども園などの教育・保育施設等と、子ども・子育て支援法で市町村が取り組むよう定められた地域子ども・子育て支援事業の施設整備や事業実施にあたっての目標事業量と提供体制を記載します。

■　国の示す教育・保育施設等の一覧と概要

区分	名称	内容
教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等に関わらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する施設です。 ただし、０～２歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
	幼稚園	保護者の就労等に関わらず、３～５歳児を預かり、幼児教育を提供する施設です。
	保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、０～５歳児を預かり、保育を提供する施設です。
地域型保育施設	小規模保育	利用定員６人以上19人以下の小規模な保育施設で、０～２歳児を預かり、保育を提供する事業です。
	家庭的保育	保育者の居宅等において、５人以下の０～２歳児を受け入れて保育を提供する事業です。
	居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、０～２歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
	事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

■　認定区分について

区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
１号認定	3～5 歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園
２号認定 （教育希望）	3～5 歳	「保育の必要な事由」があるが、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
２号認定	3～5 歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
３号認定	0～2 歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園

■　**国の示す地域子ども･子育て支援事業の一覧と概要**

事業名	事業内容
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
要保護児童対策地域協議会機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

1　提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を１区域（全市）とします。

2　教育･保育施設等の目標事業量と提供体制

第１期計画においての実績

【１号認定（２号認定のうち、教育希望の高い方を含む）】

６０～７０人で実績は推移しており、目標事業量及び提供体制を下回り、利用ニーズに対してサービスの提供体制を確保できている状況です。

区分	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
目標事業量	-	-	-	84	56	140	82	54	136
幼稚園	–	–	–	–	–	0	–	–	0
保育所	–	–	–	–	–	0	–	–	0
認定こども園	–	–	–	–	–	0	–	–	0
提供体制	-	-	100	100	1	101	100	1	101
幼稚園	–	–	100	100	0	100	100	0	100
保育所	–	–	–	0	1	1	0	1	1
認定こども園	–	–	–	0	0	0	0	0	0
実績	-	-	81	70	1	71	67	1	68
幼稚園	–	–	81	70	0	70	67	0	67
保育所	–	–	–	0	1	1	0	1	1
認定こども園	–	–	–	0	0	0	0	0	0

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31／令和元年度		
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
目標事業量	81	54	135	64	0	64	79	0	79
幼稚園	–	–	0	–	–	0	–	–	0
保育所	–	–	0	–	–	0	–	–	0
認定こども園	–	–	0	–	–	0	–	–	0
提供体制	100	1	101	70	-	70	80	-	80
幼稚園	100	0	100	65	–	65	65	–	65
保育所	0	1	1	–	–	0	–	–	0
認定こども園	0	0	0	5	–	5	15	–	15
実績	62	1	63	69	0	69	-	-	0
幼稚園	62	0	62	62	0	62	–	–	0
保育所	0	1	1	0	0	0	–	–	0
認定こども園	0	0	0	7	0	7	–	–	0

※平成３０・31年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

【２号認定・３号認定】

低年齢での保育ニーズの高まりから、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	2 号	3 号		合計	2 号	3 号		合計	2 号	3 号		合計
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
目標事業量	-	-	-	-	651	440	142	1,233	630	445	139	1,214
保育所	–	–	–	–	–	–	–	0	–	–	–	0
認定こども園	–	–	–	–	–	–	–	0	–	–	–	0
地域型保育事業	–	–	–	–	–	–	–	0	–	–	–	0
提供体制	-	-	-	1,185	638	416	144	1,198	638	423	147	1,208
保育所	–	–	–	1,185	634	399	131	1,164	634	404	131	1,169
認定こども園	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	–	–	–	–	4	17	13	34	4	19	16	39
実績	-	-	-	1,184	693	417	148	1,258	690	413	156	1,259
保育所	–	–	–	1,184	689	403	141	1,233	686	398	141	1,225
認定こども園	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	–	–	–	–	4	14	7	25	4	15	15	34

区分	平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31／令和元年度			
	2 号	3 号		合計	2 号	3 号		合計	2 号	3 号		合計
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
目標事業量	626	434	136	1,196	679	407	148	1,234	657	391	144	1,192
保育所	–	–	–	0	–	–	–	0	–	–	–	0
認定こども園	–	–	–	0	–	–	–	0	–	–	–	0
地域型保育事業	–	–	–	0	–	–	–	0	–	–	–	0
提供体制	642	426	152	1,220	679	412	150	1,241	657	394	150	1,201
保育所	634	404	131	1,169	606	345	109	1,060	513	296	91	900
認定こども園	0	0	0	0	66	44	20	130	137	75	38	250
地域型保育事業	8	22	21	51	7	23	21	51	7	23	21	51
実績	694	385	179	1,258	678	409	175	1,262	-	-	-	-
保育所	675	359	161	1,195	589	330	133	1,052	–	–	–	–
認定こども園	11	5	3	19	80	56	27	163	–	–	–	–
地域型保育事業	8	21	15	44	9	23	15	47	–	–	–	–

※平成３０・31年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- アンケート結果と、実際の利用状況及び推計児童人口を勘案した推計値を目標事業量として設定します。目標事業量は、以下の認定区分ごとに定めます。

（提供体制の考え方）

- 平成 31（令和元）年度現在、幼稚園（公立 2 園　定員合計 65 人）、保育所（公立 9 か所、民間 10 か所　定員合計 1,070 人）、認定こども園（私立 1 園　利用定員 135 人）の提供体制があります。また、地域型保育事業として、家庭的保育施設（4 か所　定員 20 人）、事業所内保育事業所（1 か所 12 人）により、３歳未満の乳幼児を中心とした受け入れ提供体制があります。
- 平成 31（令和元）年度現在、認可外保育所は 1 か所のみです。
- 提供体制では利用定員総数を示しています。

【１号認定（２号認定のうち、教育希望の高い方を含む）】

区分	令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	１号	２号	合計	１号	２号	合計	１号	２号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
目標事業量	58	0	58	60	0	60	54	0	54
提供体制	75	0	75	85	0	85	85	0	85
幼稚園	65	0	65	65	0	65	65	0	65
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	10	0	10	20	0	20	20	0	20

区分	令和5年度			令和6年度		
	１号	２号	合計	１号	２号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
目標事業量	53	0	53	49	0	49
提供体制	90	0	90	90	0	90
幼稚園	65	0	65	65	0	65
保育所	0	0	0	0	0	0
認定こども園	25	0	25	25	0	25

【２号認定・３号認定】

区分	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	２号	３号		合計	２号	３号		合計	２号	３号		合計
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
目標事業量	637	379	168	1,184	640	351	163	1,154	591	365	158	1,114
提供体制	645	399	148	1,192	640	397	150	1,187	591	377	149	1,117
保育所	566	335	109	1,010	503	306	96	905	406	256	83	745
認定こども園	79	48	23	150	137	75	38	250	185	105	50	340
地域型保育事業	0	16	16	32	0	16	16	32	0	16	16	32

区分	令和５年度				令和６年度			
	２号	３号		合計	２号	３号		合計
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
目標事業量	567	354	152	1,073	534	343	148	1,025
提供体制	567	362	153	1,082	551	359	152	1,062
保育所	352	221	77	650	336	218	76	630
認定こども園	215	125	60	400	215	125	60	400
地域型保育事業	0	16	16	32	0	16	16	32

※年齢区分毎の提供体制が目標事業量に達しない場合も、全体の提供体制のなかですべての児童の受け入れに努めます。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（認定こども園設置に関する方針）

・認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず柔軟な受け入れを行うことができる施設です。本市においては、計画期間中に移行可能な保育施設より認定子ども園への移行を進めます。

（質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針）

・幼児期の教育・保育は、子どもたちが遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性を養うとともに生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培う場であるため、一定水準以上の質の高い教育・保育を、市内のどの施設であっても提供できるよう努めます。そのため、保育技能の向上や専門知識の強化に向けた研修への参加などを通して、職員の資質向上を図ると共に、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置を検討していきます。
・教育・保育の一体的な提供に向けては、幼稚園と保育所で一貫性のある指導計画、保育計画の作成を進めていきます。研修の実施にあたっては、幼稚園教諭と保育士が双方の教育・保育内容の良さや違いを理解しながら専門性の向上を図ることができるよう、合同での研修実施を検討していきます。

（教育・保育施設と地域型保育事業の連携や幼・保・小連携に関する方針）

・本市では、これまでも地域型保育事業として家庭的保育事業、事業所内保育事業を実施しています。各事業・施設間での連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。
・幼稚園と保育所及び小学校との連携については、幼児期の教育から小学校教育へと円滑に接続できるよう、これまで本市では連絡会や小学校行事への参加・交流、就学にあたっての個別のケース会議等を実施しています。今後も相互の教育内容や指導方法について理解を深め、幼児期から小学校での教育を継続した発展的なものとして理解し、子どもの発達段階に応じた学びや支援を推進するとともに、「小１プロブレム」など双方での対応が必要な問題にも連携を強化して取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

１）利用者支援事業

第１期計画においての実績

令和元年 10 月に大田市母子健康包括支援センター「おおだっこ」を開設しました。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	－	－	－	－	－	－	
提供体制	－	－	－	－	－	1	実施箇所数

目標事業量と提供体制の考え方

母子健康包括支援センター「おおだっこ」を中心として、妊産婦・乳幼児等を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援および相談体制の提供を行っていきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量（母子保健型）	1	1	1	1	1	実施箇所数
提供体制（母子保健型）	1	1	1	1	1	実施箇所数

２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

第１期計画においての実績

年度によって実績に増減がありますが、平成 30 年度は前年度より大きく利用実績が減少しています。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	ー	965	966	943	500	500	平均利用人数／月
提供体制	ー	3	3	3	3	3	施設数
実績	453	498	377	508	309	ー	平均利用人数／月

※平成３０・31年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

・利用実績と推計児童人口を勘案した月平均利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

・市内３か所の地域子育て支援センターを継続して実施し、在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導、リサイクル事業を行っていきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	429	403	409	397	386	平均利用人数／月
提供体制	3	3	3	3	3	施設数

３）妊婦一般健康診査

第１期計画においての実績

実績は出生数の推移によるため、平成３０年度は出生数の減少に伴い、大きく減少しています。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	―	3,430	3,360	3,290	2,660	2,599	延べ回数／年
提供体制	―	―	―	―	―	―	
実績	2,986	2,949	2,697	2,791	2,314	―	延べ回数／年

※平成３０・31年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

・０歳児の将来推計人数に、受診券の交付数である 14 を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

・下記の提供体制により、全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量		2,744	2,660	2,576	2,478	2,408	延べ回数／年
提供体制	実施場所	産婦人科医療機関					
	実施体制	原則医療機関委託 ※県外医療機関の場合、健診費用を償還払いで対応					
	検査項目	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等					
	実施時期	通年					

４）こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

第１期計画においての実績

実績は出生数の推移によるため、平成３０年度は出生数の減少に伴い、大きく減少しています。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量		ー	245	240	235	228	222	実人数／年
提供体制	実施体制	大田市母子保健推進員に委嘱して実施						
	実施機関	大田市健康増進課						
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱						
実績		170	165	167	186	146	ー	実人数／年

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

・０歳児の将来推計人数を必要な訪問数（年間実人数）とし、目標事業量を設定します。

（提供体制の考え方）

・下記の提供体制により、全ての乳児を早期に把握し、保護者が孤立することなく安心して子育てができるよう支援を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量		196	190	184	177	172	実人数／年
提供体制	実施体制	大田市母子保健推進員に委嘱して実施					
	実施機関	大田市健康増進課					
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱					

５）養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業

第１期計画においての実績

平成 29 年度から事業がスタートし、平成 30 年度までで１件の実績があります。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量		ー	0	0	10	10	10	件数／年
提供体制	実施体制	要保護児童対策地域協議会						
	実施機関	子育て支援課						
	実施時期	通年						
実績		ー	ー	ー	1	0	ー	件数／年

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

・母子保健事業等で把握した養育支援の必要な家庭数を勘案した年間訪問件数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

・養育支援訪問事業については、家庭訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、専門職が継続的に訪問し、養育に対する指導や助言等を行います。

・要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた体制強化に向けて、ネットワークの構成員に対する研修会を実施する等の取り組みを進めます。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量		2	2	2	2	2	件数／年
提供体制	実施体制	要保護児童対策地域協議会					
	実施機関	子ども家庭相談室					
	実施時期	通年					

６）子育て短期支援事業

宿泊を伴う預かりに対するニーズに対しては、市外を含めた児童福祉施設等と連携を図りながら対応します。

７）ファミリー・サポート・センター事業

第１期計画においての実績

平成２７年度以降は利用実績が減少し、目標事業量及び提供体制を下回り、利用ニーズに対してサービスの提供体制を確保できている状況です。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	ー	130	129	128	60	60	延べ利用人数／年
提供体制	67	66	67	64	60	60	まかせて会員数
実績	436	21	63	9	26	ー	延べ利用人数／年

※平成３０・31年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）
・今までの利用状況を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）
・委託機関と連携し、まかせて会員（援助を行う人）の確保を図り、サービスの提供体制を確保していきます。
・安心、安全に子どもを預けられる体制をめざして、研修を通じて質の向上を図ります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	30	30	30	30	30	延べ利用人数／年
提供体制	30	30	30	30	30	まかせて会員数

８）① 一時預かり事業（幼稚園等在園者対象）

第１期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	ー	1,500	1,454	1,443	1,550	1,660	延べ利用人数／年
提供体制	1,485	1,500	1,454	1,443	1,550	1,660	
実績	1,579	1,100	1,506	843	1,180	ー	延べ利用人数／年

※平成３０・３１年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）
・利用実績と推計児童人口を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）
・全ての幼稚園・認定こども園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	1,242	1,249	1,152	1,107	1,041	延べ利用人数／年
提供体制	1,242	1,249	1,152	1,107	1,041	

８）②一時預かり事業（在園児対応型以外）

第１期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	―	2,900	2,870	2,823	1,500	1,500	延べ利用人数／年
提供体制	1,812	2,900	2,870	2,823	1,500	1,500	
実績	1,611	2,182	1,168	1,623	1,347	―	延べ利用人数

※平成３０・３１年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）
・利用実績と推計児童人口を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）
・市内 18 園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	1,586	1,595	1,471	1,413	1,329	延べ利用人数／年
提供体制	1,586	1,595	1,471	1,413	1,329	

９）延長保育事業

第１期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	ー	404	399	392	200	200	実利用人数／年
提供体制	280	280	280	330	200	200	
実績	193	310	344	269	333	ー	実利用人数／年

※平成３０・３１年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）
・アンケート結果と推計人口を勘案し算出した推計値を目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）
・市内 12 園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	387	377	364	351	335	実利用人数／年
提供体制	387	377	364	351	335	

10）病児・病後児保育事業

第１期計画においての実績

平成３０年度は実績が増加しており、他の年度においても実績が目標事業量及び提供体制を上回っています。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	**－**	**40**	**40**	**39**	**55**	**55**	**延べ利用人数／年**
（病後児保育事業分）	－	30	30	29	50	50	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	－	10	10	10	5	5	
提供体制	**28**	**40**	**40**	**39**	**55**	**55**	
実績	**28**	**58**	**66**	**60**	**103**	**－**	**延べ利用人数／年**
（病後児保育事業分）	28	58	66	60	103	－	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	0	0	0	0	0	－	

※平成３０・３１年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

・アンケート結果と推計児童人口を勘案した推計値を、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

・現在は病後児保育を市内１か所（民間１か所）で実施しています。今後も現状の体制を維持するとともに、病後児保育での対応時間以外の利用希望がある家庭には、ファミリー・サポート・センター事業の活用による受け入れも進めていきます。
・病児保育の実施に向けた検討もしていきます。
・保育所で体調不良になった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師の対応のもとで預かる体制を維持していきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	**250**	**244**	**235**	**227**	**216**	**延べ利用人数／年**
提供体制	**250**	**244**	**235**	**227**	**216**	
（病児・病後児保育事業分）	248	242	233	225	214	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	2	2	2	2	2	

11）放課後児童クラブと放課後子ども総合プランの推進

国において平成３０年９月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとされました。

これらのことを踏まえ、事業の実施にあたっては、福祉部局と教育委員会が連携し、地域の実態にあわせて取り組んでいくこととします。

（放課後児童クラブ）

第１期計画においての実績

利用実績は低学年、高学年共に増加傾向にあり、提供体制を上回っています。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／令和元年度	備　考
目標事業量	**－**	**270**	**268**	**268**	**400**	**400**	**実利用人数／年**
低学年（1～3年生）	－	171	165	166	340	340	
高学年（4～6年生）	－	99	103	102	60	60	
提供体制	**220**	**260**	**260**	**260**	**350**	**400**	
実績	**217**	**310**	**306**	**326**	**384**	**－**	**実利用人数／年**
低学年（1～3年生）	197	283	275	288	327	－	
高学年（4～6年生）	20	27	31	38	57	－	

※平成３０・３１年度は中間見直し後の目標事業量及び提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- 保護者の利用希望や現在の利用状況、今後の見込みを勘案した年間利用見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

- 実施か所をこれまでの１１か所から１６か所とし、今後も各地区の就学児童が過ごせる場所を確保していきます。
- 提供体制では利用定員総数を示しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	445	461	489	506	538	実利用人数／年
低学年（1～3年生）	378	392	416	430	458	
高学年（4～6年生）	67	69	73	76	81	
提供体制	445	461	489	506	538	

（一体型の目標事業量）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	2	2	2	2	3	クラブ数

（放課後子ども教室推進事業）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
目標事業量	18	18	19	19	19	教室数

・子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みをします。今後も地域の理解や協力を得ながら開設を目指します。

（一体型または連携型の実施に関する方策）
・現在、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を２か所で実施しています。令和６年度に３か所での実施を目指します。

（小学校の余裕教室等の活用に関する方策）
・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者などによる話し合いの場を設け、放課後児童クラブや放課後子ども教室に活用できる小学校の余裕教室等の活用について協議を行います。

（教育委員会と福祉部局の連携に関する方策）
・放課後子ども総合プラン運営委員会等を活用し、教育委員会と福祉部局が連携して総合的な放課後対策を進めます。

（特別な配慮を要する児童への対応に関する方策）
・特別な配慮を必要とする児童については、児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブとの間で情報を共有し、必要に応じて専門機関や要保護児童対策地域協議会、障がい児通所支援事業所等の関係機関と連携し適切に対応を行います。

（放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み）
・放課後児童クラブの開所時間の延長については、多くの児童クラブで実施しており、引き続き地域の実情に応じて延長保育を促進していきます。

（「新・放課後子ども総合プラン」に記載された放課後児童クラブの役割を向上させる方策）

・子どもの自主性、社会性等の向上を図るため、放課後児童クラブ内での活動だけではなく、伝統行事や地域との交流活動などの参加を促進します。

（各放課後児童クラブにおける育成支援の内容を利用者や地域住民への周知を推進させるための方策）

・地域との交流活動（学習、スポーツ、文化活動など）を通じて、地域住民と放課後児童クラブとの関わりを深め、地域全体で児童の健全育成を図ります。

12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

状況に応じて事業実施を検討します。

13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

状況に応じて事業実施を検討します。

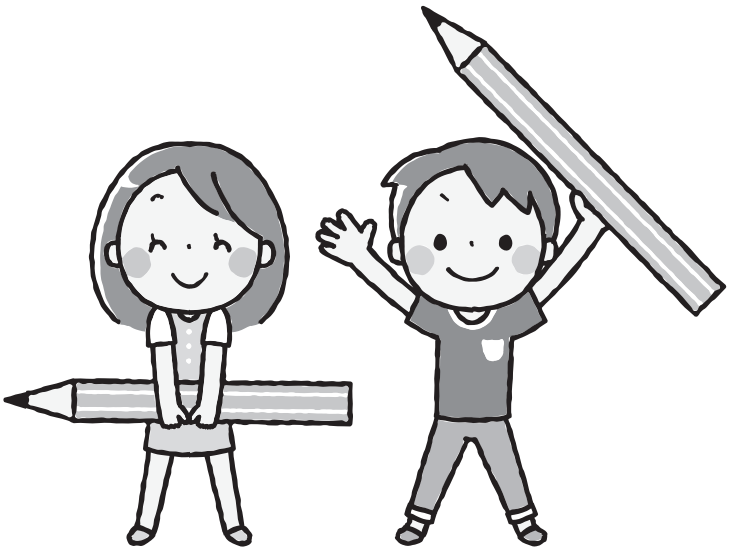

第6章　保育所等のあり方

近年、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、保護者の就労形態の変化、児童虐待件数の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、公立保育所に求められる役割や期待される機能も大きくなってきています。

このような状況の中、私立保育所は、保育ニーズに対し柔軟で機動的に対応できることを活かし、仕事と家庭の両立支援に取り組んできました。また、公立保育所は、社会情勢等に影響されることなく、安定的な運営が難しい地域も含め、市内のどの地域においても一定で均一な保育を受けられるよう取り組み、公立保育所、私立保育所がそれぞれ特色を活かした保育を実施してきました。

公立保育所・私立保育所ともに提供する保育の内容や質は基本的に同じですが、今後も、私立保育所が培ってきた特色のある保育を活かし、「民間でできることは民間に」を原則としつつ、公立保育所も求められる役割を担いながら、協働・共創により大田市の就学前児童に対する教育・保育を実施することで、効率的かつ効果的に教育・保育の量の拡充と質の向上を図ることとします。

本計画においては、第１期計画の方針を踏まえ、待機児童を発生させることなく安全で快適な環境のもとで公立施設としての特色を活かし、多様化する保育ニーズへの対応と子育て支援の充実に向け、基本的な方向や個別課題への取り組みを次のとおり定めます。

1　公立保育所の再編成

定員を大きく割り込む保育所や、一定規模以上の園児数の確保が見込めない保育所は、施設の再編成をする必要があります。

中山間地域の小規模保育所は、地域の子育て支援の拠点としての役割を踏まえ、当面は存続とします。ただし、入所児童が10名を下回る見込みとなり、今後も児童数の増加は見込めない場合は、保護者や地元関係者と協議の上、休園等の検討を行います。

2　公立保育所の施設整備

老朽化が進む保育所については、大規模改修、耐震化、他の施設の有効利用など総合的に検討します。

また、施設建替えが必要な公立保育所については、民営化による有利な補助金等の制度を活用し、事業者と協議し施設整備を進めます。

3　民間活力の活用

公立保育所は、平成18年度から民間活力を活用し、年次的に指定管理者制度の導入や民営化を進めてきました。

引き続き、保護者や地元関係者と協議しながら、民営化への移行を推進することとしますが、今後は指定管理者制度の導入を経由しない民営化の手法についても検討を進め、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備します。

4　認定こども園への移行

就学前の教育・保育両方の機能を併せ持ち、保護者の幅広いニーズに対し一体的な保育を提供できるよう、公立保育所・幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行することとします。当該施設においては、障がい児保育、幼児期通級指導教室、発育に関する相談事業などの各種子育て支援事業の実施にも併せて取り組み、大田市の子育て施策の拠点と位置づけることとします。

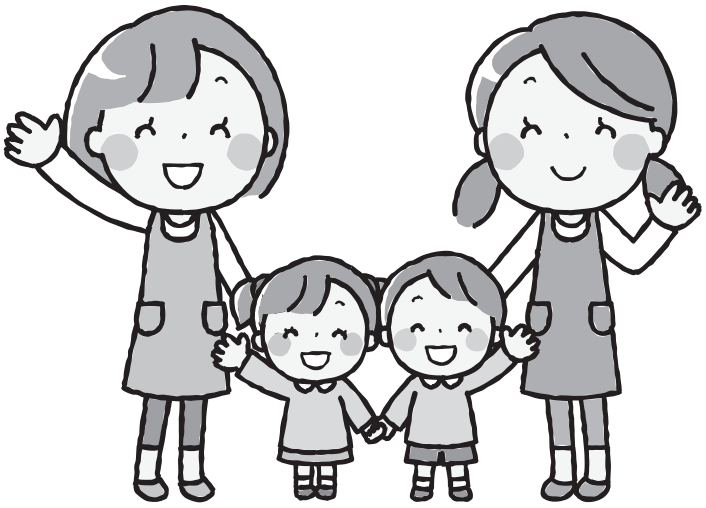

資料編

1 用語集

ア行	
アセスメント	利用者が何を求めているのか正しく知ること。
アプリ	アプリケーションソフトの略。スマートフォンやタブレット端末に入れて使う、特定の機能を持った専用のソフトウェア。
インフラ	Infrastructure の略。社会的な経済基盤と生産基盤とを形成するものの総称。道路、下水道、学校、病院、公園、公営住宅などのほか、インターネットなどの通信も含まれる。
ＳＮＳ	Social Networking Service の略。ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、人と人とのつながりをインターネット上で構築するサービスのこと。
ＬＧＢＴs	「L=レズビアン（女性の同性愛者）」「G=ゲイ（おもに男性の同性愛者）」「B=バイセクシュアル（両性愛者）」「T=トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）」の頭文字と「s=その４つではないが性や恋愛に関するいろいろなこと」の略称。

カ行	
街路	市街地内にある道路の総称。
核家族	夫婦とその子どもだけから成る家族。
子ども家庭総合支援拠点	市町村が、子どもとその家庭および妊産婦などを対象に、実情の把握、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援全般を行うための拠点。平成 30 年 12 月に政府が発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、全ての市町村に 2022 年までに設置するよう盛り込まれた。
子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた国全体の制度。
子ども・子育て関連３法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）」の３つの法律。
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等を通じて全国で教育・保育サービスを提供するための給付制度の創設と、地域の子ども・子育て支援の充実のために定められた法律。
子育て安心プラン	全国的な待機児童解消を図るために必要な受け皿を整備するための国の施策。

コミュニティスクール	学校運営協議会制度のこと。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

サ行	
指定管理者制度	平成１５年の「地方自治法」の改正により、公共施設の管理運営を第３セクターなどに限らず、民間事業者やＮＰＯ法人、ボランティア団体などに委託できることとした制度。
小１プロブレム	小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かない、など学校生活になじめない状態が続くこと。
スキルアップ	さまざまな学習、研修などを通じて自らの技能を向上させること。
スクールガード	あらかじめ各小学校に登録した地域住民が，学校内を巡回したり，通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティア。
スクールガードリーダー	各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官 OB や民間警備会社の社員など）で、地域学校安全指導員ともいう。
スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
ストーリーテーリング	伝えたい思いやコンセプトを、それを想起させる印象的な体験談やエピソードなどの“物語”を引用することによって、聞き手に強く印象付ける手法。
総合型地域スポーツクラブ	「スポーツ基本法」が平成２３年８月に施行され、しまね広域スポーツセンターの指導の下、豊かなスポーツライフ創造のためのクラブとして本市では「銀ギンｇｉｎスポーツクラブ」の名称で、子どもから高齢者までを対象にしたスポーツ教室を開催している。
ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

タ行	
待機児童	入所申請、条件を満たしているものの、定員超過等により、保育所や認定こども園に入所できない状態にある児童。
ダウンロード	通信回線やネットワークを通じて、別のコンピュータなどからデータを受信すること。また、受信したデータを記憶装置上のファイルなどまとまった形で保存すること。
ツール	道具、手段、方法などの意味を持つ英単語。
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方、「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。
都市計画マスタープラン	1992 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。

ハ行	
ブックトーク	一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどで行われる。

ブランディング	ブランドを構築するための組織的かつ長期的な取り組みのこと。
ＦＲＥＥ Wi-Fi	公共の場所において誰でも利用できるように無料で提供・開放されているWi-Fi（無線LAN）サービス。
ベビーシッター	親の代りに乳幼児の面倒をみる人。
保育が必要な事由	就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がいなど、家庭においての保育が出来ない理由。
放課後子ども教室	地域で子どもを育てる環境づくりを推進するため、全ての子どもを対象に安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の協力により、学習やスポーツ、文化・芸術活動および地域住民との交流活動を行う場。開催日数は年間２５０日未満、１日４時間以内と規定。
母子健康包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育などの地域の関係機関による切れ目のない支援を行う組織。

ヤ行	
ＵＩターン	Uターン：都会に出た後、出身地に戻ること。 Ｉターン：出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

ワ行	
Wi-Fi	無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム。
ワークショップ	参加者が意見を自由に出し合ったり、お互いの理解を深めたり、合意を得たりする場。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

2 アンケート結果概要

就学前児童保護者アンケート結果

・お住まいの地区

（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「中央ブロック（大田、川合、久利、大屋）」が38.2%で最も高く、次いで「西部ブロック（鳥井、長久、静間、五十猛）」が25.3%、「東部ブロック（朝山、富山、波根、久手）」が15.4%と続いています。

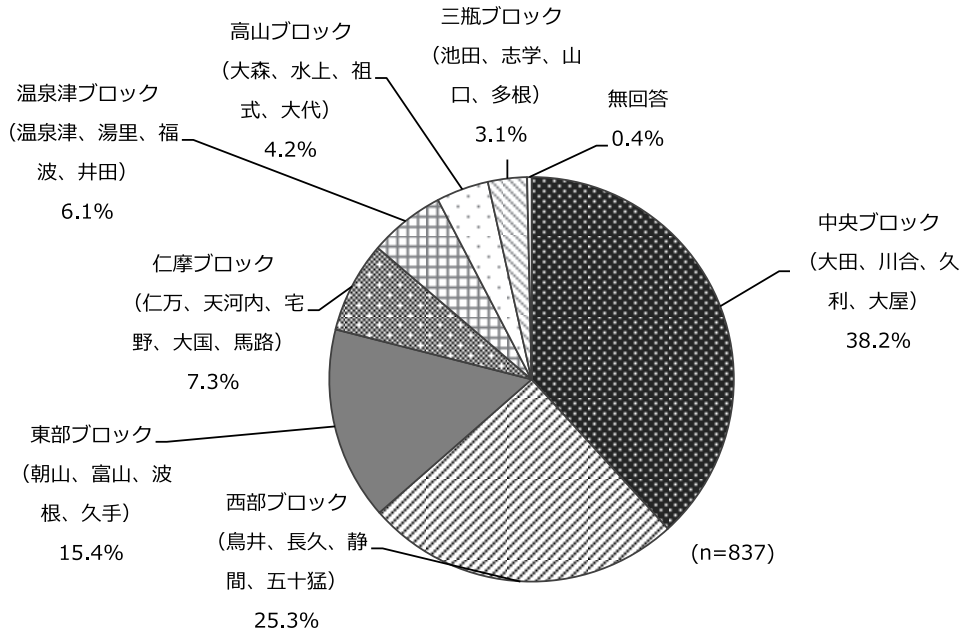

同居・近居の状況

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「父母同居」が89.7%で最も高く、次いで「祖父母近居」が45.6%、「祖父母同居」が25.9%と続いています。

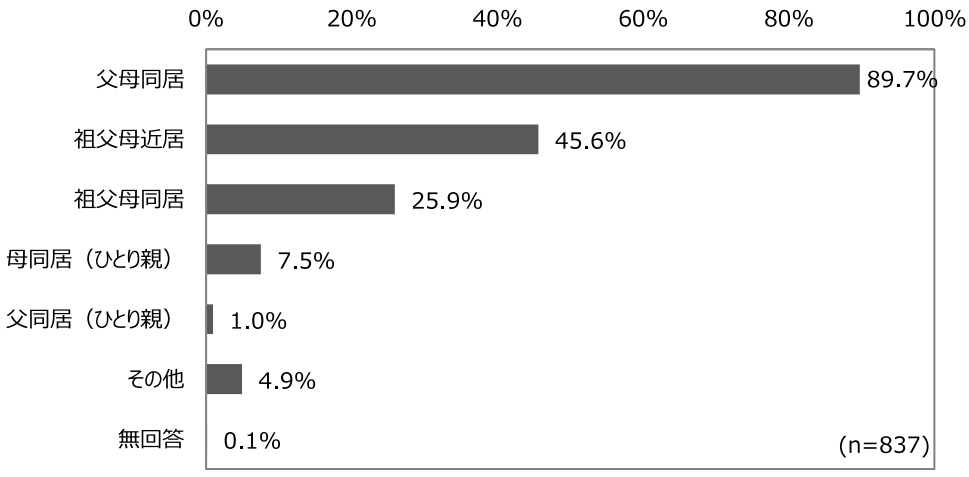

・保護者の現在の就労状況（自営業含む）

【母】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が55.2%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.3%と続いています。

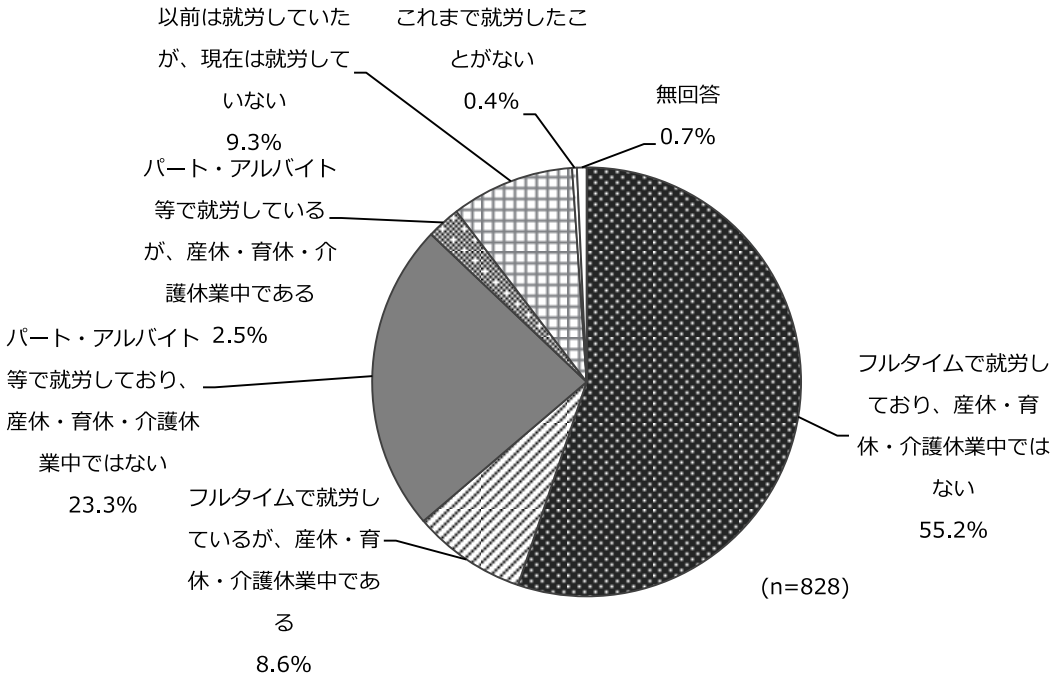

【父】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が97.5%を占めています。

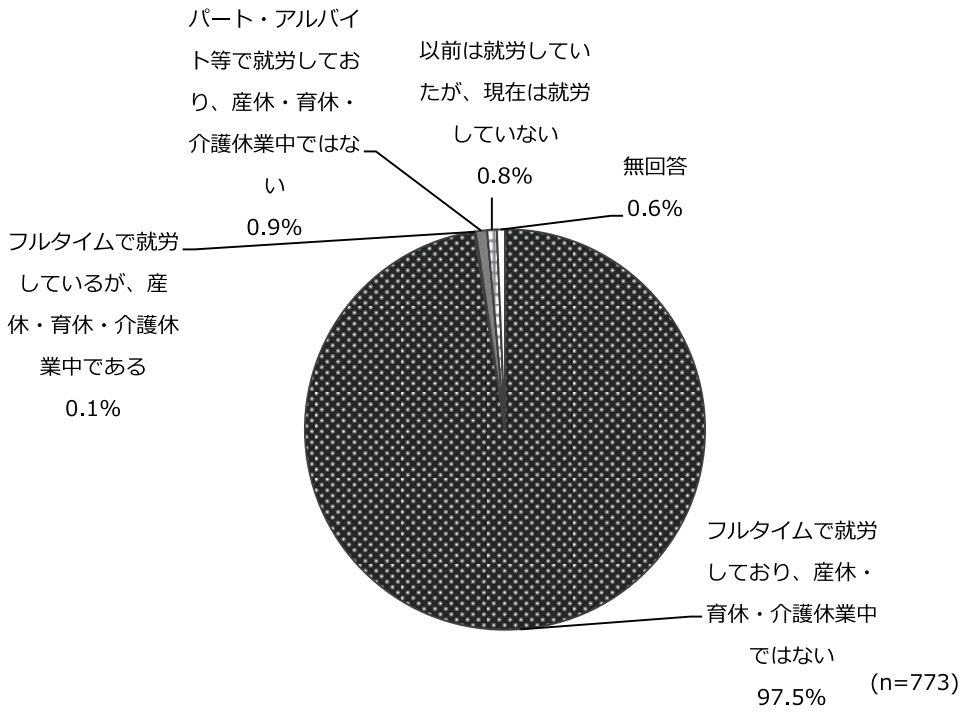

・フルタイムへの転換希望

【母】（単一回答）

〈設問対象者〉保護者の現在の就労状況において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」又は「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が54.7%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.8%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が12.1%と続いています。

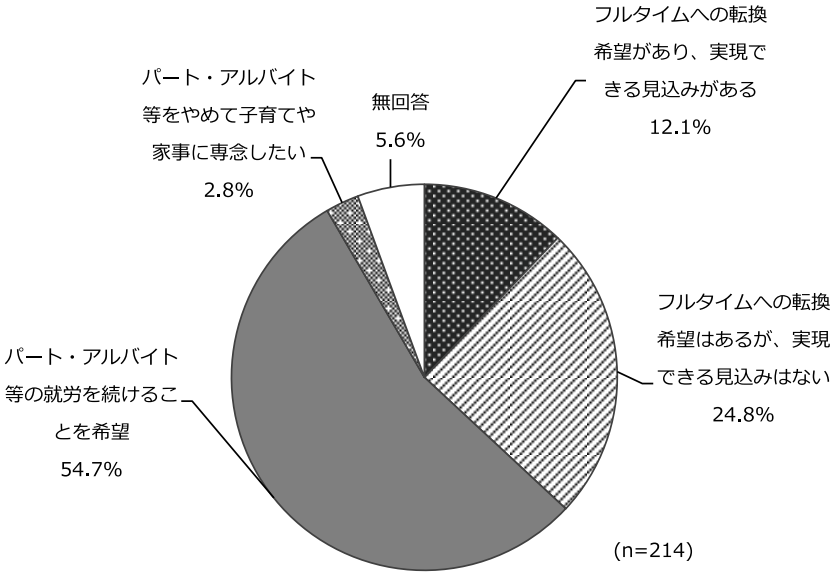

【父】（単一回答）

〈設問対象者〉保護者の現在の就労状況において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」又は「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が57.1%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が14.3%と続いています。

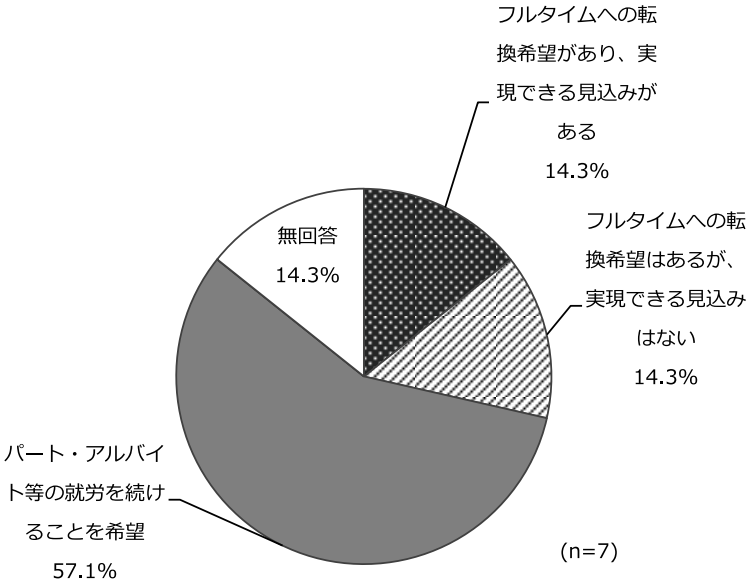

• 現在の幼稚園や保育所（園）への入所など定期的な利用

（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「利用している」が 83.5%を占めています。

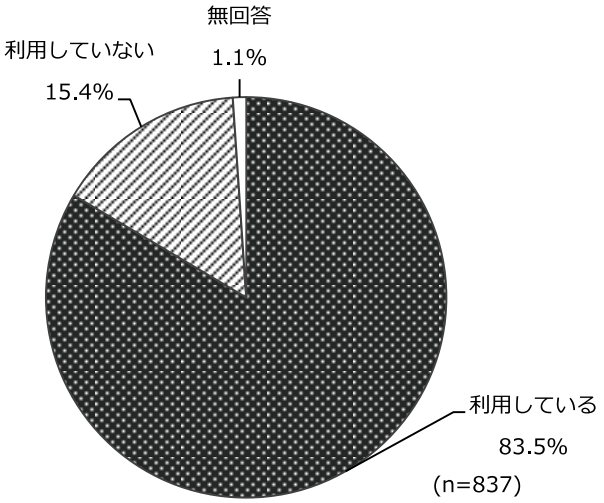

【利用している事業】（複数回答）

〈設問対象者〉幼稚園や保育所（園）への入所など定期的に「利用している」と回答した方

「認可保育所(園)」が 63.1%で最も高く、次いで「認定こども園」が 9.6%、「幼稚園」が 3.7%と続いています。

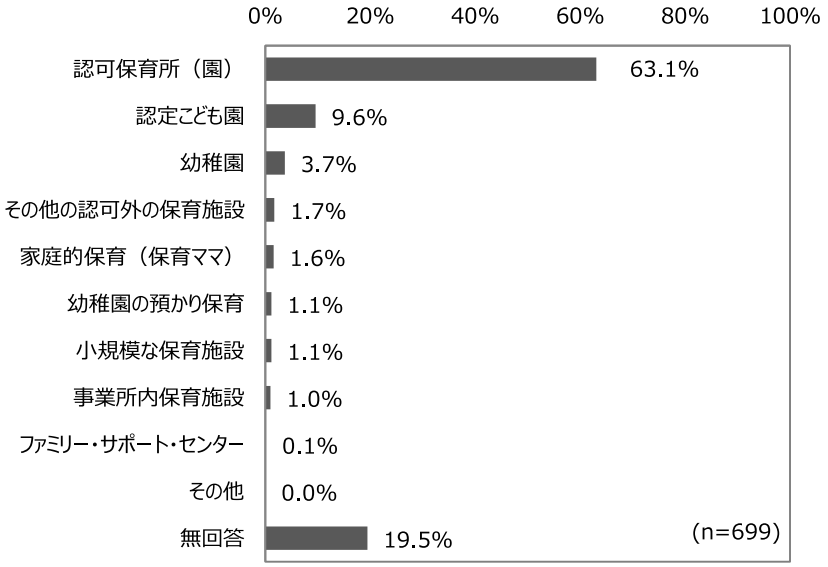

・平日の教育・保育の事業として、利用料がかかっても定期的に利用したいと考える事業

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「認可保育所」が 76.0%で最も高く、次いで「認定こども園」が 23.4%、「幼稚園」が 13.0%と続いています。

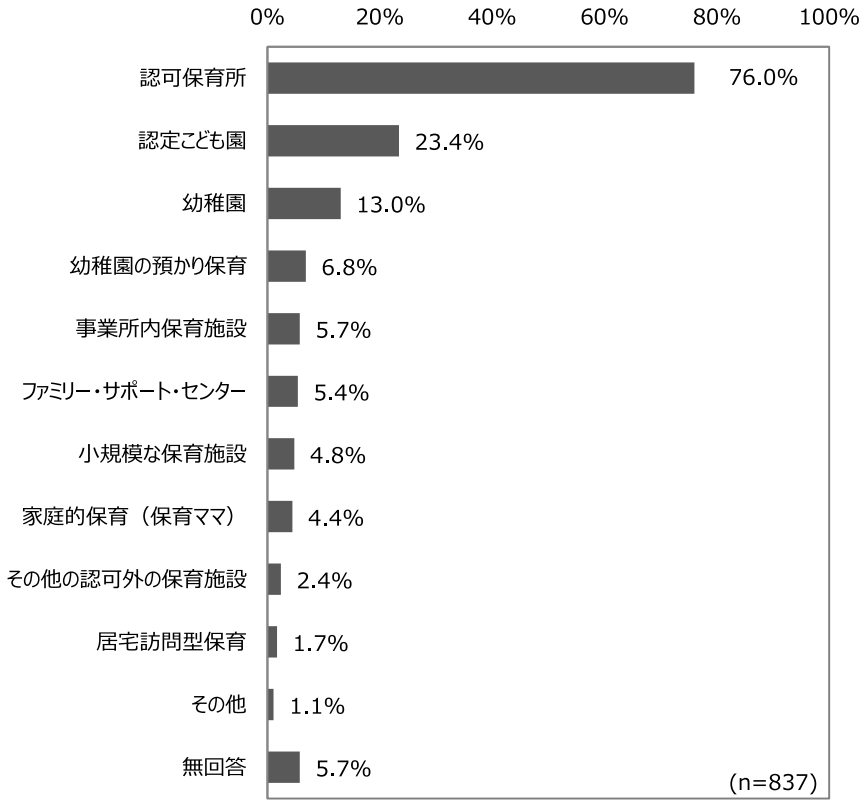

• 地域子育て支援拠点事業の利用

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「利用していない」が 90.7%を占めています。

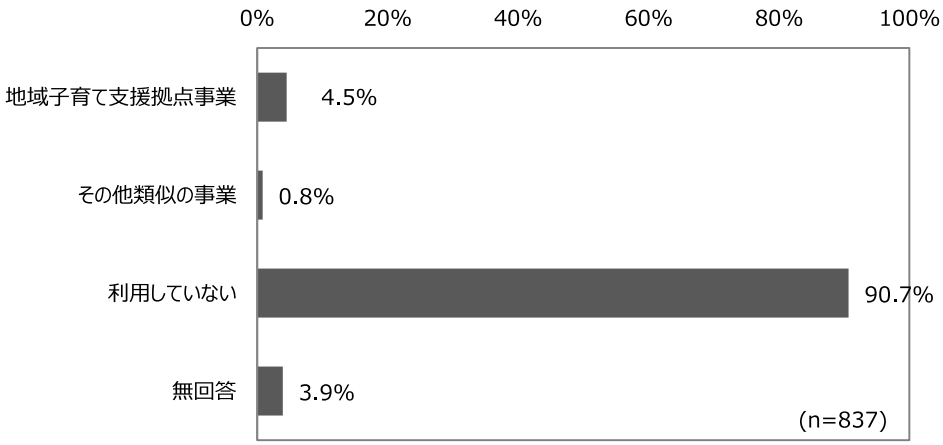

• 地域子育て支援拠点事業の今後利用希望

（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 75.9%を占めています。

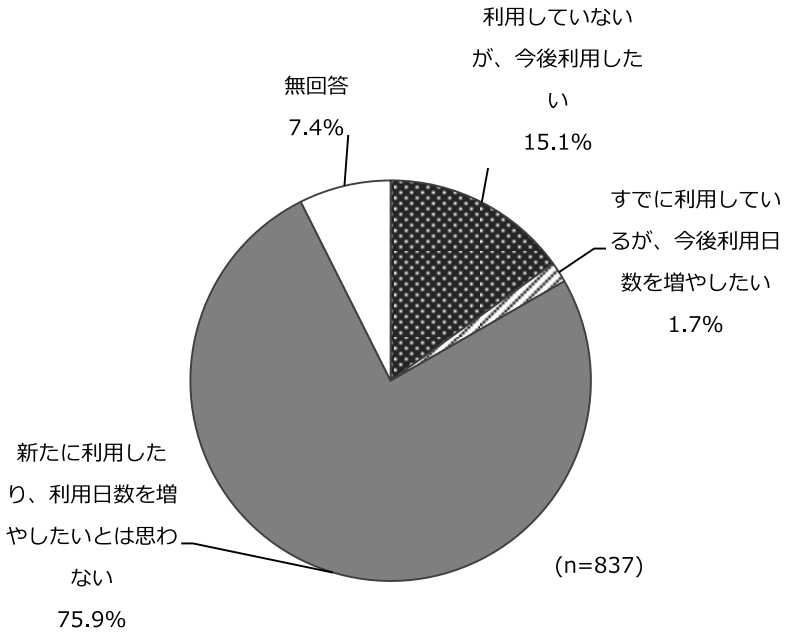

• 事業の認知度、今後の利用意向

【認知度】（単一回答）

〈設問対象者〉全員

①保健センター実施の離乳食教室、②保健センター実施の乳児相談、③おはなし会、⑨病後児保育施設、⑩子育て支援センターでは「はい」が約８割を占めています。

⑤教育相談、⑥めだか教室では「いいえ」が約６割を占めています。

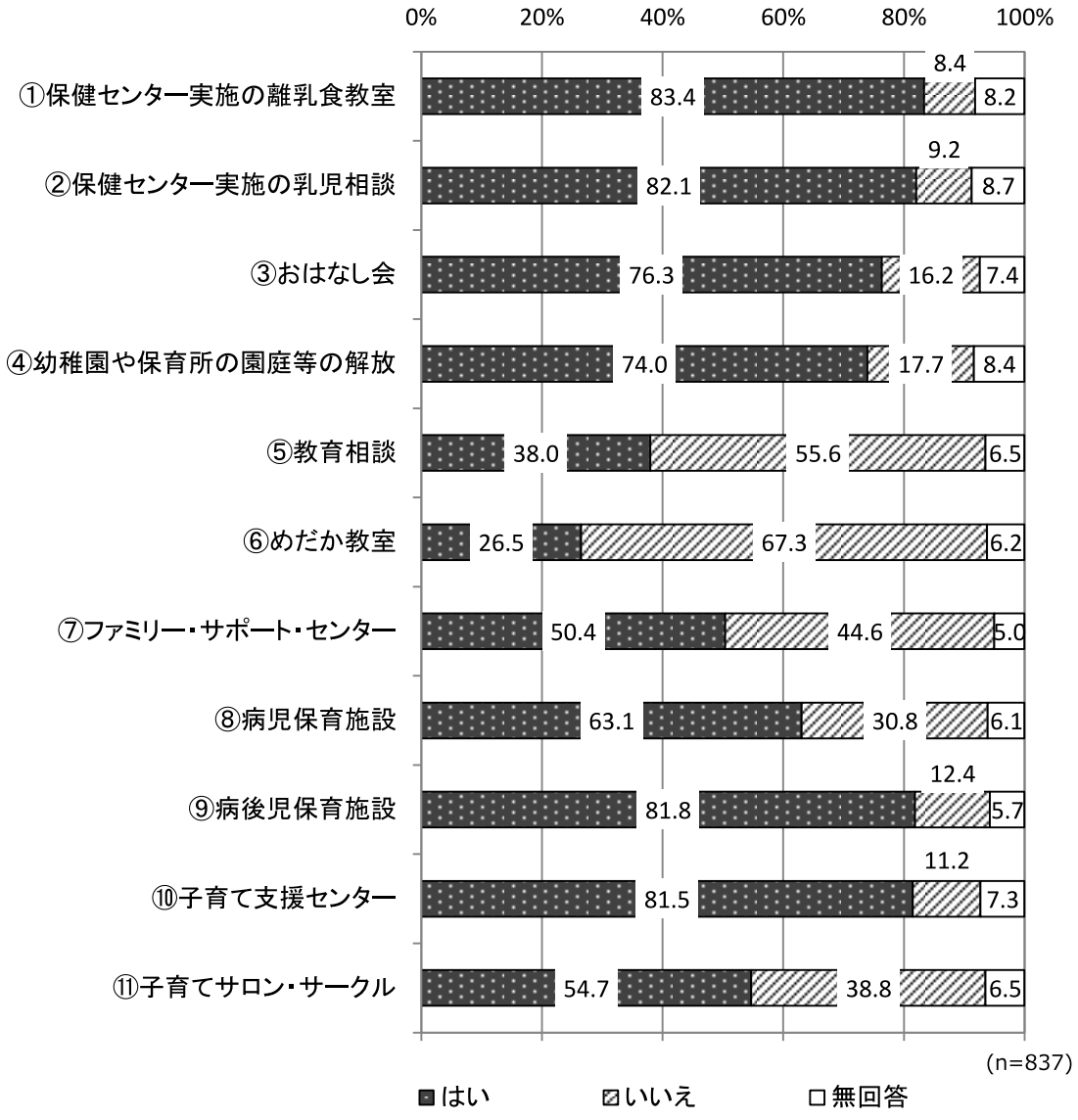

【今後の利用意向】（単一回答）

〈設問対象者〉全員

③おはなし会では「はい」が５割となっています。

①保健センター実施の離乳食教室、②保健センター実施の乳児相談、④幼稚園や保育所の園庭等の解放、⑤教育相談、⑥めだか教室、⑦ファミリー・サポート・センター、⑩子育て支援センター、⑪子育てサロン・サークルでは「いいえ」が５割以上となっています。

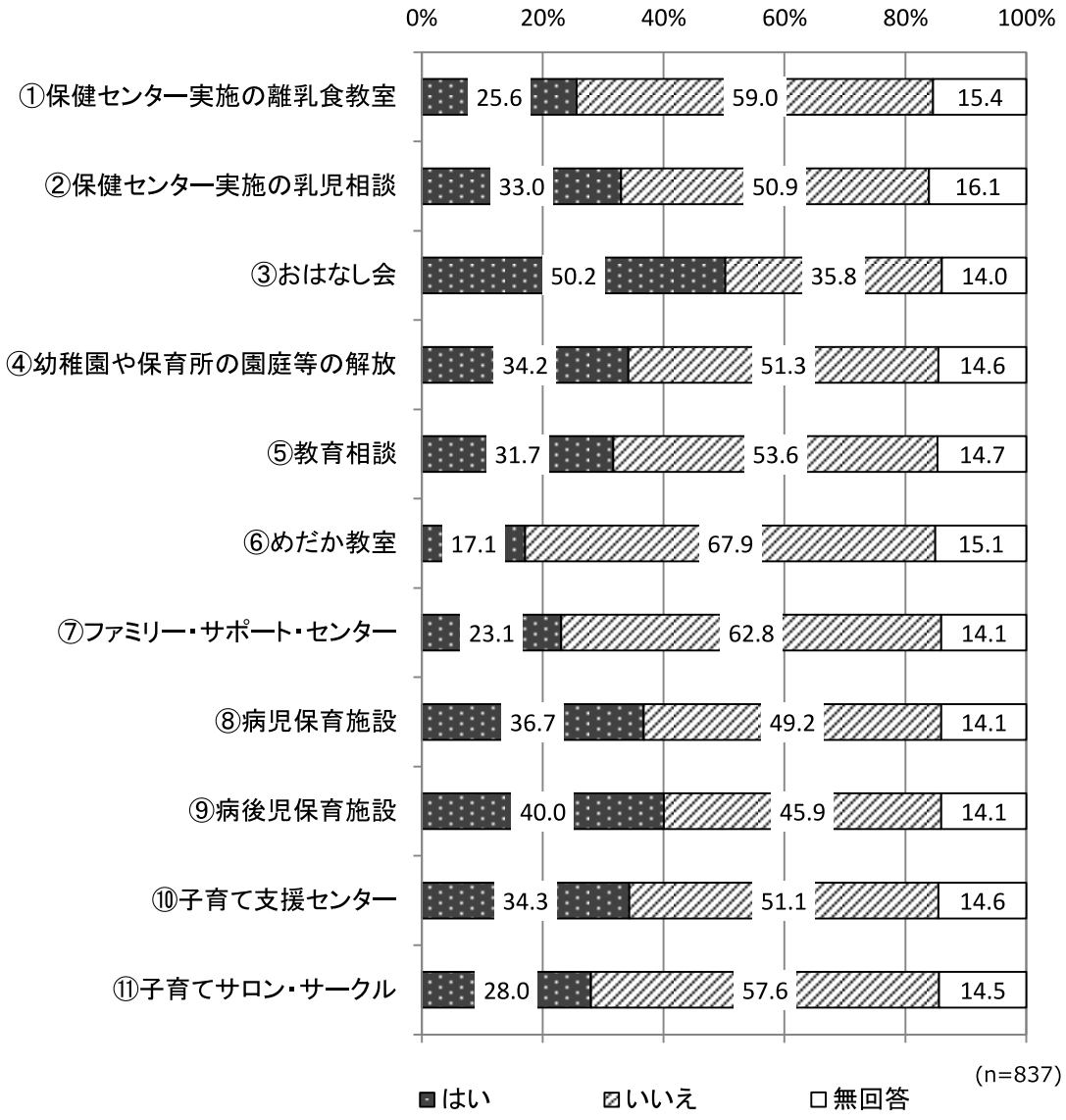

・病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

（単一回答）

〈設問対象者〉幼稚園や保育所（園）への入所など定期的な利用が「ある」と回答した方

「あった」が 84.0%を占めています。

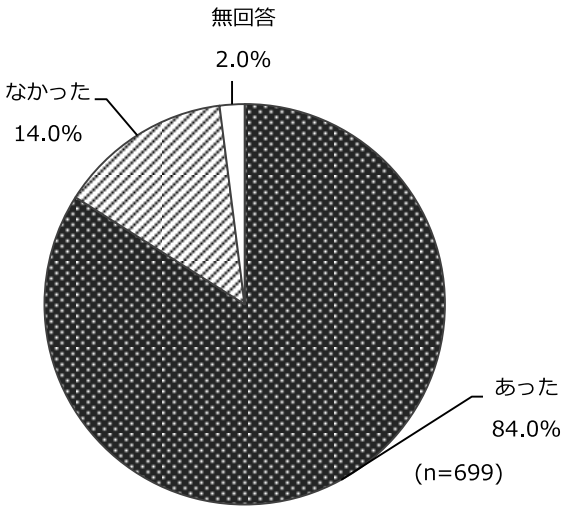

・病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

（複数回答）

〈設問対象者〉病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験が「あった」と回答した方

「母が休んだ」が 88.1%で最も高く、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が 48.6%、「父が休んだ」が 32.7%と続いています。

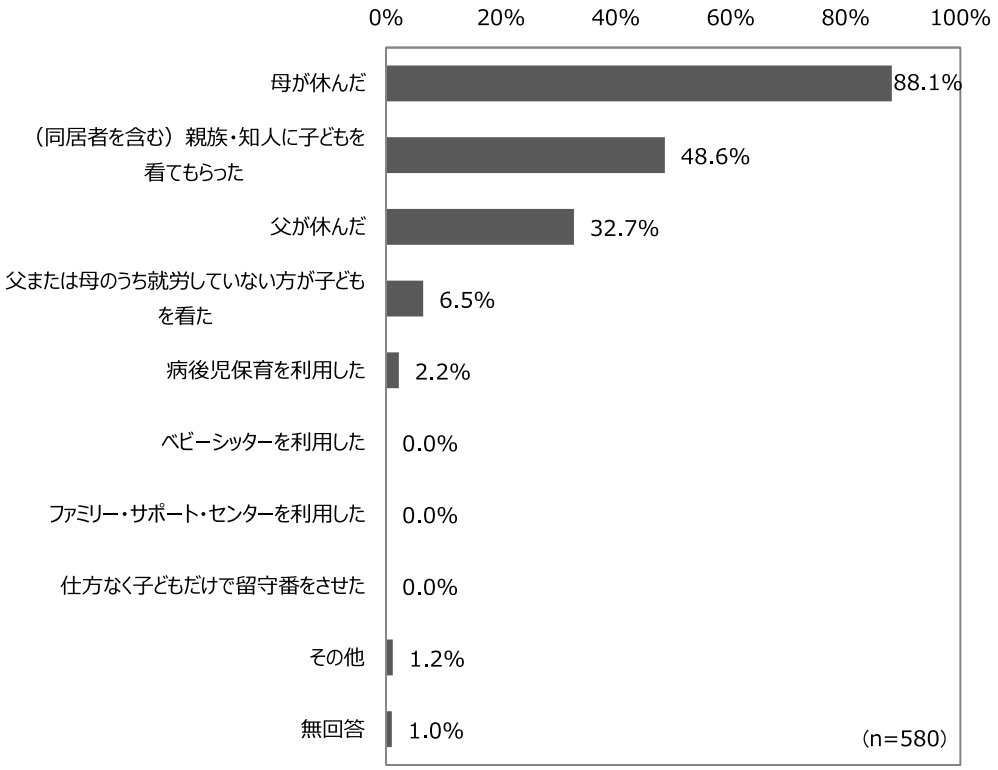

・病児・病後児保育施設等の利用意向

（単一回答）

〈設問対象者〉病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法として「母が休んだ」、「父が休んだ」と回答した方

「利用したいとは思わない」が 70.2%を占めています。

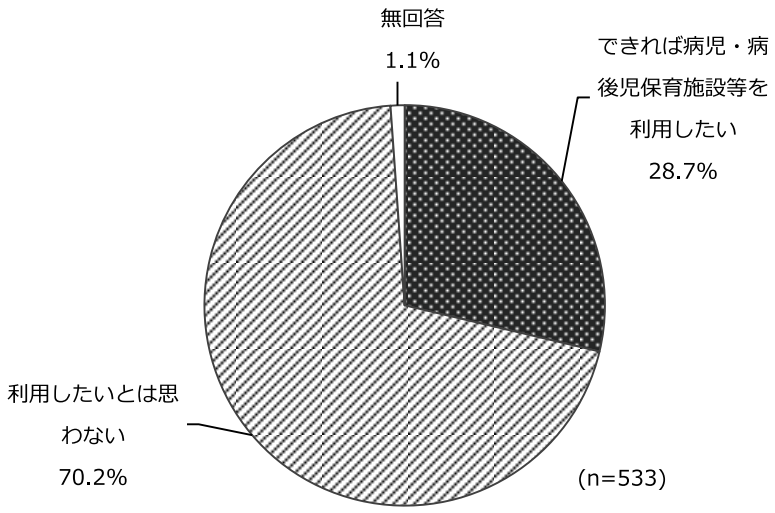

不定期の教育・保育事業の利用

【不定期の教育・保育事業の利用状況】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「利用していない」が 92.6%を占めています。

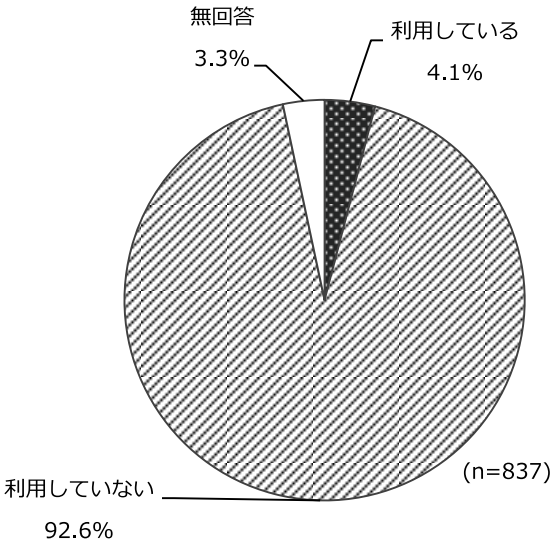

【利用している事業】（複数回答）
〈設問対象者〉不定期の教育・保育事業を「利用している」と回答した方

「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が 47.1%で最も高く、「ファミリー・サポート・センター」が 2.9%と続いています。

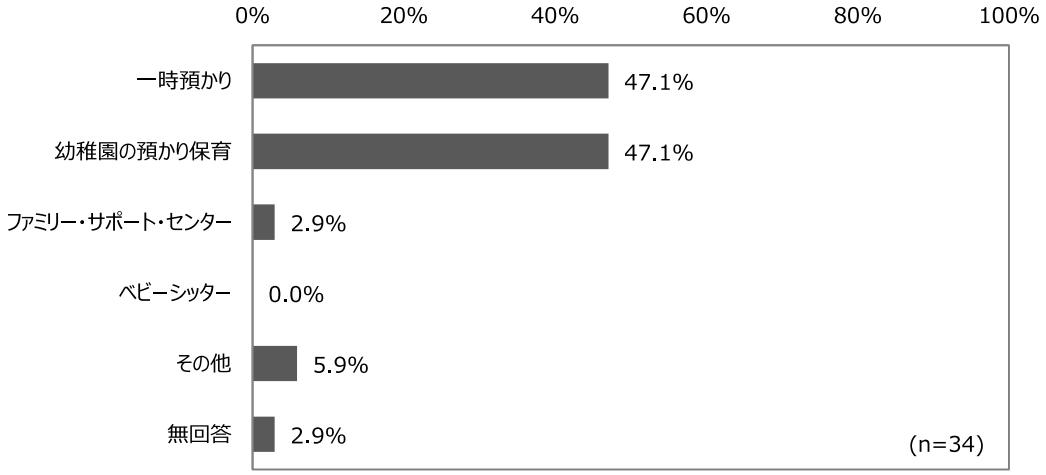

不定期の教育・保育事業利用の必要性と利用目的

【事業利用の必要性】
〈設問対象者〉全員

「利用する必要はない」が 70.6%を占めています。

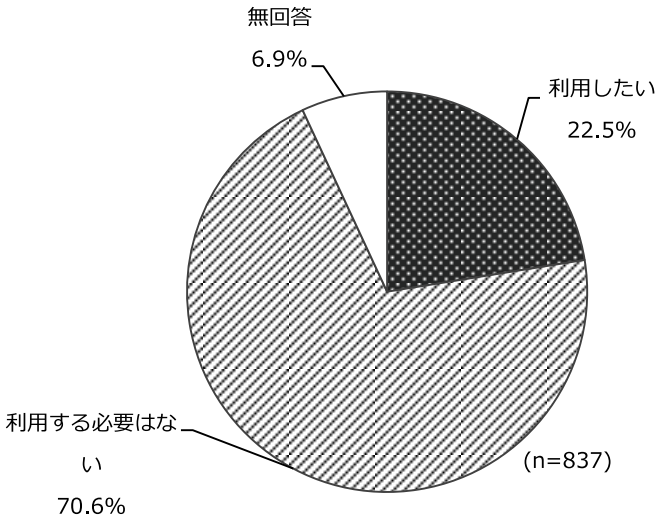

【利用する目的】
〈設問対象者〉不定期の教育・保育事業を「利用したい」と回答した方

「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 59.6%で最も高く、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 55.9%、「不定期の就労」が 30.9%と続いています。

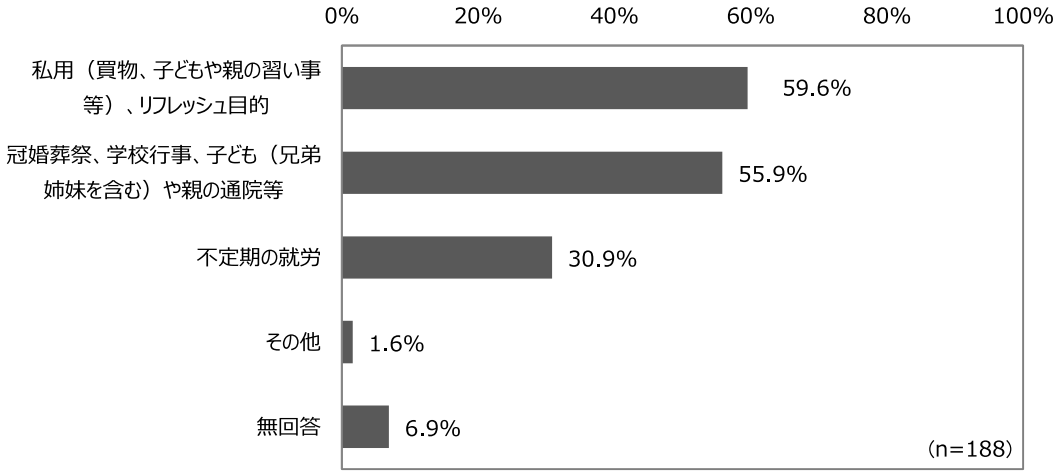

保護者の用事により、泊りがけで家族以外にみてもらう経験と対処方法

【泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「なかった」が 80.8%を占めています。

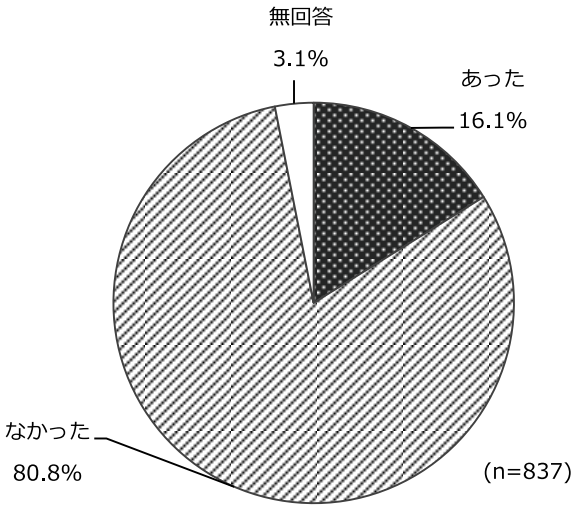

【対処方法】（複数回答）
〈設問対象者〉保護者の用事により、泊りがけで家族以外にみてもらう経験が「あった」と回答した方

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 88.1%で最も高く、「仕方なく子どもを同行させた」が 12.6%と続いています。

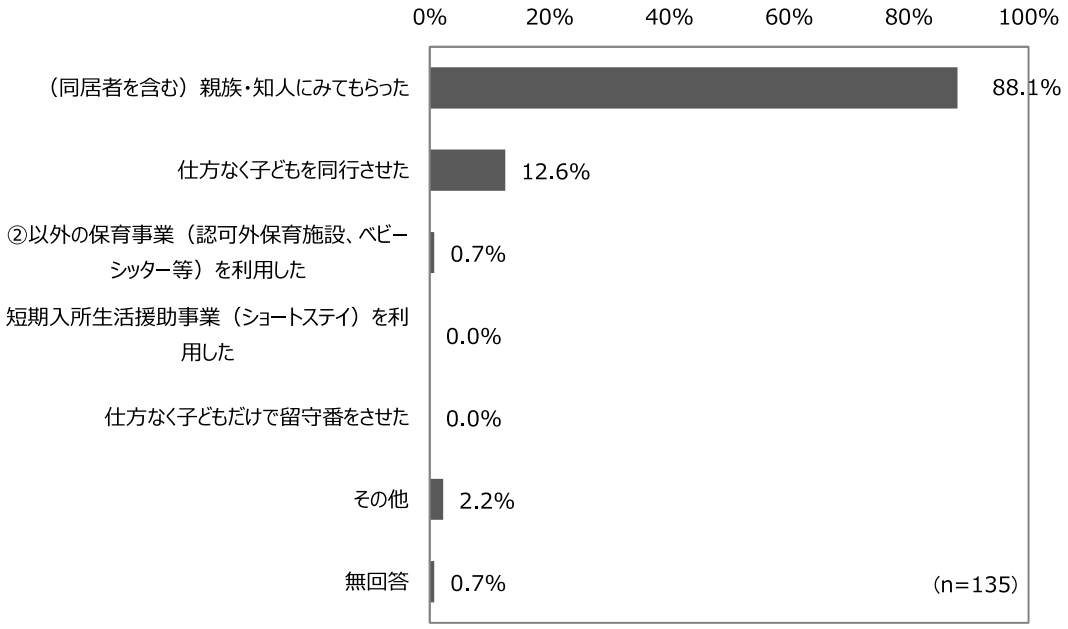

育児休業の取得

【母】（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「取得した（取得中である）」が 60.7%を占めています。

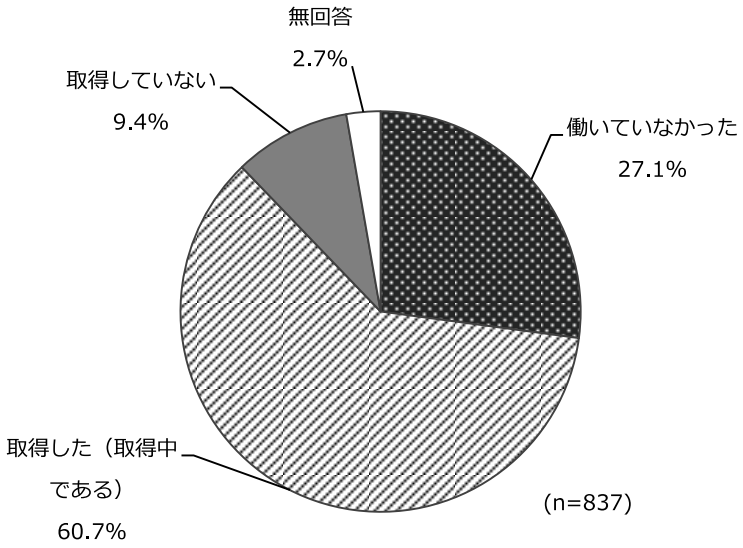

【父】（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「取得していない」が 86.7%を占めています。

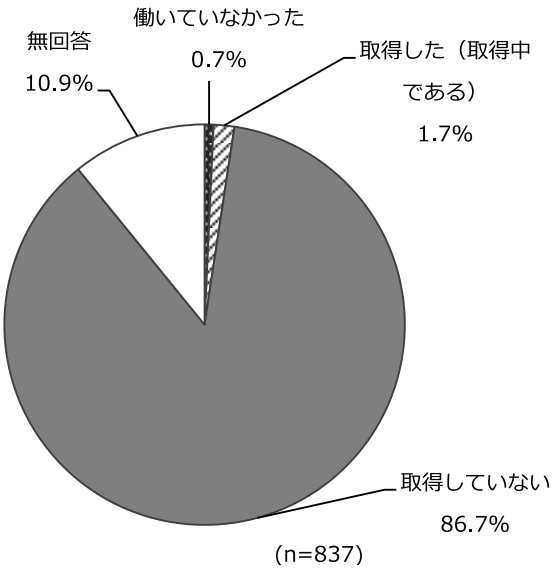

・育児休業を取得しなかった理由

【母】（複数回答）

〈設問対象者〉育児休業を「取得していない」と回答した方

「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 29.1％で最も高く、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 22.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 21.5%と続いています。

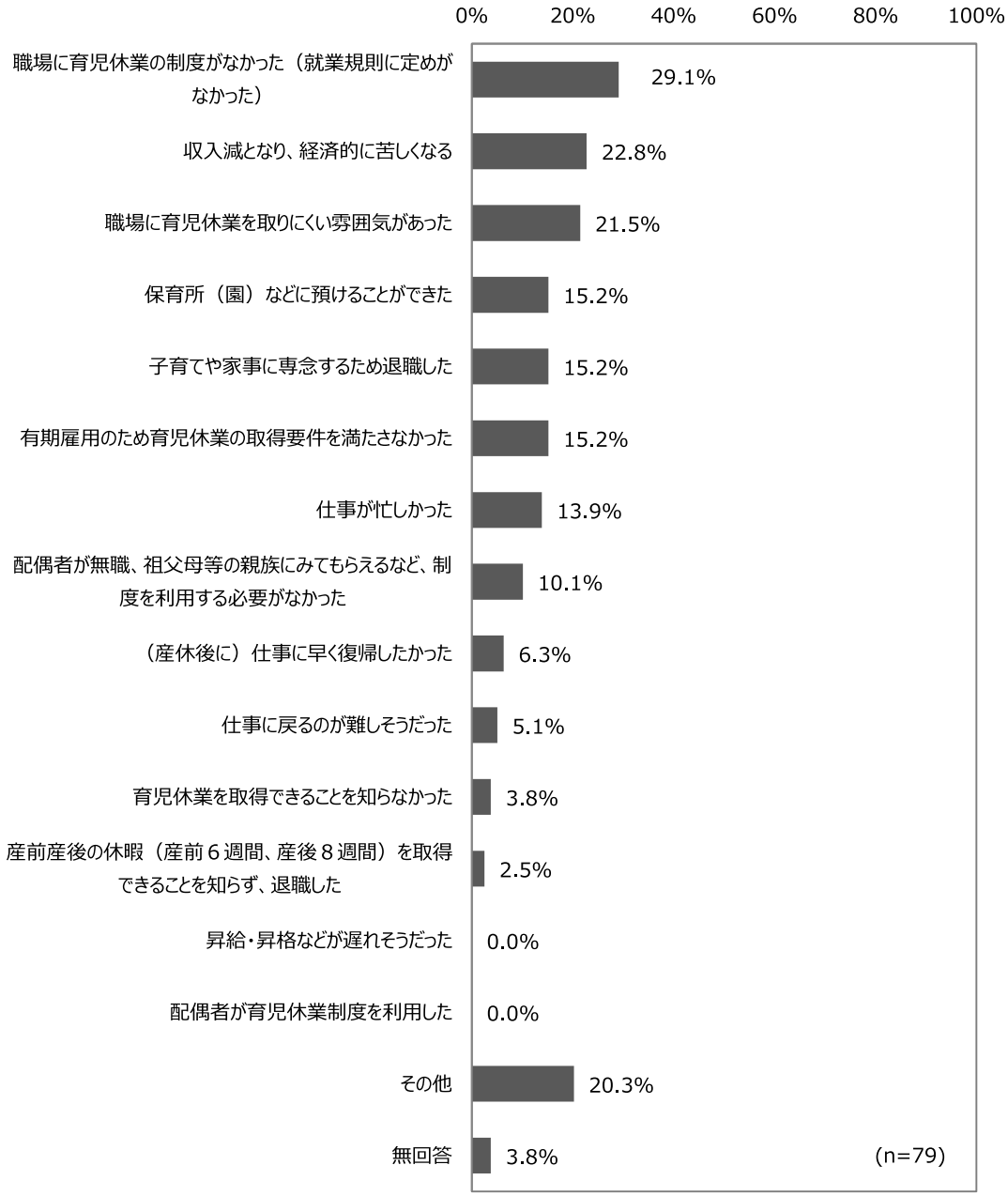

【父】（複数回答）

〈設問対象者〉育児休業を「取得していない」と回答した方

「配偶者が育児休業制度を利用した」が 46.4%で最も高く、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 29.1%、「仕事が忙しかった」が 28.9%と続いています。

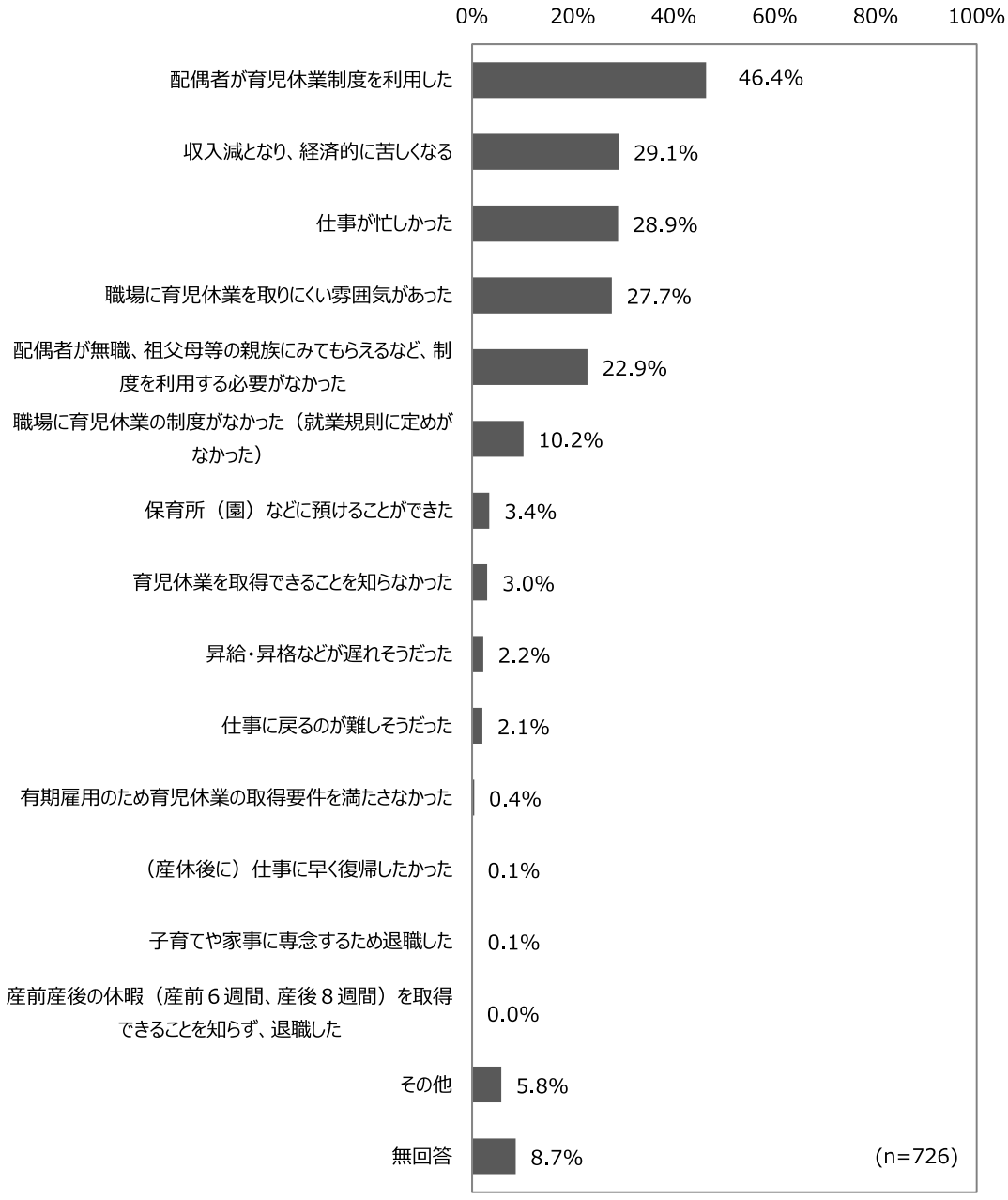

• 子育て中の経験

（単一回答）

〈設問対象者〉全員

②体をひどく叩いたでは「はい」が約２割、③ひどい言葉を言った、④否定的な態度をとったでは、「はい」が約３割を占めています。

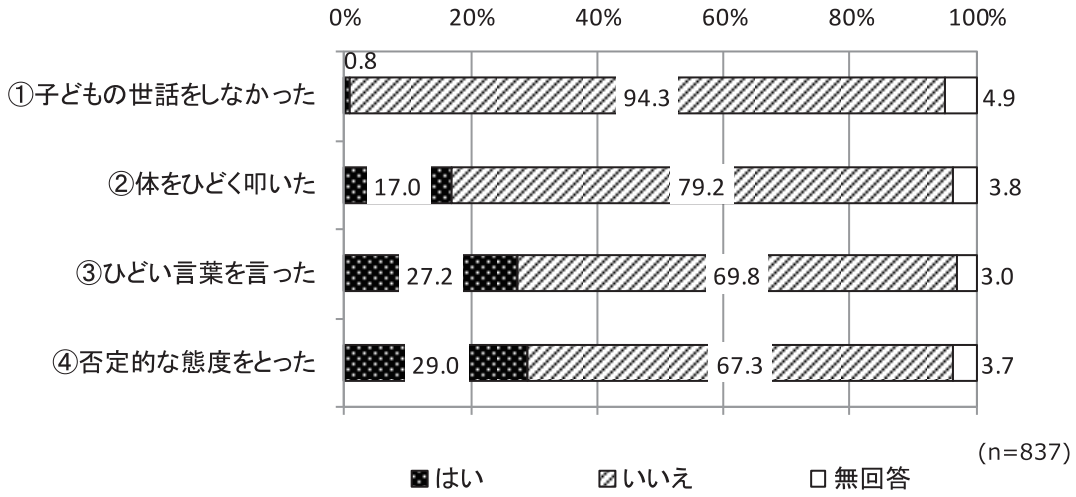

• 子育て情報の入手先

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「保育所（園）、幼稚園、学校」が 79.2%で最も高く、次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」が 65.5%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が 63.6%と続いています。

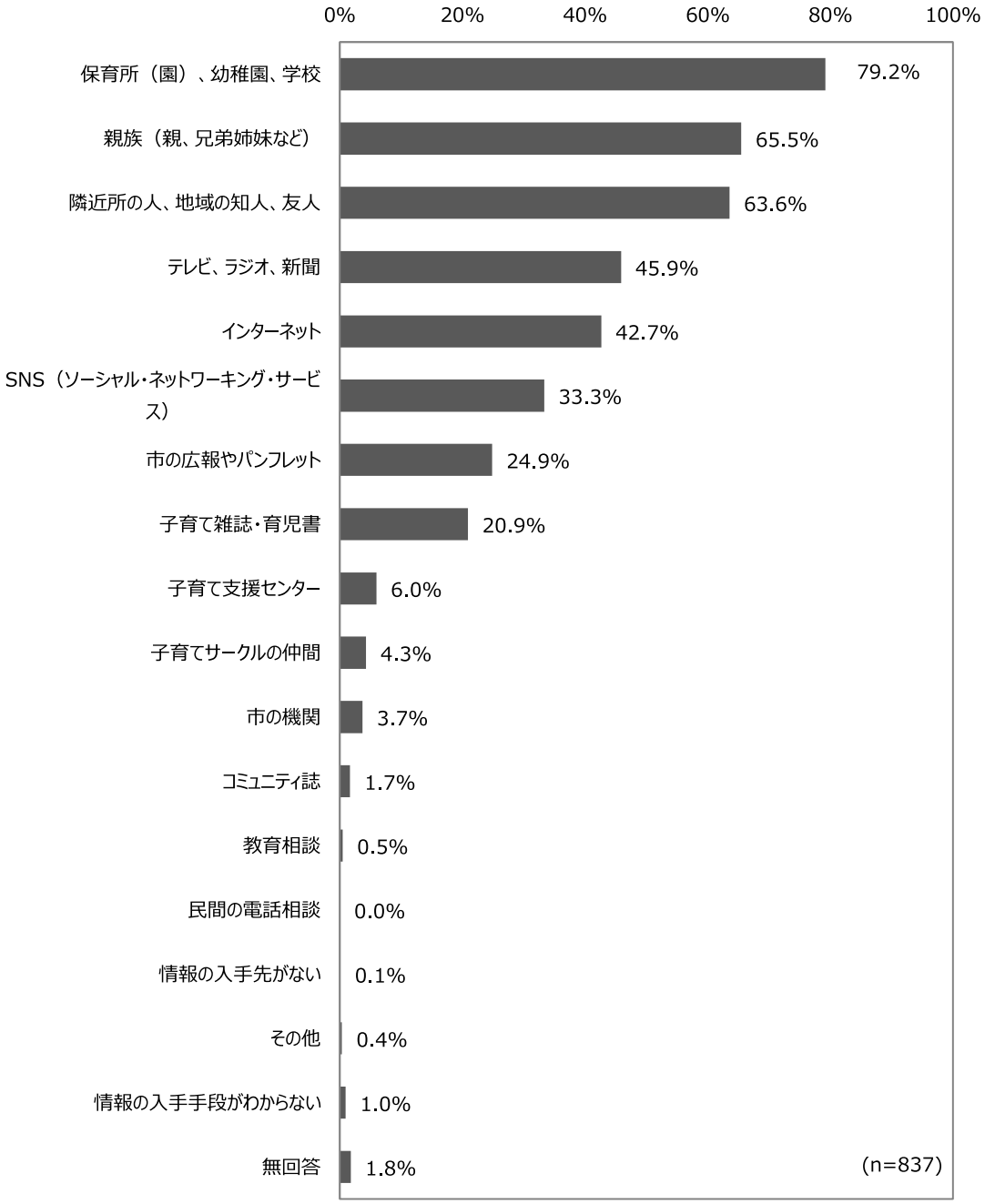

小学生保護者アンケート結果

• お住まいの地区

（単一回答）

〈設問対象者〉全員

「中央ブロック（大田、川合、久利、大屋）」が37.2%で最も高く、次いで「西部ブロック（鳥井、長久、静間、五十猛）」が22.0%、「東部ブロック（朝山、富山、波根、久手）」が18.5%と続いています。

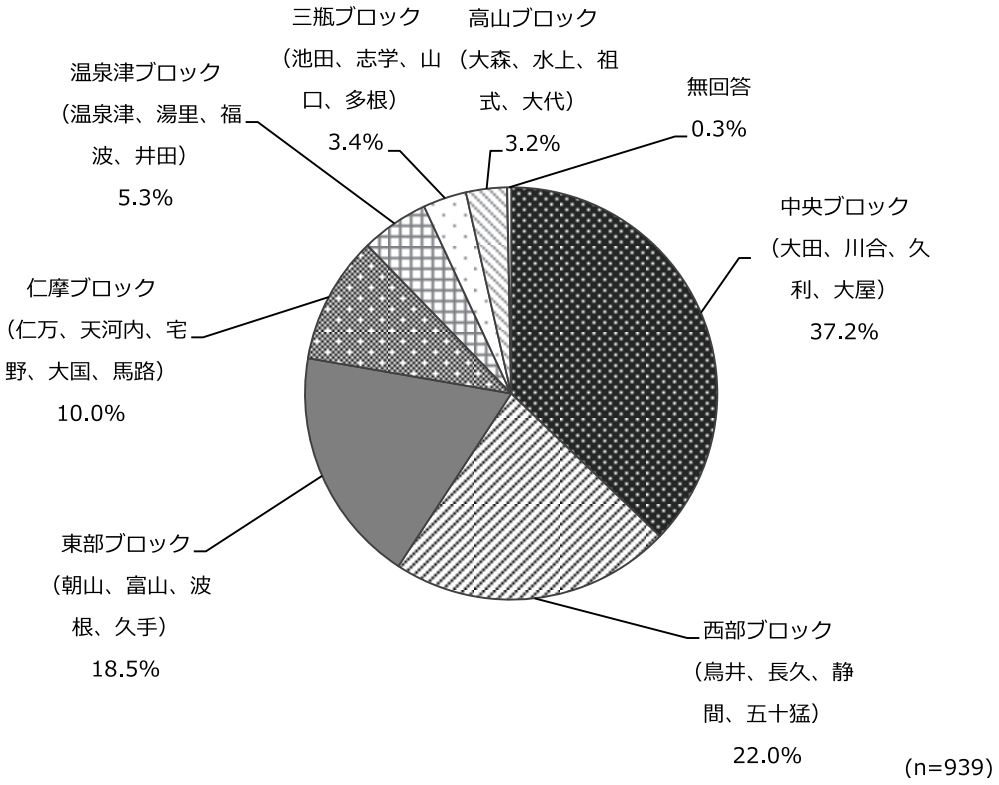

• 同居・近居の状況

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「父母同居」が87.1%と最も高く、次いで「祖父母近居」が39.7%、「祖父母同居」が31.8%と続いています。

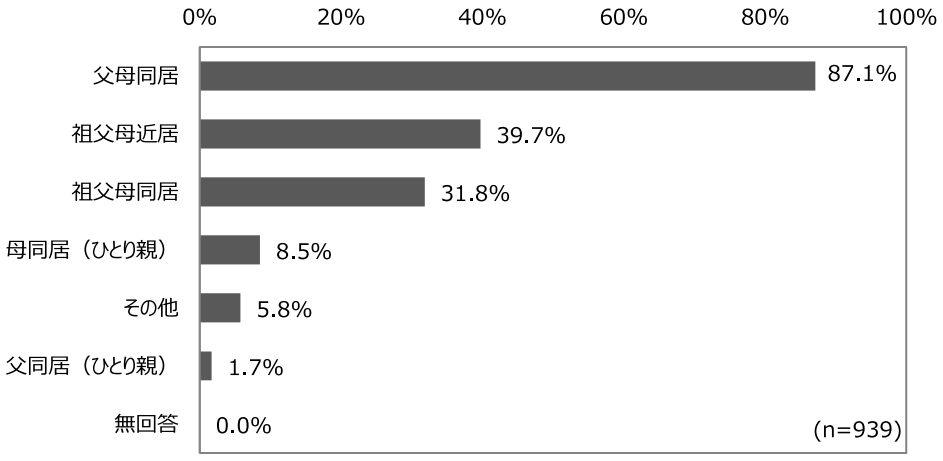

・保護者の現在の就労状況（自営業含む）

【母】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が62.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.7%と続いています。

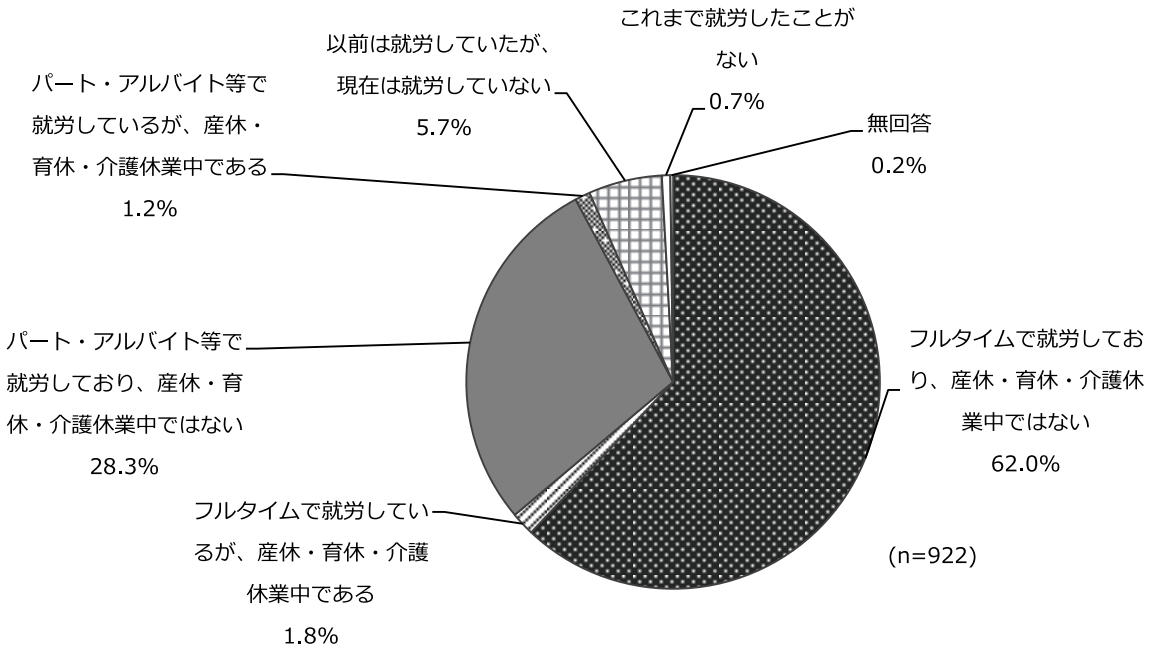

【父】（単一回答）
〈設問対象者〉全員

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が95.9%を占めています。

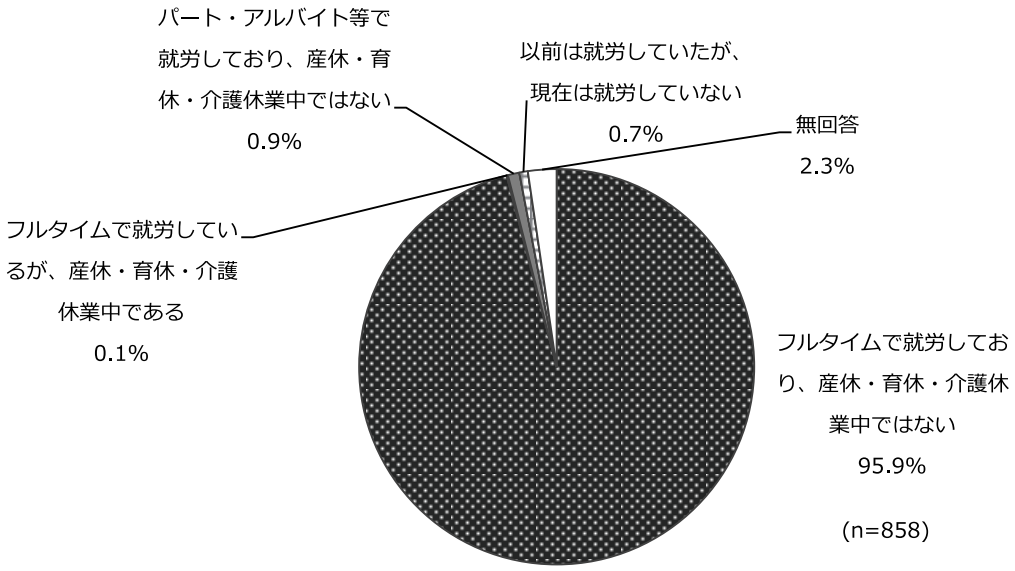

・フルタイムへの転換希望

【母】（単一回答）

〈設問対象者〉保護者の現在の就労状況において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」又は「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が52.9%を占めています。

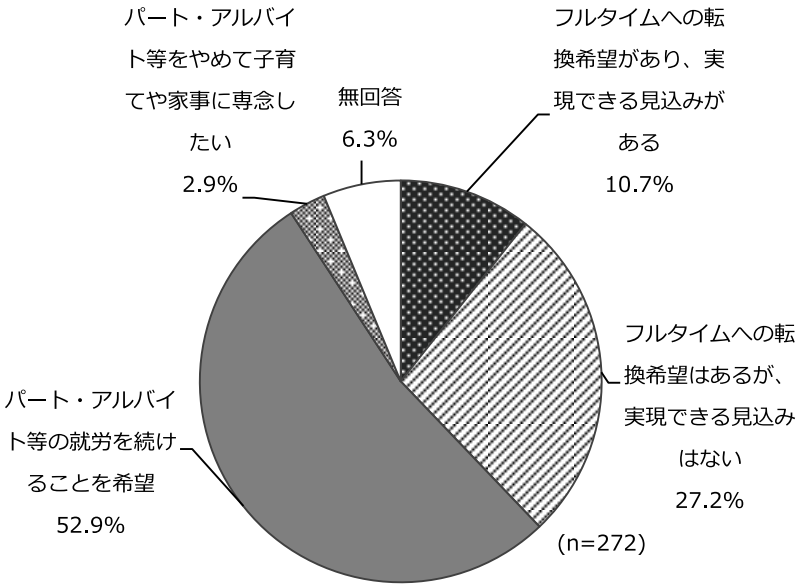

【父】（単一回答）

〈設問対象者〉保護者の現在の就労状況において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」又は「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が50.0%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」が12.5%と続いています。

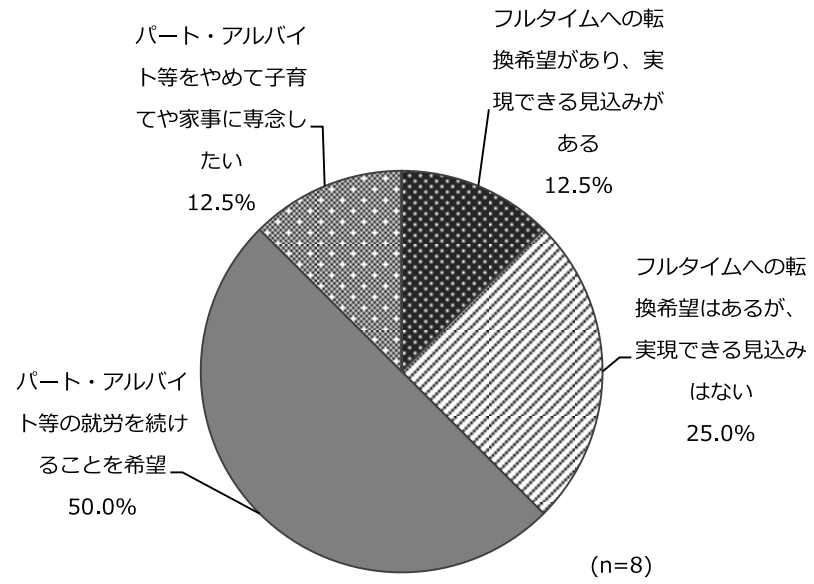

• 平日の放課後や休日の過ごし方

【保護者の希望】
〇平日の放課後（複数回答）
〈設問対象者〉全員

「自宅で家族と過ごす」が54.0%で最も高く、次いで「放課後児童クラブで過ごす」が21.3%、「自宅や公園などで友達と過ごす」が19.3%と続いています。

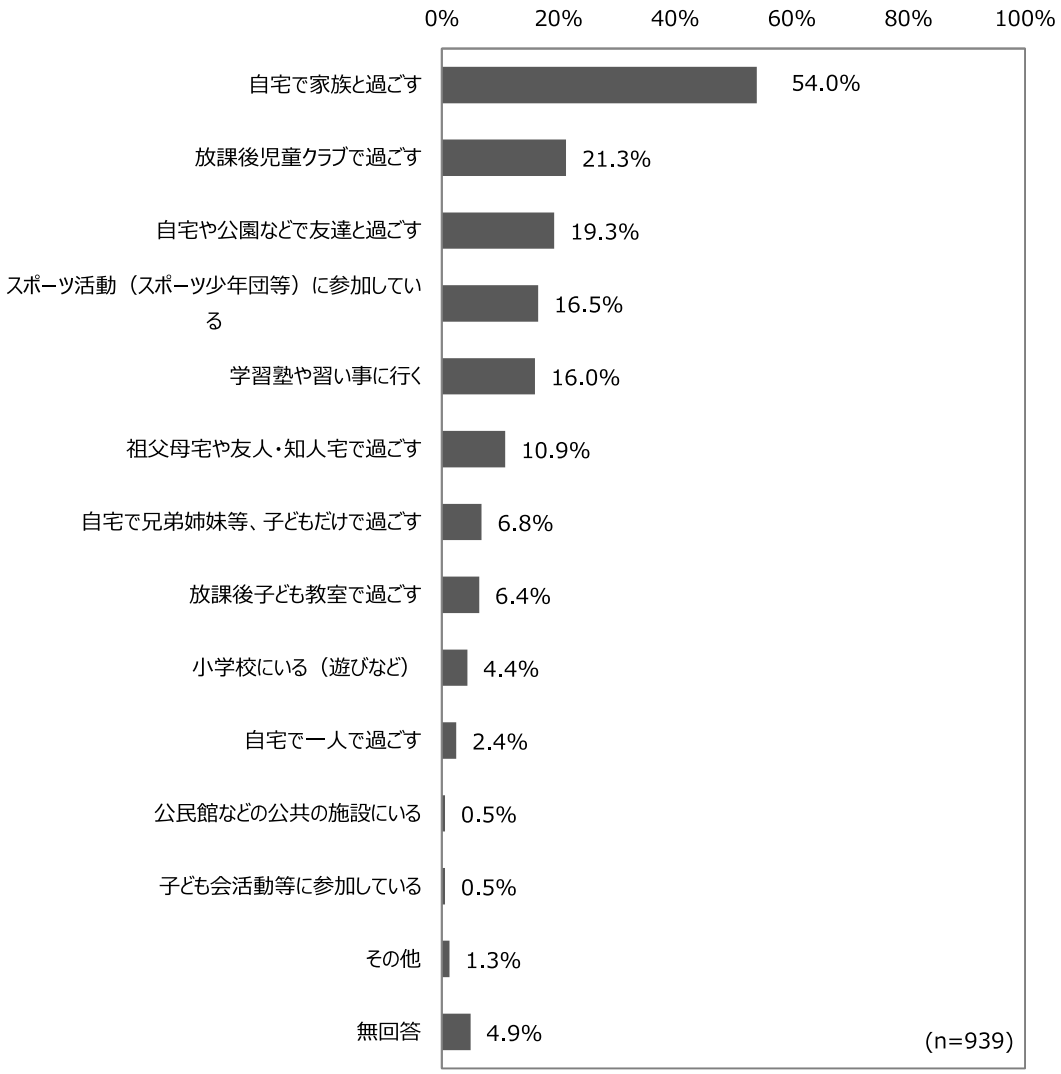

○休日（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「自宅で家族と過ごす」が85.4%で最も高く、次いで「自宅や公園などで友達と過ごす」が26.5%、「スポーツ活動（スポーツ少年団等）に参加している」が23.6%と続いています。

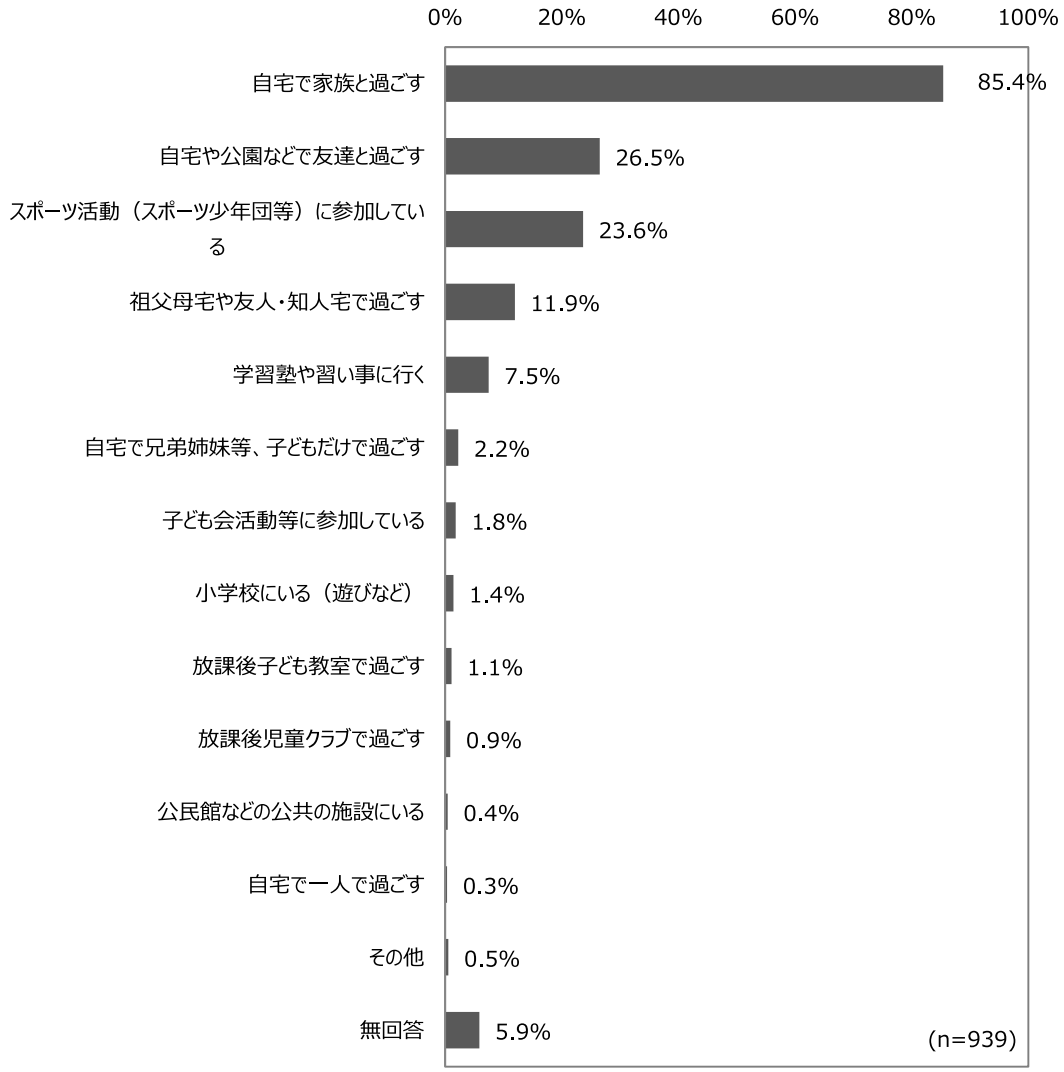

放課後子ども教室、放課後児童クラブ、スポーツ活動の満足度

【放課後子ども教室】（単一回答）
〈設問対象者〉放課後子ども教室を「利用したことがある」方

「どちらでもない」が51.6%を占めています。

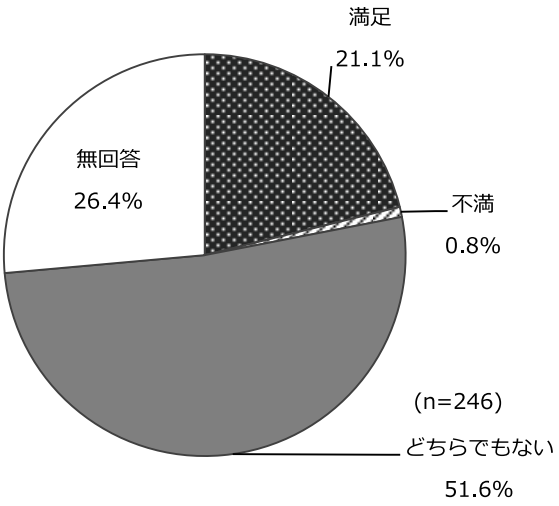

【放課後児童クラブ】（単一回答）
〈設問対象者〉放課後児童クラブを「利用したことがある」方

「満足」が57.0%を占めています。

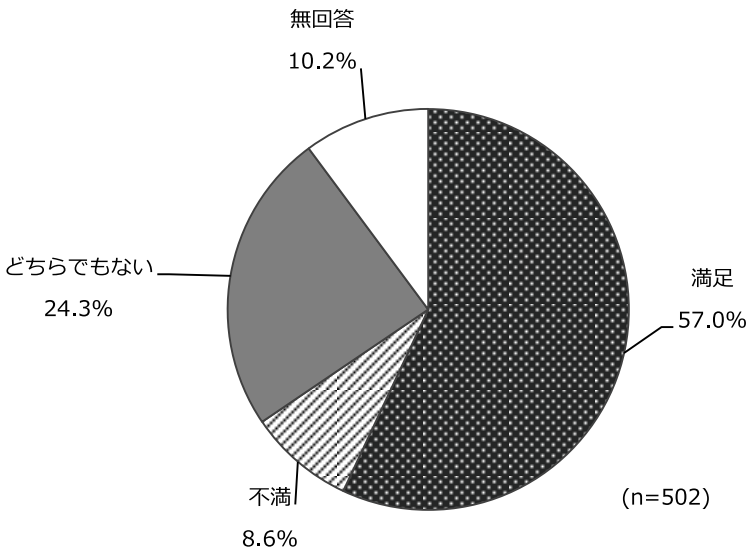

【スポーツ活動（スポーツ少年団等）】（単一回答）
〈設問対象者〉スポーツ活動（スポーツ少年団等）を「利用したことがある」方

「満足」が47.6%を占めています。

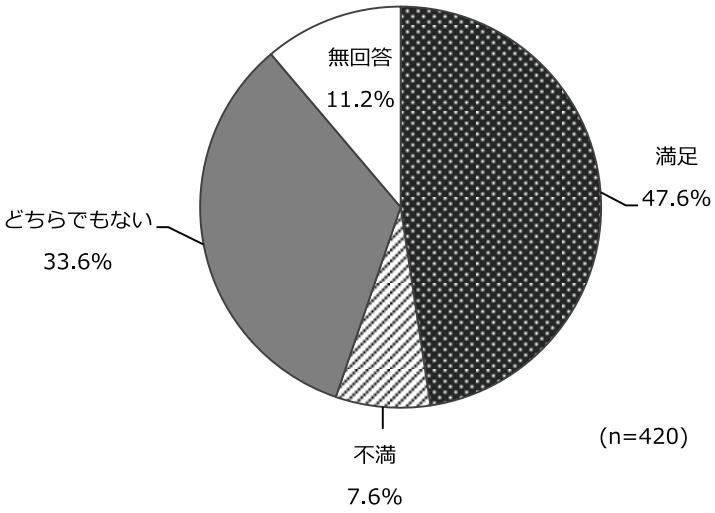

• 平日小学校終了後の放課後児童クラブの利用意向

【小学校1～3年生】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが１～3年生の方

「利用する必要はない」が43.1%で最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が31.1%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が21.5%と続いています。

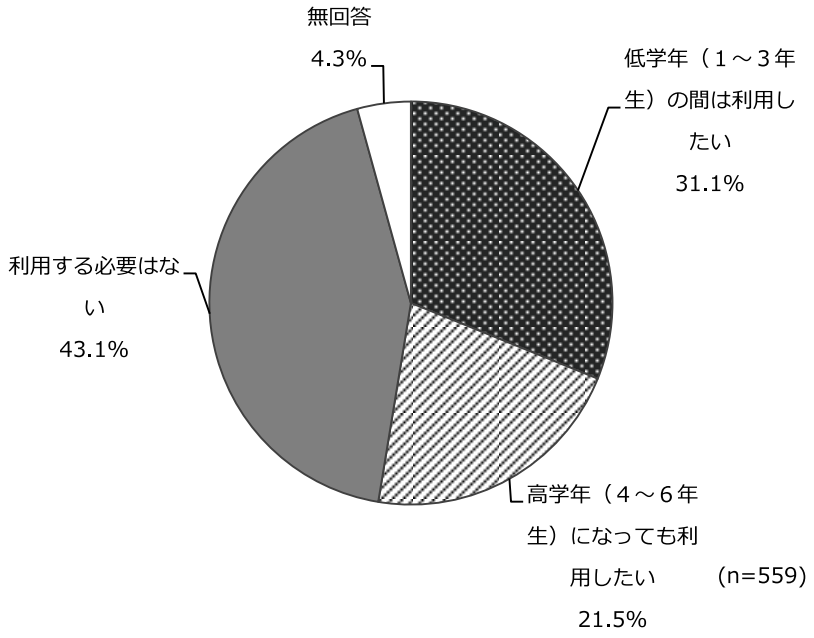

【小学校4～6年生】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが4～6年生の方

「利用する必要はない」が80.4%を占めています。

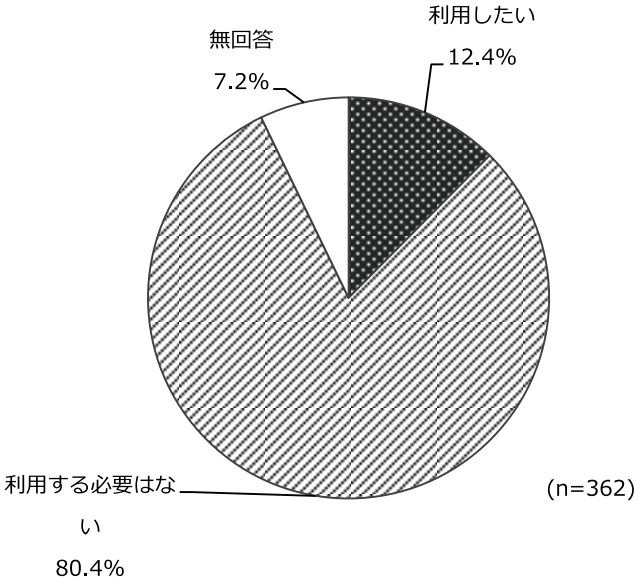

・土曜日と日曜・祝日、夏休み・冬休み等の長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

小学1～3年生
【土曜日】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが１～3年生の方

「利用する必要はない」が62.1%を占めています。

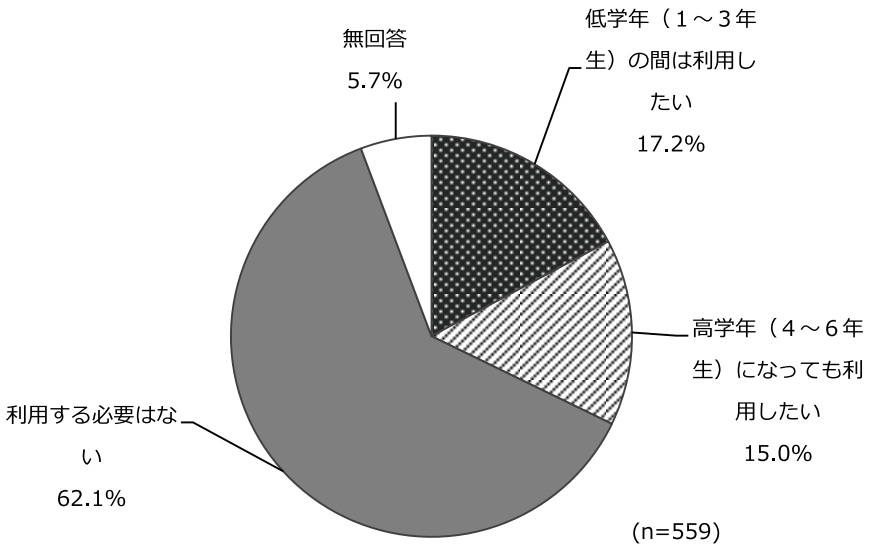

【日曜・祝日】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが１～3年生の方

「利用する必要はない」が83.9%を占めています。

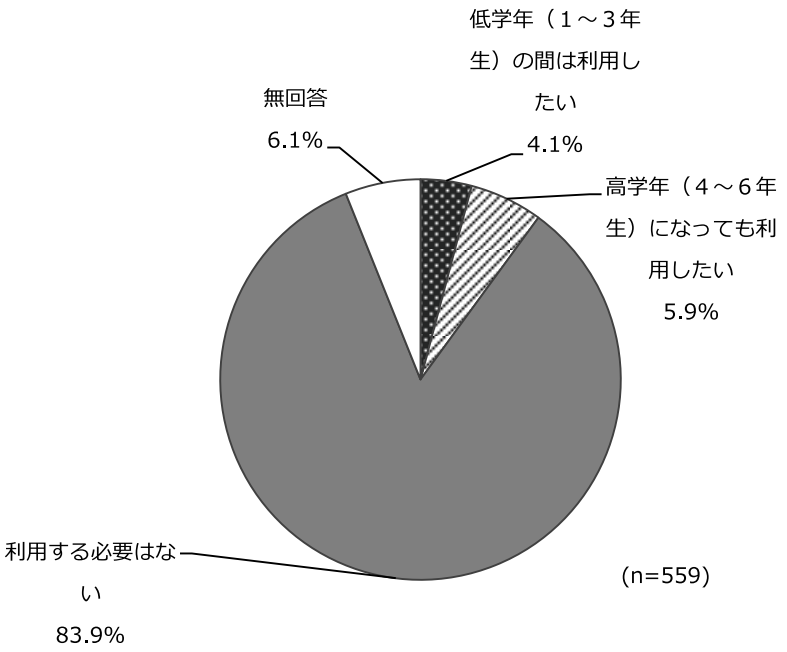

【夏休み・冬休み等の長期休暇中】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが１～3年生の方

「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が32.4%で最も高く、次いで「利用する必要はない」が30.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が29.9%と続いています。

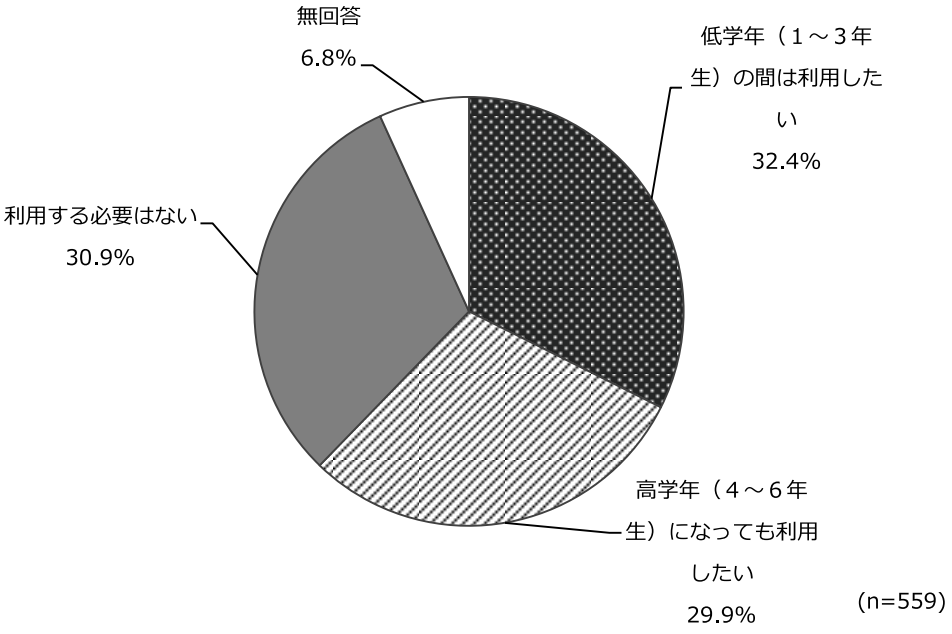

小学4～6年生

【土曜日】（単一回答）

〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが4～6年生の方

「利用する必要はない」が85.6%を占めています。

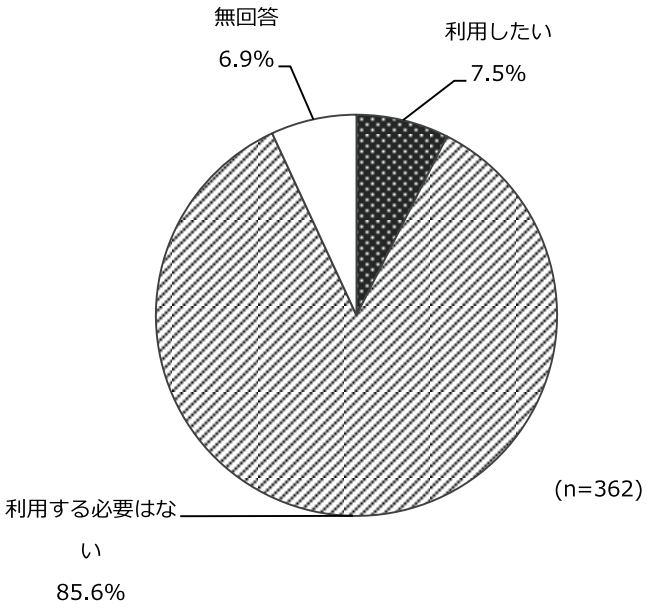

【日曜・祝日】（単一回答）

〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが4～6年生の方

「利用する必要はない」が90.6%を占めています。

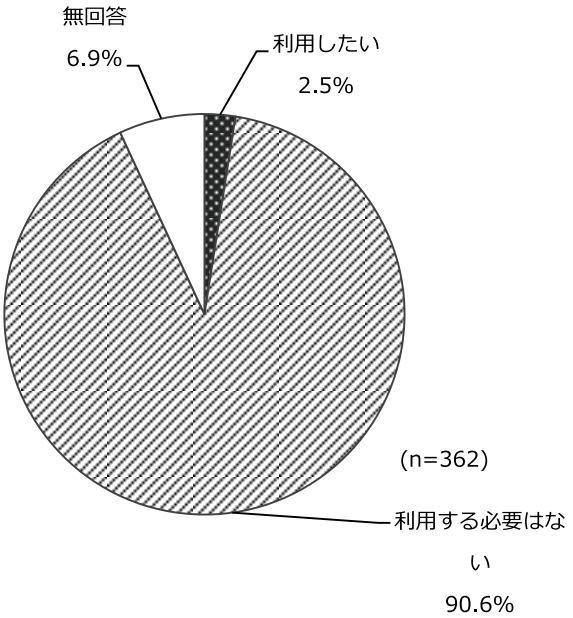

【夏休み・冬休み等の長期休暇中】（単一回答）
〈設問対象者〉アンケート対象のお子さんが4～6年生の方

「利用する必要はない」が69.3%を占めています。

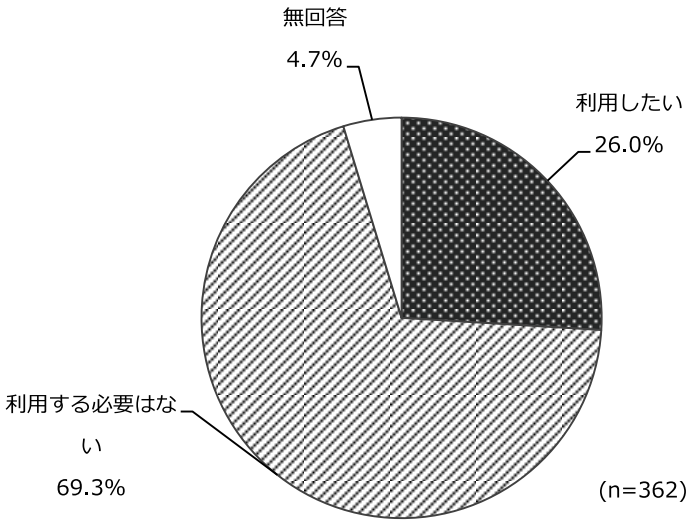

・子育て中の経験

（単一回答）
〈設問対象者〉全員

②体をひどく叩いたでは「はい」が25.5%、③ひどい言葉を言ったでは「はい」が45.9%、④の否定的な態度をとったでは「はい」が34.5%を占めています。

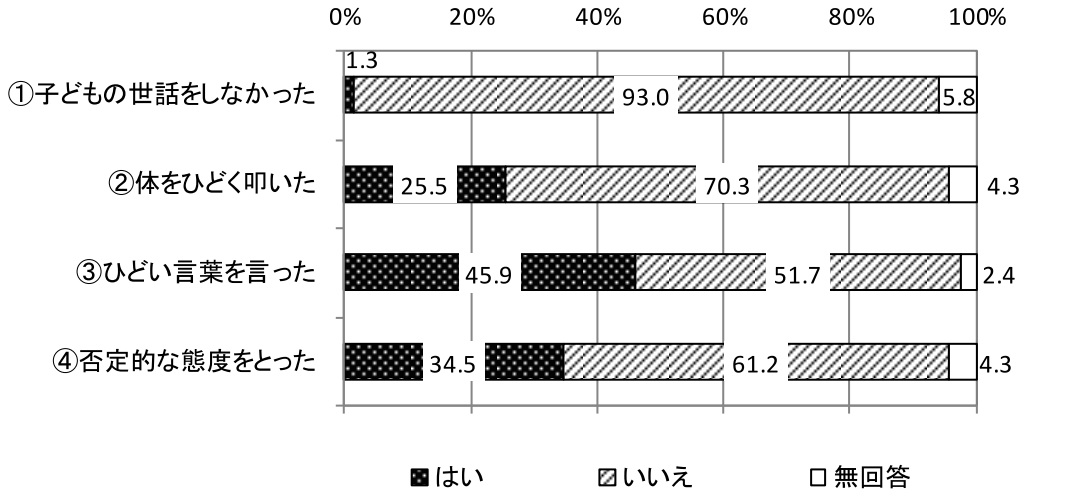

(n=939)

・ファミリー・サポート・センターの利用意向

【利用意向】

〈設問対象者〉全員

「わからない」が57.5%を占めています。

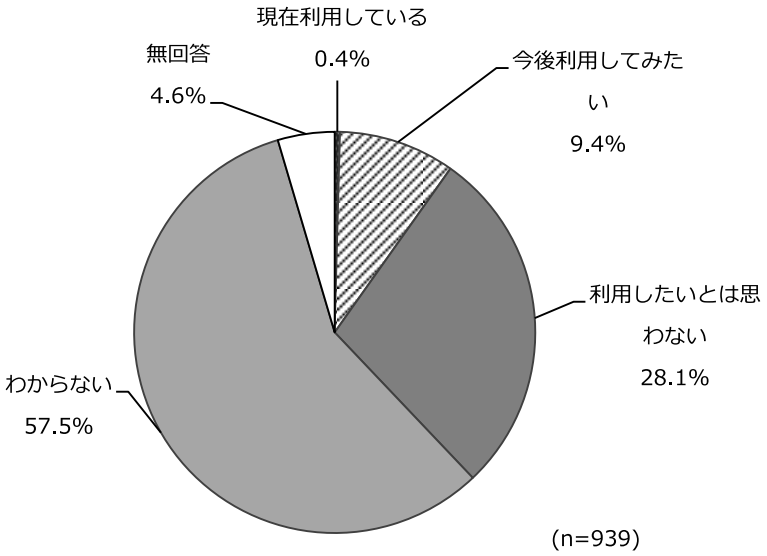

・子育て情報の入手先

（複数回答）

〈設問対象者〉全員

「隣近所の人、地域の知人、友人」が 73.4%で最も高く、次いで「保育所（園）、幼稚園、学校」が 69.8%、「親族（親、兄弟姉妹など）」が 65.4%と続いています。

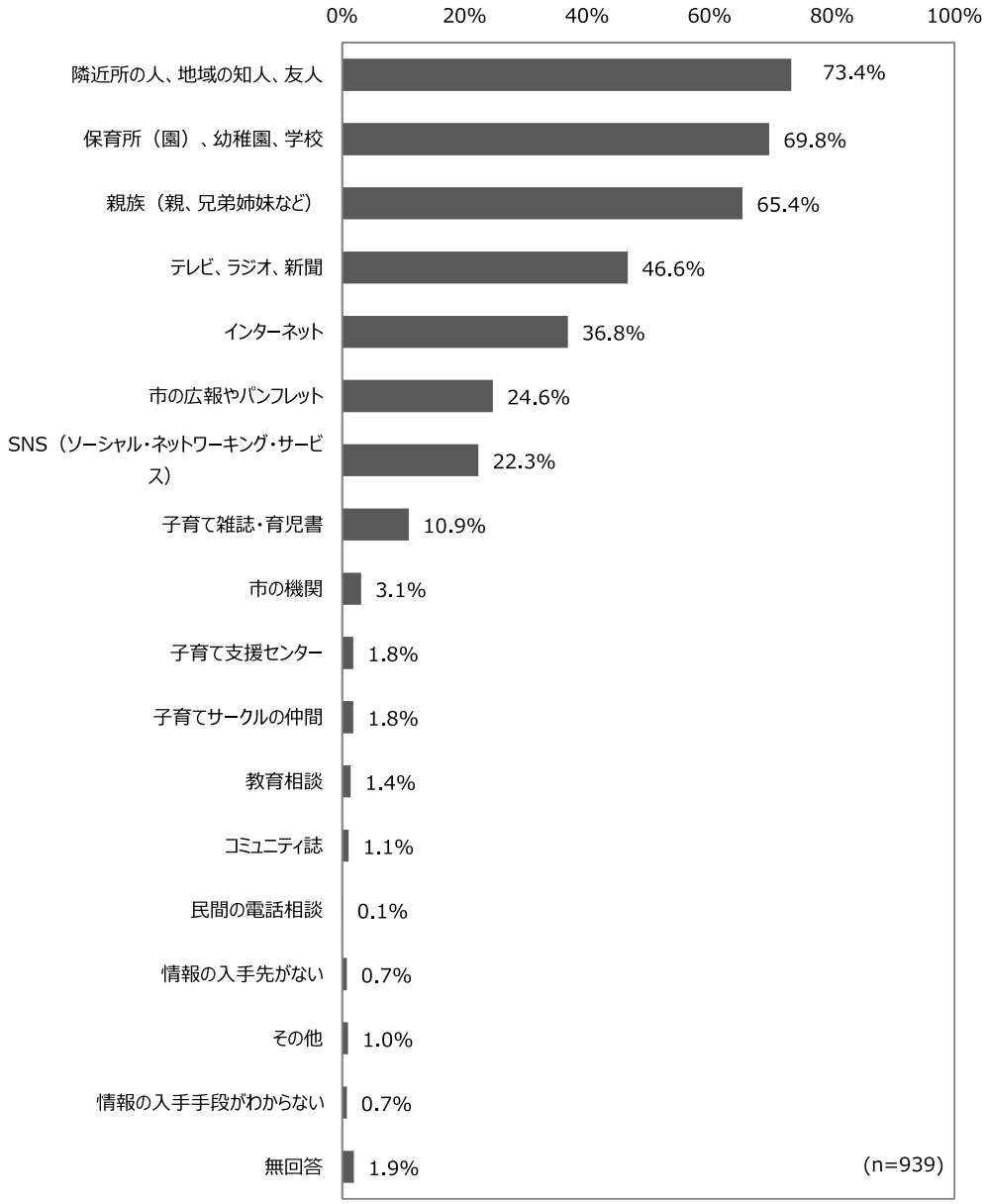

３ 大田市子ども･子育て支援推進会議条例

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大田市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）　子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
（２）　幼稚園、保育所等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
（３）　家庭的保育事業等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
（４）　子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び実施状況を調査審議すること。
（組織）
第３条　推進会議は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長）
第５条　推進会議に会長を置く。
２　会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第６条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（関係者の出席）
第７条　推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4 大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿（平成30年度・令和元年度）

（順不同　敬称略）

No.	区分	所属機関	委員役職	委員名	備考
1	学識経験者	島根県立大学人間文化学部 保育教育学科	准教授	小山　優子	
2	保育所関係者	大田市保育研究会	会　長	岩倉　善光	
3		大田市民営保育所協議会	会　長	向田　健治	平成30年度
			会　長	岩根　礼子	令和元年度
4	放課後児童クラブ	大田市放課後児童クラブ連絡協議会	会　長	青木　正三	
5	学校教育関係者	大田市校長会	大田市立 大田小学校 校長	大谷　正利	平成30年度
			大田市立 大田小学校 校長	橘　　弘章	令和元年度
6	子育て支援団体	大田市子育て支援団体連絡会	副会長	生越　雅子	令和2年1月まで
			森のどんぐりクラブ 代表者	松場　奈緒子	令和2年2月より
7		NPO法人おおだ子どもセンター	副理事長	田中　はるみ	平成30年度
8	労働者代表	連合島根大田地域協議会	副　議　長	奈義良　公一	
9	企業関係者	島根大田青年会議所	直前理事長	山崎　桂一	令和2年1月まで
			副理事長	酒本　龍矢	令和2年2月より
10	子育て当事者	あゆみ保育園父母の会	役　員	森田　由香	
11		大田市公立幼稚園PTA連合会	会　長	湯川　　徹	平成30年度
			会　長	三島　修司	令和元年度
12		大田市PTA連合会	副会長	初田　香奈子	平成30年度
			副会長	大西　なつき	令和元年度
13	民生児童委員	大田市民生児童委員協議会	主任児童委員	森山　朝子	
14	社会福祉協議会	大田市社会福祉協議会	地域福祉課長	藤間　　誠	平成30年度
			地域福祉課 主任主事	飯田　啓介	令和元年度
15	放課後子ども教室	大田市公民館連絡協議会	会　長	岩根　了達	令和2年1月まで
			研修事業部長 （西部公民館　館長）	田平　修二	令和2年2月より

5 計画策定の経過

年	月	事　項　等	内　容
H30	11	平成 30 年度第１回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・子ども・子育てに関する市民アンケートの実施について
	12	平成 30 年度第２回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査について
H31	1	市民アンケート調査	就学前保護者有効回答率：74.7% 小学生保護者有効回答率：79.8%
	2	意見交換会	２回実施、計 17 名の保護者が参加
		施設等アンケート調査	送付先：保育所（園）、子育て支援センター、子育てサロン・サークル、放課後児童クラブ、放課後子ども教室
	3	平成 30 年度第３回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査について（中間報告）
R1	6	令和元年度第１回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第１期大田市子ども・子育て支援事業　事業評価について
	8	令和元年度第２回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第２期大田市子ども・子育て支援事業計画　骨子（案）について
	10	令和元年度第３回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第２期大田市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・大田市公立保育所再編基本計画（素案）について
	11	令和元年度第４回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第２期大田市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	12	大田市議会　定例会会議	・第２期大田市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・大田市公立保育所再編基本計画（案）について
R2	1	パブリック・コメント	・２つの計画（案）への意見募集
	2	令和元年度第５回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第２期大田市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・大田市公立保育所再編基本計画（案）について

児童憲章（昭和２６年制定）全文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

一　すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
二　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
三　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
四　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
五　すべての児童は、自然を愛し、科学と技術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
六　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
七　すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
八　すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
九　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
十　すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
十一　すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
十二　すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。